

二 豫防施設 消防に關する講習は、大正九年四月縣に於て開催せるを始とし、駿東郡沼津町、田方郡田中村大仁、志太郡島田町等に於て之を開き、消防展覽會は九年十二月沼津町に開催し、又活動寫眞は駿東郡沼津町及同小泉村の消防組合にて撮影し、十年二月より縣下各地に於て興行せり。又各地に火災豫防組合ありて、一定の規約に依り豫防其の他の施設を爲す、即ち灰の容器は不燃質物を以て製造することに力め、竈、煙筒、薪置場等に付きては一箇年數回各戸に臨檢して注意し木灰又は細砂を紙袋に入れ應急の消防に備え、小兒の弄火を豫防する爲燐寸函を備ふる等の如し、又賀茂郡中川村、仁科村、岩科村、田方郡内浦村、小笠郡川野村、相草村、西山口村、濱名郡富塚村、五島村、村櫛村、吉野村、河輪村、白須賀町十三箇町村にては少年警備隊を組織し、消防組員學校長の監督の下に火災豫防上の活動を爲しつゝあり。兒童に警火思想を注入し、一面規律協同の精神を涵養するに相當効果あるものゝ如し。婦人警備隊は、田方郡内浦村、駿東郡原里村、賀茂郡稻取村、仁科村、岩科村、朝日村の六箇村にあり。婦女子に警火思想を普及し、男子の不在中火災を警防する目的にて組織したるものにして、

漁村の如き男子不在勝の地方には適切なる施設たるを疑はず。

五 銃砲火藥類

本縣には銃砲製造者二十四名、銃砲販賣業者十二名あり、大正九年に於ては其の改造修繕數四百五箇、販賣高五百五十七箇に達す。又火藥販賣者は十八名ありて、煙火の製造高一萬八千七百七十二箇、其の他の火藥工品二萬八百箇に及ぶ。

火藥類消費

事業別	事業數	消費			
		火藥	發雷	管導	火量
石材採取	一四	七三、八〇	二、〇〇	一〇	三九、三五
障害石除去	八	一、九〇	一、七五	四、〇〇	一一、七九
道路工事	三	一〇、五〇	一、六〇	一、一〇	一一、六五
耕地整理	三	一〇、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一一、六五
開墾	三	一〇、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一一、六五
鑛業	一	五、九〇	一、一〇	一、〇〇	一、三三
井戸工事	二	三、〇〇	五、三〇	三、六〇	六、六一
石灰採取	二	四、七五	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇
砂防工事	一〇	五、七五	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
合計		一四一、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一四一、〇〇

事業別	事業数	火消		費		雷		管		火	
		量	費	数	費	数	費	量	費		
水害復舊工事	九	二、六〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
堤防工事	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
水路工事	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
發電所工事	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
温泉工事	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鐵道工事	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
縣管築港工事	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
貯水池工事	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	六	一、九七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	〇〇〇	一、九七五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

銃器使用者

等級	免許人員	免許人員稅額	中等學校備付銃器数
一等	七三	三、二八五	〇
二等	六三	一、二六〇	〇
三等	六、七四二	三、七〇五	〇
計	七、四三八	八、二五〇	〇

六 海外渡航

海外在留現在人員は三千百五十四人にして、北米合衆國の一千八百七十八人を最多とし、加奈陀三百七十人、布哇二百九十人、支那百五十二人、墨西哥百三十七人、伯刺西爾百三十二人なり。而して人員數に従へば、北米合衆國、加奈陀、布哇、支那、墨西哥、伯刺西爾、秘露、馬米半島、爪哇、比律賓、智利、英國、巴奈馬、亞爾然丁、英領ボルネオ、英領大洋島、露西亞、スマトラ、南米ポリビア、ニューカレドニア、南洋サイパン島、英領印度支那、印度、和蘭陀、白耳義、濠洲等の順序にして、最近の趨勢は勞動を目的とする移民減少し、非移民増加するの傾向なり。

海外渡航者及送金額

年次	移民	非移民	計	送金	額
大正元年	六八	一四	一六二	四、八六三	〇
同六年	三五	九二	四七六	四、八三三	〇
同七年	二九	九九	四九四	四、九七四	〇
同八年	三六	一四〇	五三九	六、七七一	〇

七 狩 獵

本縣は富士裾野伊豆連山の如き、全國有數の蕃殖地を有し、野生鳥獸の種類多きを以て、有用鳥獸の保護蕃殖に關し、保安課に技手一名を設置して其の任に當らしむ。而して既設獵區は駿東郡高根村外四箇町村に亘り岳東獵區あり、面積三百五十九町に亘り兎雉鸕雉等の獵場として名高し。尙共同獵區は安倍駿東田方に各一箇所あり。

狩 獵

年次	甲			乙			總計	免許税額總計
	一等	二等	三等	一等	二等	三等		
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—
同 六年	—	—	—	—	—	—	—	—
同 七年	—	—	—	—	—	—	—	—
同 八年	—	—	—	—	—	—	—	—
同 九年	—	—	—	—	—	—	—	—
種別	計			計			計	計
	三三九	一八二	一六三	七三	八五	六三	七四四	五〇、七五五
	二〇四	一四四	一四三	一八	四三	三、七九四	三、〇九三	一六、七六四
	二〇三	一四三	一四二	二八二	三、二五〇	三、六六〇	三、七九四	三〇、三三三
	三三九	一八二	一六三	七三	八五	六三	七四四	五〇、七五五
	三三九	一八二	一六三	七三	八五	六三	七四四	五〇、七五五

第三節 工場

一 概況 本縣の主要工業たる織物、製絲、紡績、製紙、製茶業は、逐年隆盛の域に進み、大正九年末に於て工場法の適用を受くる工場數八百五、職工數男女合計四萬二千七百九名にして、大正五年末の工場數四百七十八、職工數三萬一千十一名に比すれば、工場數に於て約七割、職工數に於て約三割七分の増加を來せり。工場分布の狀況は濱松市及其の附近に於て約三分の一を占め、縣内にて諸工業最も隆盛を極む。更に工場法適用工場全體を通覽するに、濱松市及其の附近は總數の約四割を占め、富士、静岡、志太、磐田の各郡市之に次ぐ。

二 職工 工場法適用工場に雇傭せらるゝ職工數は大正九年末に於て男工一萬六千五百七十名、女工二萬六千三百三十九名にして、女工總數の約三分の二を占むるは、製絲、紡績、織物等にして此等纖維工業か本縣下に於ける主要工業たるを示すものにして、其の大部分は縣内出身の者を以て需要を充し居るも、紡績業に於ける五千九百十三名(男一千三百二名女四千六百十一名)は、主に青森、秋田、山形、岩手、宮城、新潟、山梨、神奈川、富山、福岡、熊本の各縣より、又織物業に於ける二百八十五名(男七十名女二百十五名)は、主に秋田、宮城、高知の各縣より募

集したるものなり。而して近年引續きたる事業界の好況と工場主の自覺とに依り工場、寄宿舎、食堂、浴場、便所等は漸次改善せられ、職工の慰安に關する設備及其の優遇方法に就ても、意を用ゐるもの多きを見るに至れり。慰安設備としては娛樂室、劇場、運動場及庭園、花壇、樂器等其の主なるものにして、此等は累年其の數を増加し、内容も亦次第に改善されつゝあり。慰安方法としては、各種の演藝會、茶話會、遊山、遠足、旅行等其の主なるものにして、其の他寢室、食堂の設備を改良し、又は勞働條件を改善して、間接に職工の優遇に努むるもの多きを加ふるに至れり。

主要工場

(大正十年八月現在) (×ハ本社資本金) (未ハ未拂込資本金)

名	稱	所在地	資本金	職工數
富士瓦斯紡績株式會社	小島工場	駿東郡小山町	未×四、〇〇〇、〇〇〇	七、二七三
東洋紡績株式會社	濱松工場	濱松市伊場	未×五、〇〇〇、〇〇〇	五、五〇〇
東洋紡績株式會社	志太郡島田町	志太郡島田町	未×三、〇〇〇、〇〇〇	六、九〇〇
東京絹毛紡績株式會社	沼津工場	駿東郡沼津町	未×一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
日本樂器製造株式會社	濱松市板屋	濱松市板屋	未×三、〇〇〇、〇〇〇	四、九〇〇
帝國製鋼株式會社	濱松市傳馬	濱松市傳馬	未×一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
富士合資會社	静岡市北番町	静岡市北番町	×一五〇、〇〇〇	九、〇〇〇
富士合資會社	小笠郡西方村	小笠郡西方村	—	一、〇〇〇

東京麻絲紡績株式會社	駿東郡大岡村	未×四、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇
三光紡績株式會社	安倍郡豊田村	未×三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇
静岡工場株式會社	富士郡大宮町	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇
日本ベニ1紡績株式會社	濱松市海老塚	六五、〇〇〇	二、四〇〇
イヌ織布合名會社	濱松市伊場	五〇、〇〇〇	三、七〇〇
下位織布株式會社	濱名郡吉津村	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
内山製絲場	富士郡鷹岡村	未×三、一五〇、〇〇〇	四、七〇〇
富士製紙株式會社	富士郡富士根村	未×八、一〇〇、〇〇〇	四、七〇〇
富士第一工場	富士郡加島村	—	四、七〇〇
同上第二工場	富士郡加島村	—	五、七〇〇
同上第三工場	磐田郡佐久間村	—	一、九〇〇
王子製紙株式會社	磐田郡佐久間村	—	一、九〇〇
中部分社	周智郡氣多村	未×五、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇
同	周智郡氣多村	未×八、七五〇、〇〇〇	一、八〇〇
鈴岡織布合名會社	濱松市伊場	—	六、〇〇〇
旭織布株式會社	濱名郡新津村	—	三、〇〇〇
寺田織布合名會社	濱松市淺田	—	三、〇〇〇
濱松市商店	濱松市舟越	—	三、〇〇〇
日本形染株式會社	駿東郡清水村	未×三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
東京モスリン紡績株式會社	駿東郡沼津町	未×一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
今組沼津製絲所	駿東郡沼津町	未×四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
合名會社林組沼津工場	駿東郡沼津町	未×一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
富國館	榛原郡金谷町	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
宮崎製絲所	濱名郡吉津村	一〇〇、〇〇〇	一、五〇〇
ヘリヤ商會	静岡市北番町	二一、五〇〇	三、三〇〇
鈴木商店製油所	静岡市北番町	—	三、三〇〇
水工場	安倍郡清水町	—	一、七〇〇

工場及職工數

郡市名	工場	職工數	
		正	大
静岡市	二	三	二
濱松市	三	七	四
賀茂郡	七	六	八
田方郡	八	七	七
駿東郡	七	七	七
富士郡	三	三	三
庵原郡	一	一	一
安部郡	一	一	一
志太郡	六	六	六
榛原郡	二	二	二
小笠郡	一	一	一
周智郡	五	五	五
磐田郡	三	三	三
濱名郡	一〇	一〇	一〇
佐引郡	五	五	五
合計		一七〇	一七〇

郡市名	工業種類	工場		機械器具工場		化學工場		飲食物工場		雜工場	
		職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場
		年九	正大	年九	正大	年九	正大	年九	正大	年九	正大
市岡	染織工場	一、七四	二	—	—	—	—	—	—	—	—
市松濱	染織工場	三九	七	—	—	—	—	—	—	—	
郡茂賀	染織工場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
郡方田	機械器具工場	一四〇	三	七三	二	—	—	—	—	—	
郡東駿	機械器具工場	四九	二	—	—	—	—	—	—	—	
郡土富	化學工場	五六	三	—	—	—	—	—	—	—	
郡原庵	化學工場	四四	三	四二	一	—	—	—	—	—	
郡倍安	化學工場	六七	二	二六	一	—	—	—	—	—	
郡大志	飲食物工場	四七	二	三三	一	—	—	—	—	—	
郡原榛	飲食物工場	三六	一	—	—	—	—	—	—	—	
郡笠小	雜工場	四三	八	二〇	四	—	—	—	—	—	
郡智周	雜工場	五二	二	三	一	—	—	—	—	—	
郡田磐	雜工場	一五	五	一八	四	—	—	—	—	—	
郡名濱	雜工場	三	二	—	—	—	—	—	—	—	
郡佐引	雜工場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計合		三、七六〇	一〇三	二、九一八	五	—	—	—	—	—	

計合	場工別特				場工雜			
	年九正大		年五正大		年九正大		年五正大	
	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場
計合	三、七六〇	一〇三	二、九一八	五	—	—	—	—
染織工場	一、七四	二	—	—	—	—	—	—
機械器具工場	四九	二	—	—	—	—	—	—
化學工場	五六	三	—	—	—	—	—	—
飲食物工場	四七	二	三三	一	—	—	—	—
雜工場	三九	七	—	—	—	—	—	—
計合	三、七六〇	一〇三	二、九一八	五	—	—	—	—

工場數 (百人以上ノ職工ヲ使用スル工場)

郡市名	工業種類	年次
市岡	染織工場	大正五年
市松濱	染織工場	大正九年
郡茂賀	染織工場	大正五年
郡方田	機械器具工場	大正九年
郡東駿	機械器具工場	大正五年
郡土富	化學工場	大正九年
郡原庵	化學工場	大正五年
郡倍安	化學工場	大正九年
郡大志	飲食物工場	大正五年
郡原榛	飲食物工場	大正九年
郡笠小	雜工場	大正五年
郡智周	雜工場	大正九年
郡田磐	雜工場	大正五年
郡名濱	雜工場	大正九年
郡佐引	雜工場	大正五年
計合		大正九年

郡市名	工業種類		合計
	年次	年次	
濱松市	大正五年	大正九年	二六
田方郡	大正五年	大正九年	一
駿東郡	大正五年	大正九年	一
富士郡	大正五年	大正九年	一
庵原郡	大正五年	大正九年	一
安倍郡	大正五年	大正九年	一
志太郡	大正五年	大正九年	一
榛原郡	大正五年	大正九年	一
小笠原郡	大正五年	大正九年	一
周智郡	大正五年	大正九年	一
磐田郡	大正五年	大正九年	一
合 計	大正五年	大正九年	二七

第四節 司法警察

輓近一般智識の進歩、交通機關發達の結果社會組織著しく複雑となれるに隨ひ、智識的犯罪益々増加の傾向を示し、犯罪の手段方法は愈々巧妙を極め、犯跡の隠蔽、

兇行後の逃走亦頗る意表の外に出づるものありて、治安保持上司法警察の活動に俟つべきもの更に多きを加へんとす。

一 司法警察官の配置

各署に四十四名の刑事係巡查(部長一三)及六十五名の司法警察官を配置し刑事巡查は専ら犯罪捜査の事に當らしめ、又警察部保安課に司法係を置き、各署に於ける捜査事務の連絡統一を圖り、併せて之か指導監督に任せしめつゝあり。

刑事警察官配置表

(大正十年七月現在)

署名	司法主任				刑事		計	各署配置司法警察官			
	警部	警部補	巡查部長	巡查部長	巡查	計		警視	警部	警部補	計
警察部	一						四				四
下田警察署							二				二
松崎警察署							二				二
三島警察署							二				二
熱海警察署							二				二
大仁警察署							二				二
伊東警察署							二				二
合計	一						二二				二二

署名	司法主任			刑事		計	各署配置司法警察官			
	警部	警部補	巡查部長	巡查部長	巡查		警視	警部	警部補	計
沼津警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
御殿場分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉原警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大宮分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江尻警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
藤枝警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島田分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川崎警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金谷分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
掛川警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
堀之内分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森町警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奥山分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見附警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二俣分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
濱松警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新居分署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氣賀警察署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四	三	二	三	三	一六	—	—	—	—

二 司法警察上の施設

司法警察の活動を敏速ならしめ、犯人の檢舉並證憑の保全を期する等犯罪捜査上の資料に供する爲、次の如き施設を行へり。

- イ 刑事警察名票 管内に在住又は來住する前科者及犯罪嫌疑者の名票及各種商品の標章記號等の名票を蒐集し警察部保安課に整備せり。
- ロ 寫真機 警察部保安課に二、濱松警察署に一の寫真機を設備せり。尙大正十年度内に三機増設の豫定なり。
- ハ 指紋 指紋捺捺用器具並現場指紋採取用器具を保安課及各署に設備し、尙犯罪人指紋原紙を保安課に設備すべく準備中なり。
- ニ 刑事携帯品 各刑事係巡查に、擴大鏡、ナイフ、鋏、卷尺、磁石、直尺、用紙等犯罪現場臨檢の際必須なる器具を一括とし、携帯至便の装置となして常時携帯せしむ。

三 犯罪發生及檢舉の狀況

犯罪の最も多きは濱松市及其の附近にして、駿東郡、富士郡之に次ぐ。犯罪の

發生に對する檢舉率は逐年良好の成績を收め、大正五年度七四%なりしも、九年に於ては九二%に達せり。

各種犯罪中其の件數最も多く、而も檢舉歩合他の犯罪に比し著しく遜色あるは窃盜なり。而して大正五年以降贓物犯罪に因る被害價額は左表の通りにして、大正九年中の被害五十九萬二千九百四十六圓に對し、捜査の結果發見額は纔かに十六萬三千八百六十八圓餘に過ぎず。

犯罪發生件數及檢舉件數 (其ノ二)

(大正九年)

署名	殺人		過失殺人		傷害		害		放		火		強		盜		竊	
	生	發	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢
沼大津	4	1	4	1	3	1	3	1	1	1	3	1	1	1	67	1	59	28
伊東	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	1	11	5
熱海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	10	100	10	100	50

署名	殺人		過失殺人		傷害		害		放		火		強		盜		竊	
	生	發	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢	件	檢
吉原	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大宮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江尻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
藤枝	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
掛川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
森町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
見付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二俣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新居	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
氣新	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5	10	10	100	10	100	50

犯罪發生件數及檢舉件數 (其ノ二)

罪名	生發		檢舉		合計	檢舉 比例
	件數	人員	件數	人員		
詐欺橫領	198	191	54	56	252	12.7%
恐喝脅迫	11	15	1	7	16	0.8%
賭博	26	24	2	9	35	1.7%
其他刑法犯	5	5	1	1	11	0.5%
特別法犯	89	89	26	27	116	5.7%
合計	239	225	64	109	344	16.8%

縣名	生發件數	生發人員	檢舉件數	檢舉人員
下田	198	191	54	56
松崎	54	56	1	7
三島	101	80	2	9
熱海	66	105	1	1
伊東	33	25	1	1
大仁	122	131	1	1
沼津	33	43	1	1
御殿場	48	53	1	1
吉原	25	31	1	1
江尻	143	147	1	1
靜岡	307	263	1	1
藤枝	169	163	1	1
島崎	35	30	1	1
川崎	184	185	1	1
金谷	30	29	1	1
掛川	48	41	1	1
堀内	33	38	1	1

犯罪發生額及發見額

年次	殺人		傷人		放火		強盜	
	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉
大正五年	24	22	259	258	30	30	14	14
大正八年	28	33	288	287	19	19	3	3
大正九年	57	53	566	568	22	22	15	15
計	109	108	1133	1133	71	71	32	32

縣名	發生	檢舉
森町	25	33
見山	179	177
二見	202	201
濱松	268	248
新居	15	22
賀賀	40	36
計	687	687

年次	強盜		竊盜		拘捕		詐欺		恐喝		橫領其他		計
	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
大正五年	三	五、六五七	三、九四六	三、三三七	三、八七一	五、八四七	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四
大正八年	三	五、八四七	三、八七一	三、九八三	三、八七一	五、八四七	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四
大正九年	三	五、八四七	三、八七一	三、九八三	三、八七一	五、八四七	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四
計	三	一、七〇〇	三、八七一	三、九八三	三、八七一	一、七〇〇	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	三、四
脅迫	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
恐喝	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
脅迫	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
賭博	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
其他	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
刑罰	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
特別	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
法犯	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
合計	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	
計	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	檢舉	發生	

分檢 比例百 七四 八四 九三 九三

備考 大正九年中殺人事件數ノ増加シタルハ一人ニテ廿六件ノ嬰兒殺ヲ爲シタルニ依ル

犯罪被害額及發見額

年次	強盜		竊盜		拘捕		詐欺		恐喝		橫領其他		計
	發見額	被害額	發見額	被害額	發見額	被害額	發見額	被害額	發見額	被害額	發見額	被害額	
大正五年	八八〇,〇〇〇	三、四六、〇〇〇	六四、三九、一七〇	二、四〇、五五〇	九三、五五七、九三〇	一、七六七、七八〇	四、三三〇、七五〇	三、〇七、二〇〇	二、〇七、二〇〇	三、〇七、二〇〇	三、〇七、二〇〇	三、〇七、二〇〇	三、〇七、二〇〇
同八年	三、一七四、八〇〇	三、一七四、八〇〇	一、五五〇、五〇〇	一、五五〇、五〇〇	四、九一、四〇〇	四、九一、四〇〇	八、七八、三〇〇	二、九四八、五五〇	二、九四八、五五〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇
同九年	三、一七四、八〇〇	三、一七四、八〇〇	一、五五〇、五〇〇	一、五五〇、五〇〇	四、九一、四〇〇	四、九一、四〇〇	八、七八、三〇〇	二、九四八、五五〇	二、九四八、五五〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇
總計	三、五二〇,〇〇〇	三、五二〇,〇〇〇	一、八九、四三、七五二	一、八九、四三、七五二	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九	一、九、九、九、九

四 前科者

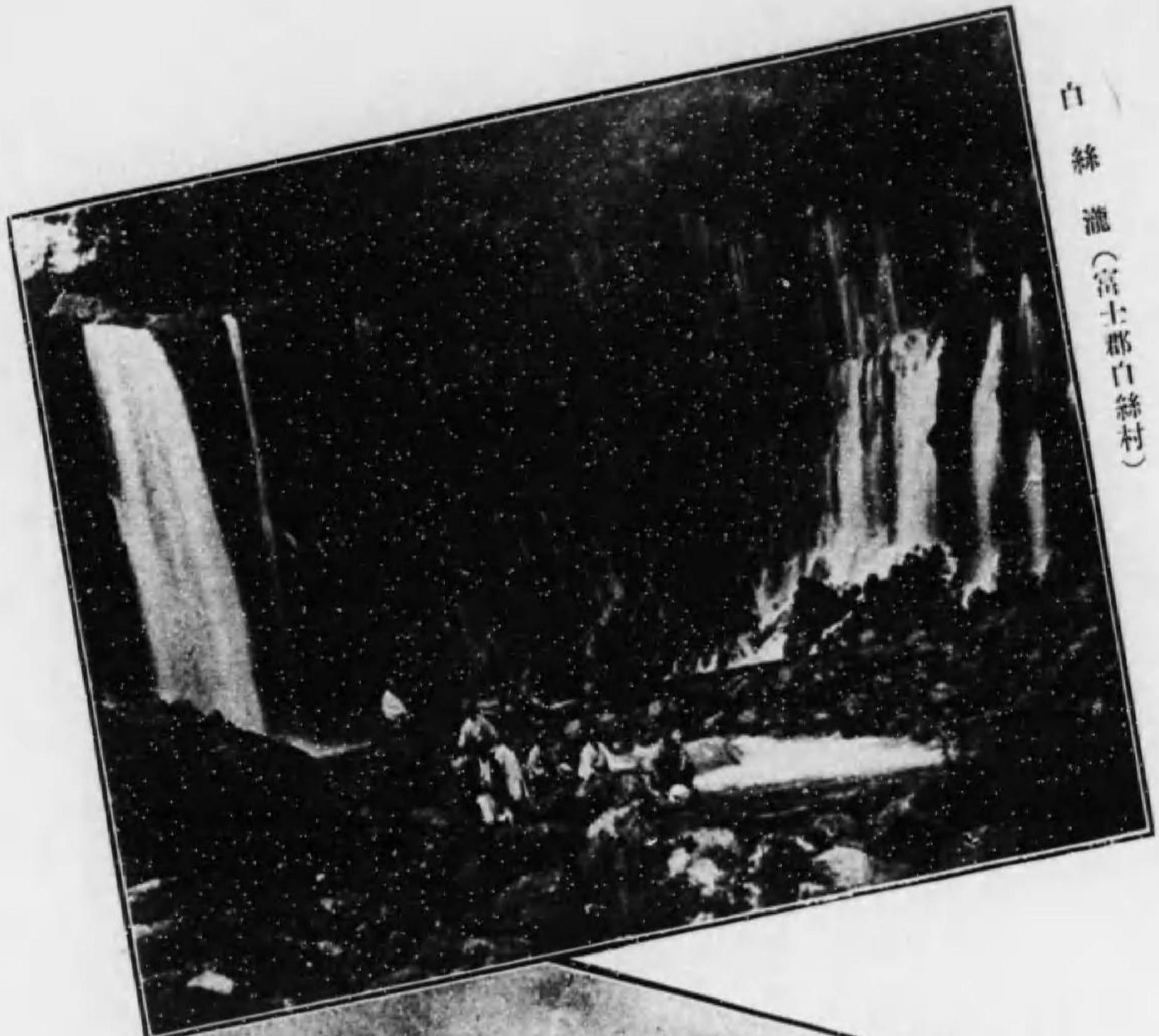
大正九年末に於ける前科者数は三萬一千百十七人にして、内本縣人三萬五百九十六人他府縣人五百二十一名なり。

前科者

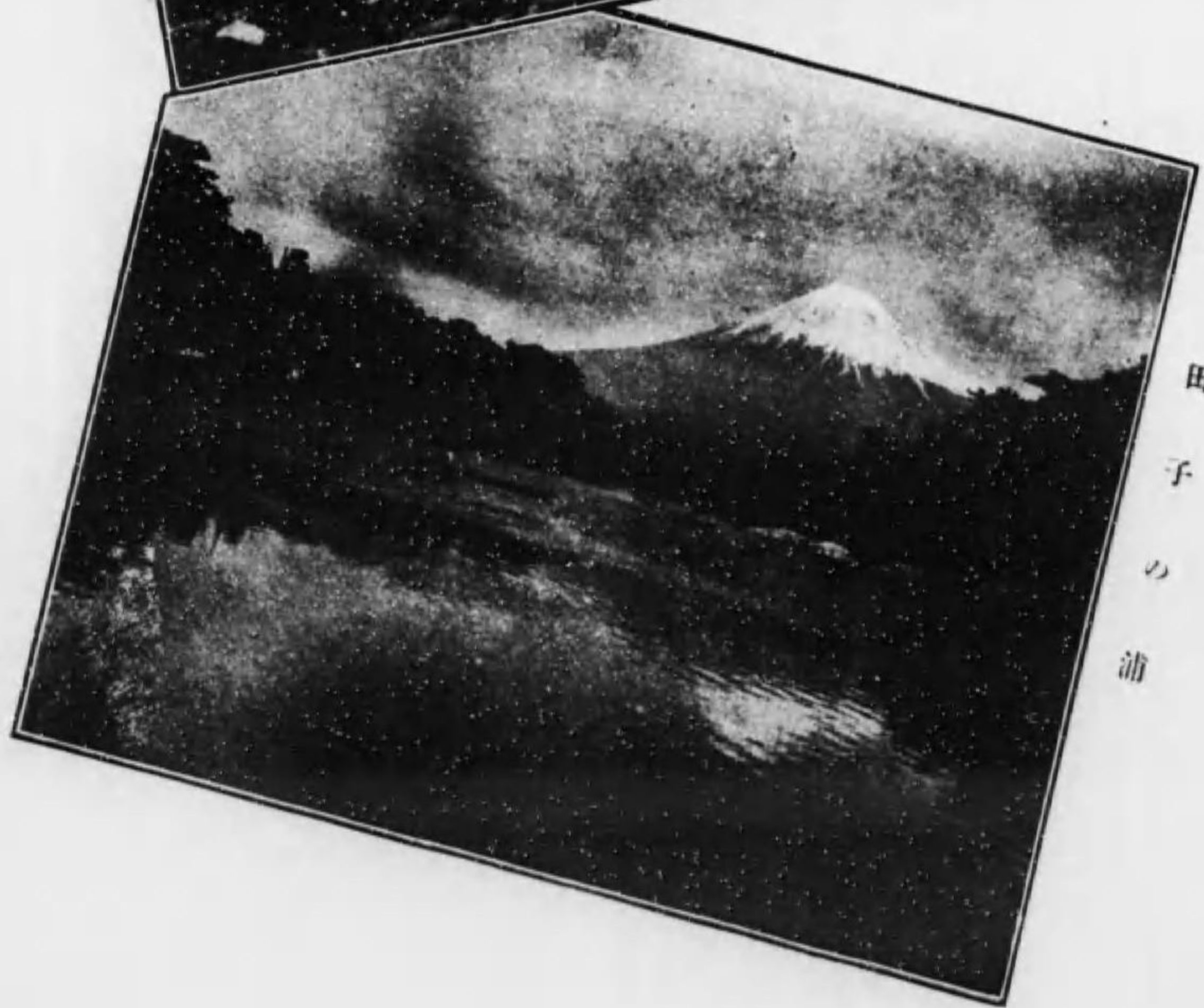
(大正九年末現在)

署名	前科者ノ數		同上ノ内他府縣人		同上ノ内本縣人		人千分比例
	男	女	男	女	男	女	
下田	四三	七	三	六	四	七	一六三・九六七・三
松崎	一七	二	一	一	一	一	九三・三七・七
三島	三〇	二	一	一	一	一	六・二・〇
熱海	一九	三	一	二	一	一	三三・五九三・一
大仁	三九	二	一	一	一	一	四七・九四九・五
伊東	一九	二	一	一	一	一	一三九・三三四・九
沼津	七三	五	三	二	三	二	一四三・八三九・二
沼津	四二	四	一	三	一	一	一四二・〇三三・一
吉原	七九	五	三	二	三	二	八二・二八三・九
大宮	九七	一	一	一	一	一	二〇四・一九三・七
江尻	一〇九	九	四	五	七	二	一六六・一〇八・五
體刑計	一,〇六三	一,〇六三	二,〇二六	二,〇二六	一,〇六三	一,〇六三	
合計	一,〇六三	一,〇六三	二,〇二六	二,〇二六	一,〇六三	一,〇六三	

署名	前科者ノ數		同上ノ内他府縣人		同上ノ内本縣人		人千分比例
	男	女	男	女	男	女	
靜岡	八六	四	一	一	一	一	九六・五三・〇
藤枝	九七	六	一	一	一	一	九六・八七・四
川崎	三三	二	一	一	一	一	三〇・八七・六
川崎	五九	三	一	一	一	一	八三・〇一・九
掛川	九四	七	一	一	一	一	七三・七三・五
掛川	三三	一	一	一	一	一	一五・三三・六
森町	三三	一	一	一	一	一	七三・七三・五
森町	一八〇	一	一	一	一	一	四三・八一・五
見付	一三	一	一	一	一	一	三三・八三・二
見付	一三	一	一	一	一	一	三三・八三・二
濱松	二八	九	一	一	一	一	一六三・一四・五
濱松	二八	九	一	一	一	一	一六三・一四・五
新居	三三	三	一	一	一	一	二〇・七四・七
新居	三三	三	一	一	一	一	二〇・七四・七
氣賀	六四	三	一	一	一	一	三三・八三・二
氣賀	六四	三	一	一	一	一	三三・八三・二
總計	一,〇六三	一,〇六三	二,〇二六	二,〇二六	一,〇六三	一,〇六三	
合計	一,〇六三	一,〇六三	二,〇二六	二,〇二六	一,〇六三	一,〇六三	



白
絲
滝 (富士郡白絲村)



田
子
の
浦

山
子
の
浦

第八章 衛生

第一節 保健

一 飲食物

飲食物及其の用器具、著色料、防腐劑、清涼飲料水、氷雪、乳、肉等の良否は、直接需要者の健康に影響する所尠からざるを以て、常に周到なる取締を怠らざる所あり、其の検査成績の概況左の如し。

飲食物其他の物品試験成績

(大正九年)

上段ハ技術官ノ検査
下段ハ技術官以外ノ検査

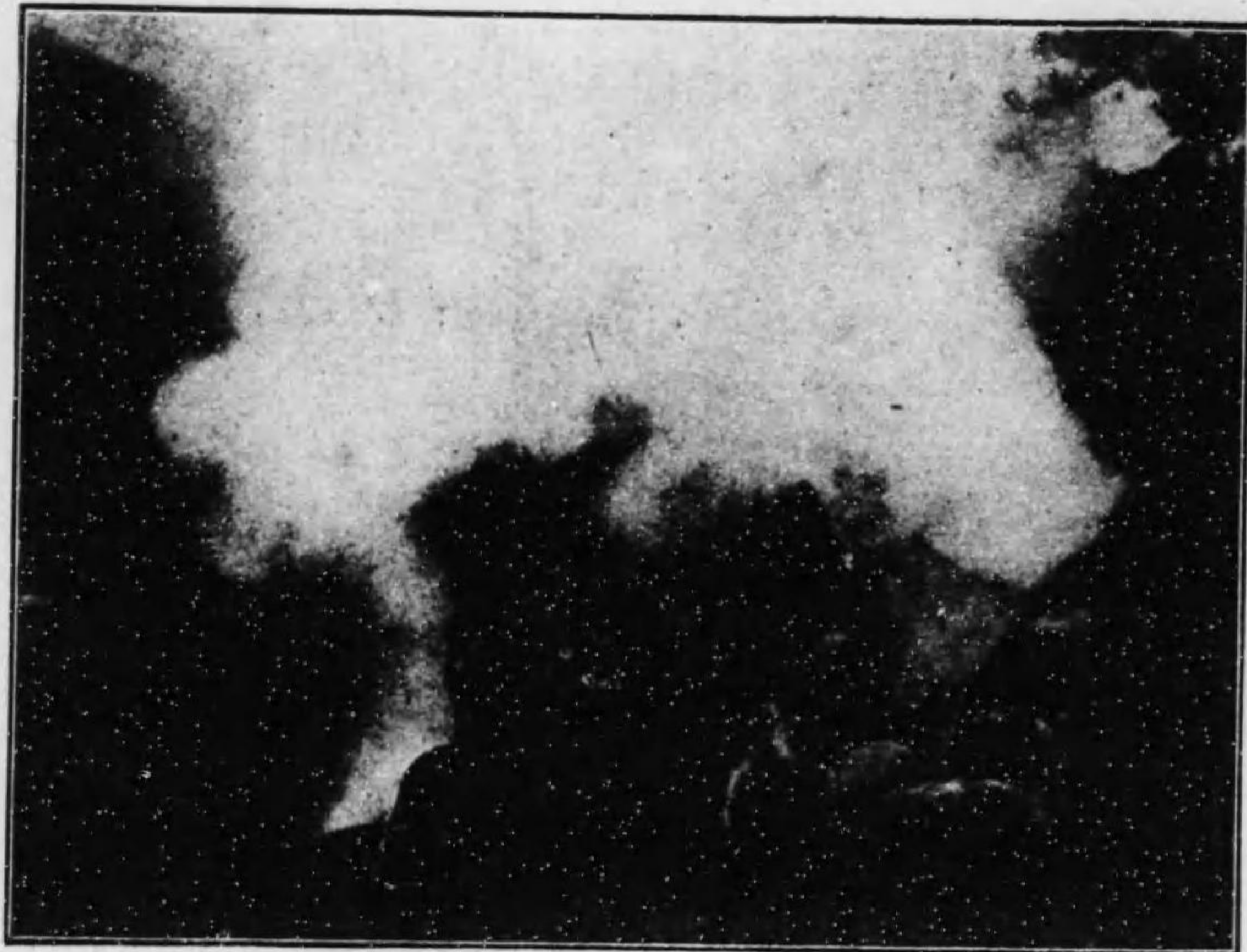
種別	件数	有害件数	有害品處分別件数		件数	有害件数	有害品處分別件数	
			衛生上危害ナキ方法ニ依リテ措置シタルモノ	衛生上危害ナキ方法ニ依リテ措置シタルモノ			衛生上危害ナキ方法ニ依リテ措置シタルモノ	衛生上危害ナキ方法ニ依リテ措置シタルモノ
氷	1	1	1	0	1	1	0	
乳製品及山羊乳	285	0	1	0	285	0	0	
牛乳	1	1	1	0	1	1	0	
乳製品	1	1	1	0	1	1	0	
人造氷	1	1	1	0	1	1	0	
天然氷	1	1	1	0	1	1	0	

種別	件数	有害件数	有害品處分別件数		件数	有害件数	有害品處分別件数	
			衛生上危害ナシ キ方法ニ依リ 措置シタルモノ	衛生上危害ナ キ方法ニ依リ 又ハ爲シ 得ザリシモノ			衛生上危害ナシ キ方法ニ依リ 措置シタルモノ	衛生上危害ナ キ方法ニ依リ 又ハ爲シ 得ザリシモノ
酒類 アドー酒 清酒 その他	三三二 四 三一一	八	五	三	一、五六三 一、五六	八	六	
清涼飲料水 ナリマ(果實水) ナリマ(ラムネ) ナリマ(ソーダ) ナリマ(サイダー)	五、六八五 四、〇七 二、三三七 二、三五八	八	三	二	三、四四五 四、四六 三、四八三 二、六三	二	二	
水料 ノ イ ダ 水	七六三 二、九七 二、九七	二	二	二	三、三三 二、三 二、三	二	二	
菓子類 菓類 菜類	二、九七 二、九七 六二	二	二	二	二、九七 二、九七 六二	二	二	
肉類 豚 馬 牛 其他	八 二 六 六	二	二	二	六 二 六 六	二	二	
其他の飲酢油	三 三	三	三	三	三 三	三	三	
食物類 其他	四、三五 八九	一、三六	三	九	三、四 四、四五 三、四 三、四	二	二	
飲食物品 引器具 其他 金属 器具	二、三二 三二二	二	二	二	二、三二 三二二	二	二	

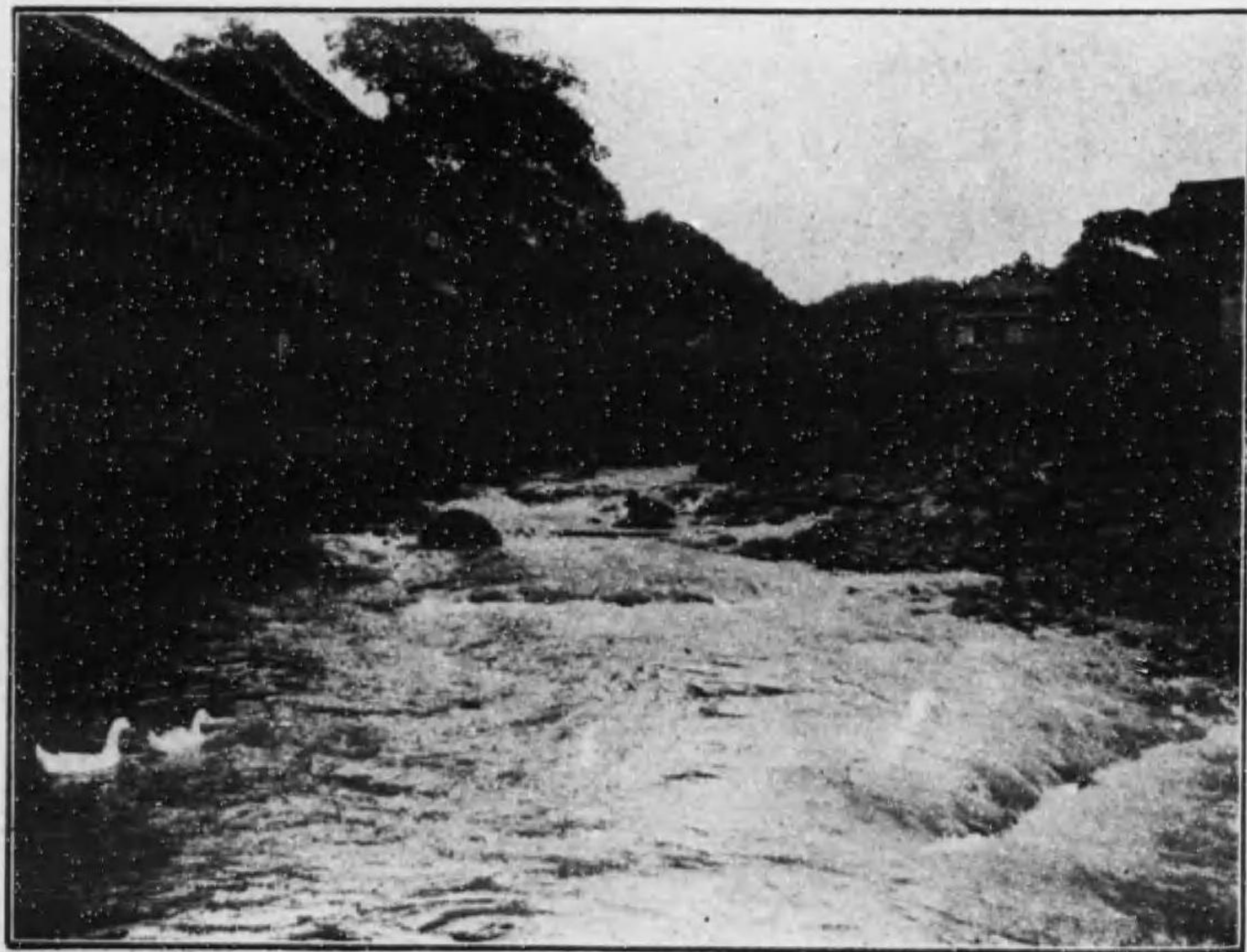
器具陶磁製器具 其他	玩具 其他	化粧品類	彩色料類	防腐劑類	雜類	合計
三三 二七 四六 二二	一 一	一	一	一	一	七六、九九九
二 三						七、一五二
二 三						六〇、四五三
三 二						一〇、六七
四 三						一、二七七
三 三 三 三 三 三						一、四七七
八 一、三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇						二、四一〇
一 一 一 一 一 一						六、一八
二 三 二 三 二						二、一八
三 三 三 三 三 三 三						二、一八

二 飲料水

家用水の良否は公衆衛生上至大の關係を有し、殊に傳染病の傳播に重大の關係を有するを以て、町村並衛生組合等に於ては、土地の状況に依り吸上唧筒の設備或は井戸側の改善簡易水道の布設等を奨励し來りたるか、大正九年十二月簡易水道補助規程を制定し、工事精算額に對し豫算の範圍内に於て六分一以内の縣費補助を爲すこととし、希望町村に對しては技術員を派遣し、是か設計を爲さしむ、而して既に水道を布設せるは、田方郡熱海町、小笠郡掛川町にして、順次改善の域に進みつゝあり。



熱海温泉大湯沸騰



修善寺温泉

静岡県勢要覽
飲料水使用別戸數人口

三三六
(大正七年十一月調)

郡市名	町村		使		普通井水		湧泉水		河川水		溪流水		沼池水		雨水		其他		
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
賀茂郡	三三、五〇三	七、七四六	五七	三、四三三	八、〇二二	三九、七五五	二、七六〇	五、五九九	一、三二四	五、六二二	八、五八六	四、二二八	四	一九八	一、〇二七	六	一〇、二七一	六	
田方郡	二九、二七三	一、三三四	一、一〇三	六、七〇四	三、七九七	八、〇四八	一、七九八	九、八八八	一、二七四	六、三四六	二、二一八	二、二四〇	—	—	—	—	—	—	—
駿東郡	二七、三二七	一、三三〇	六二二	四、三〇六	五、五九七	八、九六〇	一、四六九	八、〇七七	二、六七二	四、四三九	七、九三三	三、〇九八	—	—	—	—	—	—	—
富士郡	二二、九五七	一、〇三三	一、七六六	九、一五三	八、七五五	六、三三三	三、五三二	〇、九九九	四、三六二	三、三三九	七、二二二	三、二二二	—	—	—	—	—	—	—
庵原郡	一五、一三三	四、七九七	一、九四一	一、〇七三	九、六五五	七、七九一	一、三三三	八、〇九五	二、七四一	一、七六一	九、三三七	三、三三八	—	—	—	—	—	—	—
安倍郡	二四、九七三	一、〇一一	一、九六六	一、四三三	二、七六六	九、九六六	二、二八二	三、〇六四	一、二七七	七、〇一〇	六、七三三	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
志太郡	二八、三三三	一、三二七	六三三	三、五〇〇	三、二五〇	二、三二二	三、二七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
榛原郡	一六、〇三三	八、〇一六	六五	四、〇〇〇	二、六七二	一、九七七	七、九四八	四、六四八	二、九四一	一、七五六	七、〇五二	五、四三三	—	—	—	—	—	—	—
小笠郡	四六、三〇八	一、〇一〇	四一六	二、三三二	七、〇二二	九、六三九	一、八四三	九、七七七	一、三〇一	六、二六九	四、七三三	七、二二二	—	—	—	—	—	—	—
周智郡	一四、八九五	八、九三九	一六	九、九	四、七三三	二、五二九	九、一六	四、七三三	八、七	四、七三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磐田郡	四三、五九九	一、二二二	一、六六七	九、八〇二	一、七二七	七、七〇七	一、四八三	七、四四八	三、四二二	二、二二二	四、一三三	—	—	—	—	—	—	—	—
濱名郡	四二、八五六	一、六五五	三、四二八	一、九二二	一、二二二	四、五五五	二、七六	一、三三三	三、〇〇〇	一、五五五	二、六六	—	—	—	—	—	—	—	—
濱松市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
引佐郡	一一、九二四	五、三七三	四三三	二、三〇五	七、六〇三	四、四六六	四、七五	二、五八七	四、三	二、二二	五、八二	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三三九、三六九	一、四八〇、九五九	一三、五七三	七、〇二二	一、九二二	一、〇六二	一、七二七	一、七二七	一、七二七	一、七二七	一、七二七	一、七二七	—	—	—	—	—	—	—

三 温 泉

賀茂、田方兩郡には温泉の湧出するもの多く、其の内著名なるは田方郡の熱海、修善寺、伊東、長岡、畑毛、伊豆山、湯ヶ島。賀茂郡の蓮臺寺等にして、四時浴客絶ゆることなし。熱海には有名なる間歇温泉の大湯あり。

温 泉 (大正十年八月現在)

場	所	箇數	場	所	箇數	場	所	箇數
田方郡伊東町	湯ヶ島	五三七	田方郡熱海町伊豆山	古奈	四	賀茂郡河津村湯ヶ野	野	六
同郡野村	修善寺	一九	同郡西村	長岡	一二	同	小鍋	一
同郡修善寺村	修善寺	三九	同郡同	畑毛	三三	同	蓮臺寺	二
同郡土肥村	土肥	一六	同郡同	上	三	同	河内	二
同郡狩野村	吉奈	一一	同郡同	毛	二	同	河野	一
同郡同	澤	一	同郡同	屋	二	同	湯ヶ野	一
同郡同	原	四	同郡同	峯	一	同	横川	一
同郡同	船	四	同郡同	津	一	同	下	一
同郡同	熱海	四三	同郡同	谷	六	同	賀茂	一
同郡同	熱海	一	同郡同	本	三	計		八〇四
賀茂郡南中村	加納	一	同郡同	本	三			

四 墓地及汚物掃除

墓地數は大正九年十二月現在に於て一萬七千二百七十四、其の總段別四百二十三町四段一畝五歩なり。又火葬場は一千三百六十一にして、火葬に付したる人員一萬五千七百十人、土葬に付したるもの二萬四千五百四十三人に及ぶ。墓地は衛生風教並土地經濟上に及ぼす影響尠からざるを以て、町村又は大字に共同墓地を設置せしめて、個人有墳墓を改葬せしめ、又は火葬を奨励する等の方法を講じて、之か整理を爲すことは將來甚た必要なることに屬す。

汚物掃除に就て、静岡、濱松兩市及準用地たる田方郡伊東町、同熱海町、駿東郡沼津町等に於ける成績を見るに、掃除區畫内戸數三萬一千六百九十七戸、塵芥汚泥の搬出量四百四十七萬九千八百九十四貫、汚泥搬出量百十九萬四千三百九十三貫なり。

五屠場

畜類の屠殺數は年を逐ふて増加し、現在十七箇所に屠場の設置あり、私設十箇所公設七箇所なり。

屠場

大正十年八月現在

許可年月日	名稱	所在地	公私別	許可年月日	名稱	所在地	公私別
明治四十二年六月三十日	江尻屠場	鹿原郡	私設	明治四十二年六月三十日	大仁屠場	田方郡	公設
同	大宮屠場	大宮郡	同	同	相良屠場	相良郡	私設
同	島田屠場	島田郡	同	同	静岡屠場	静岡郡	同
同	原居屠場	原居郡	同	同	下田屠場	賀茂郡	同
同	濱松屠場	濱松郡	同	同	吉野屠場	濱松郡	同
同	沼津屠場	沼津郡	同	同	加島屠場	加島郡	私設
同	見付屠場	見付郡	私設	同	奥山屠場	周智郡	公設
同	三島屠場	三島郡	同	同	大池屠場	小笠原郡	私設
同	氣多屠場	氣多郡	同	同			

屠殺頭數

牛	猪	羊(山羊)	豚	馬	計
三、五六九	三九	四	六、二二八	八七	一〇、七一〇

第二節 防疫

一 傳染病

法定傳染病中腸窒扶斯、バラチフスは、年々縣の東部即ち田方、駿東、富士の各郡に最も多く發生し、赤痢は縣の西部即ち磐田、濱名郡に多數發生し、實扶埴里亞其の他の疾患は、各郡市に散發するの狀況なり。

傳染病患者

(大正九年)

郡市名	コレラ	赤痢	同疑似	腸チフス	バラチフス	ザフテリヤ	猩紅熱	痘瘡	チフス	流行性腺炎
賀茂郡	二	一六	一六	二四三	六一	三〇	一	一	一	一
田方郡	二	九	九	四二	五八	六	一	一	一	一
駿東郡	一	五	五	九三	三三	〇	一	一	一	一
富士郡	一	一〇	一〇	一一三	四〇	九	一	一	一	一
原州郡	一	二	二	一五九	六〇	七	一	一	一	一
静岡市	一	二	二	一五	二二	六	一	一	一	一
太田郡	一	六	六	一四三	三三	七	一	一	一	一
笠原郡	一	九	九	一五	三三	四	一	一	一	一
小幡郡	一	五	五	一五	一五	一	一	一	一	一

郡市名	計	河川	井水	其他	飲食物	接染	其他	不明	合計
賀茂郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
田方郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
駿東郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
富士郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
原州郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
静岡市	二	二	二	二	二	二	二	二	二
太田郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
笠原郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
小幡郡	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	二	二	二	二	二	二	二	二	二

腸チフス患者傳染経路

(大正九年)

市郡合併数	河水	井水	其他	飲食物	接染	其他	不明	合計
一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十
合計	二	二	二	二	二	二	二	二

市町村費傳染病豫防消費額

(大正九年度)

郡市名	患者数	市町村費	衛生組合費	其他	計
賀茂郡	二五	三、八五九	一、〇〇〇	五〇〇	五、三六九
田方郡	四七	五、三八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、三八〇
駿東郡	九七	八、七七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、七七一
富士郡	一六	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八〇〇
原州郡	一九	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、六〇〇
静岡市	四七	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇
合計	二一五	二二、六三九	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三二、六三九

郡市名	患者數	支市町出村額	衛生費支出組合額	其の他	計
静岡市	四一九	一、五七九・五五八	一、八七九・八四〇	—	三、四五八・三九八
志太郡	二七六	一八、六〇・三六〇	一四、一〇〇	六、五〇〇	一九、二〇九・九六〇
榛原郡	六八	四、三三・二一五	二七、〇〇〇	七、八・四四〇	五、四七・七六五
小笠原郡	九七	六、四〇・三三〇	六、〇〇〇	—	六、五七・三三〇
周智郡	七〇	五、二七・六六〇	—	—	五、二七・六六〇
磐田郡	三二二	一七、七二・五〇〇	一〇、一五〇	—	二七、八七・六五〇
濱名郡	五三四	二一、三九・六九〇	五、五〇〇	—	二六、八九・一九〇
濱松市	一、五三二	一一、三三・〇七〇	—	—	一一、三三・〇七〇
引佐郡	二二四	七、三三・二八〇	二、四〇〇	—	七、三六・六八〇
合計	四、四五六	二九三、九七四・八九七	二、六六・九六〇	三、一三・四四〇	二九九、七八四・三三七

二 豫防施設

イ 大正五年以降縣に於て、腸窒扶斯、バラチフス、診断液等を製造し、縣下各醫師の需に應し無償にて交付することとし、以て早期発見の一助と爲しつゝあり。

ロ 大正九年十二月以降縣に於て、腸窒扶斯、感作「ワクチン」及流感感作「ワクチン」を製造し、縣下各郡市町村の需に應し、無償にて交付することとな

し、豫防注射奨励の一助と爲しつゝあり。

ハ 大正十年年度より「アンブル」入胆汁培養基を各醫師に對し無償にて交付することとし、以て腸窒扶斯、バラチフス早期診断の一助となしつゝあり。

ニ 大正十年年度より各醫師の需に應し、無償にて「ワツセルマン」検査を行ふこととし、花柳病豫防の一助と爲しつゝあり。

ホ 大正十年年度より静岡市、濱松市、沼津町の三箇所に消毒班を設け必要に應し各町村に出勤し得る設備をなし、豫防消毒の指導厳行に努む。

ヘ 衛生思想の普及方法として、從來巡回衛生展覽會、衛生劇、衛生活動寫眞、宣傳ビラの配布、衛生講話會開催等の方法を探りたるか、本年度に於ては最も是か必要を認むる十三箇町村を選択し、婦人衛生講習會を開催することとし、醫師産婆看護婦等を聘し、一般衛生、産婦、褥婦の心得、看護法、救急處置等の大意に付實地指導を加へんとす。

ト 傳染病は逐年増加の傾向あるを認め、大正十年三月郡市長、警察署長、縣郡市醫師會長を召集し、防疫會議を開催して防疫上の方針を指示し、又六月

町村醫を召集し、主として腸窒扶斯豫防上の指示協議をなせり。

二 慢性傳染病

イ 肺結核 肺結核は年々増加するの傾向あり、大正九年中に於ける死亡總數三萬九千七百八十六人中、肺結核の死亡者男九百七十九人、女九百十三人、計千八百九十二人にして、死亡者百に對し四人七分餘に當る。

肺結核死亡者

(大正九年度)

郡市名	總死亡數	肺結核死亡數		死亡者千人に對スル肺結核死亡者ノ比例
		男	女	
賀茂郡	一、九六一	五二	六三	五・八
田方郡	三、三九三	七二	六七	二〇・七
駿東郡	三、〇六〇	六六	七〇	二〇・四
富士郡	二、九六〇	六六	七〇	二〇・三
安原郡	一、九八九	四三	四九	二二・〇
信濃郡	三、三三三	七三	六四	二一・一
岡部郡	二、三二六	二二	六六	二二・六
太田郡	四、二四〇	一一	九二	二一・八
笠原郡	二、一六七	四	五三	二四・六
小椋郡	三、一五四	六	五三	二七・一

郡市名	總死亡數	肺結核死亡數		死亡者千人に對スル肺結核死亡者ノ比例
		男	女	
賀茂郡	一、三三〇	三三	三三	二五・七
田方郡	五、五五九	六五	六九	二〇・九
駿東郡	四、〇〇一	九七	八九	二〇・七
富士郡	一、三六六	三三	三五	二〇・三
安原郡	一、三二六	二五	二五	一九・六
信濃郡	一、三六六	二五	二五	一九・六
岡部郡	一、三六六	二五	二五	一九・六
太田郡	一、三六六	二五	二五	一九・六
笠原郡	一、三六六	二五	二五	一九・六
小椋郡	一、三六六	二五	二五	一九・六

ロ トラホーム及花柳病 トラホームは大體より見て流行甚しからさるか如きも、部分的に調査するときは住民の半數以上罹患せる地方あり。

トラホーム及花柳病患者

(徴兵検査ノ成績)

種別	大正五年		同六年		同七年		同八年		同九年	
	受驗者數	患者率百分	受驗者數	患者率百分	受驗者數	患者率百分	受驗者數	患者率百分	受驗者數	患者率百分
トラホーム	二、三六六	九・二	一、〇〇〇	七・六	一、〇〇四	七・二	一、三三三	七・三	一、四四四	五・〇
花柳病	二、三六六	一・七	一、〇〇〇	一・七	一、〇〇四	一・六	一、三三三	二・一	一、四四四	一・八

ハ 寄生蟲 腸内寄生蟲は縣下到處に蔓延し、就中蛔蟲、十二指腸蟲、其の主たるものにして、兒童の發育を妨げ、活動の生氣を奪ひ、惹て其の死亡率に影響するを以て、大正九年十二月縣令を以て寄生蟲驅除費補助規程を定め、町村若

くは公共團體に於て施行する場合には、豫算の範圍内に於て二分一以内の縣費補助を與ふることとし、時々技術員を派遣して指導獎勵に努めたる結果、大正九年度中富士郡吉永村外八箇村の驅除施行を見るに至れり、尙引續き各町村に於て驅除方法の施行を企つるものあり。

寄生蟲

(大正九年)

種別	検査人員		卵保有者	十二指腸蟲卵保有者		肺二口蟲卵保有者	縣下醫師會員報告	計	縣皮膚病患者		縣調查	計	日本住血吸蟲卵保有者	日本住血吸蟲卵保有者概數
	有卵者	百分率		有卵者	百分率				依之患者概數	依之患者概數				
富士郡大淵村 一般村民 一般兒童 小學兒童	380	32.9	320	1.5	3	180	1	180	2	1	3	1	1	
同 須津村 一般村民 小學兒童	27	19.3	23	1.8	3	1	1	1	2	1	2	1	1	
同 吉永村 一般小學校 一般小學校	18	6.6	14	1.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	425	36.0	367	2.8	7	192	3	192	4	3	6	3	3	

二 癩 癩と公認せらるる者二百八人、其の他非公認百五十七人あり。尚駿東郡富士岡村神山には、佛人レイゼイ氏の經營せる神山復生病院ありて、常に縣内外

の患者を收容し居れり。

各種地方病

(大正九年)

郡市名	十二指腸蟲卵保有者		肺二口蟲卵保有者	縣下醫師會員報告	計	縣皮膚病患者		縣調查	計	日本住血吸蟲卵保有者	日本住血吸蟲卵保有者概數
	検査人員	有卵者				依之患者概數	依之患者概數				
賀茂郡	67	23	2	1	2	1	1	1	2	1	1
田方郡	37	7	3	1	3	1	1	1	3	1	1
駿東郡	23	7	3	1	3	1	1	1	3	1	1
富士郡	110	23	7	1	7	1	1	1	7	1	1
庵原郡	151	23	5	1	5	1	1	1	5	1	1
安倍郡	196	3	5	1	5	1	1	1	5	1	1
静岡市	404	8	0	1	0	1	1	1	0	1	1
志太郡	195	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1
太田郡	151	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1
椛原郡	105	3	0	1	0	1	1	1	0	1	1
小笠原郡	114	3	0	1	0	1	1	1	0	1	1
周智郡	84	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磐田郡	336	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1
演名郡	168	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
演名市	129	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
引松郡	331	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	3,314	114	20	13	13	13	13	13	13	13	13

第三節 醫藥

一 醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆

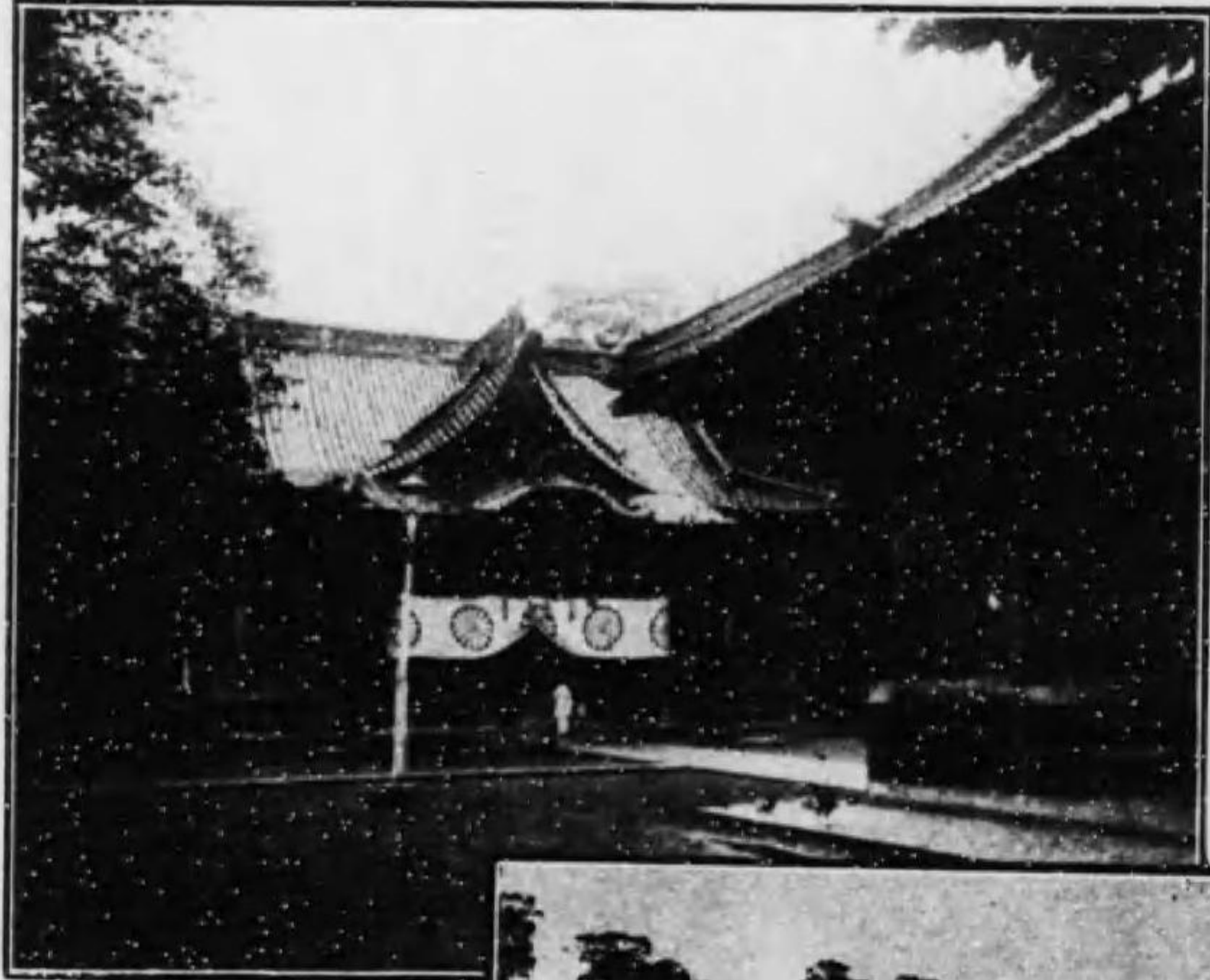
醫師、齒科醫師は近年各市町村に普及したりと雖、尙醫師の開業なきに苦しむところ五十二箇村あり。
 産婆の開業せる者は市街地に多く、今尙産婆の在住せざるところ一町九十九箇村に及ぶ。

醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆

年次	醫師		齒科醫師		藥劑師		產婆		
	合計	人口一萬ニ對シ	合計	人口一萬ニ對シ	合計	人口一萬ニ對シ	學校	試驗	
大正元年	八三五	五・九五	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	一	二〇三	二九三
同五年	一、〇六四	七・五二	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	三	三六四	二九三
同九年	一、三三七 (女一三)	八・九八	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	三	四七	八八
大正元年	一、七五三	一・五五八	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	一	二〇三	二九三
同五年	一、〇六四	一・五五八	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	三	三六四	二九三
同九年	一、三三七 (女一三)	一・五五八	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	三	四七	八八
合計	一、三三七 (女一三)	一・五五八	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	三	四七	八八

二 賣藥

年次	製造員		輸入		請賣人員		行商人員	
	合計	人口一萬ニ對シ	合計	人口一萬ニ對シ	合計	人口一萬ニ對シ	合計	人口一萬ニ對シ
大正元年	八七四	八・〇	一、五四四	一・五	八七七	一、〇	一、〇	一、〇
同五年	一、一七四	一・七	一、四四	一・四	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四
同九年	一、三三七 (女一三)	一・七	一、三三七	一・三	一、三三七	一、三三七	一、三三七	一、三三七
合計	一、三三七 (女一三)	一・七	一、三三七	一・三	一、三三七	一、三三七	一、三三七	一、三三七



官幣大社三島神社



官幣大社淺間神社(大宮町)



別格官幣社東照宮(安倍郡)
久能村

第九章 神社及宗教

第一節 概況

近時敬神思想の振興に伴ひ、神社の併合整理を行ひ、社殿の設備を改善し、社格の昇進を希圖するもの多きを加へたるは、縣民神社崇敬心の向上を證するものにして喜はしき現象なるも、一面には寺院にして、他縣に移轉するか如きものあり、又教會の如きは微々として振はさるもの無きに非ず。

第三節 神社

本縣に於ける神社は、古來三島の明神として有名なる官幣大社三島神社を始めとして、官國幣社八社、縣社十九社、郷社百四十三社、村社千五百四十六社、無格社千六百五社、總計三千三百二十一社にして、別に本縣共祭の招魂社一社あり。

官國幣社

社格	社名	祭神	所在地
官幣大社	三島神社	積波八重事代主命	田方郡三島町
官幣大社	淺間神社	比咩命	富士郡大宮町
官幣中社	井伊谷宮	親比咩命	引佐郡井伊谷村
別格官幣社	東照宮	康王	安倍郡久能村
國幣小社	小國神社	命	周智郡一宮村
國幣小社	神部神社	命	
國幣小社	淺間神社	命	
國幣小社	大歳御祖神社	命	静岡市宮ヶ崎町

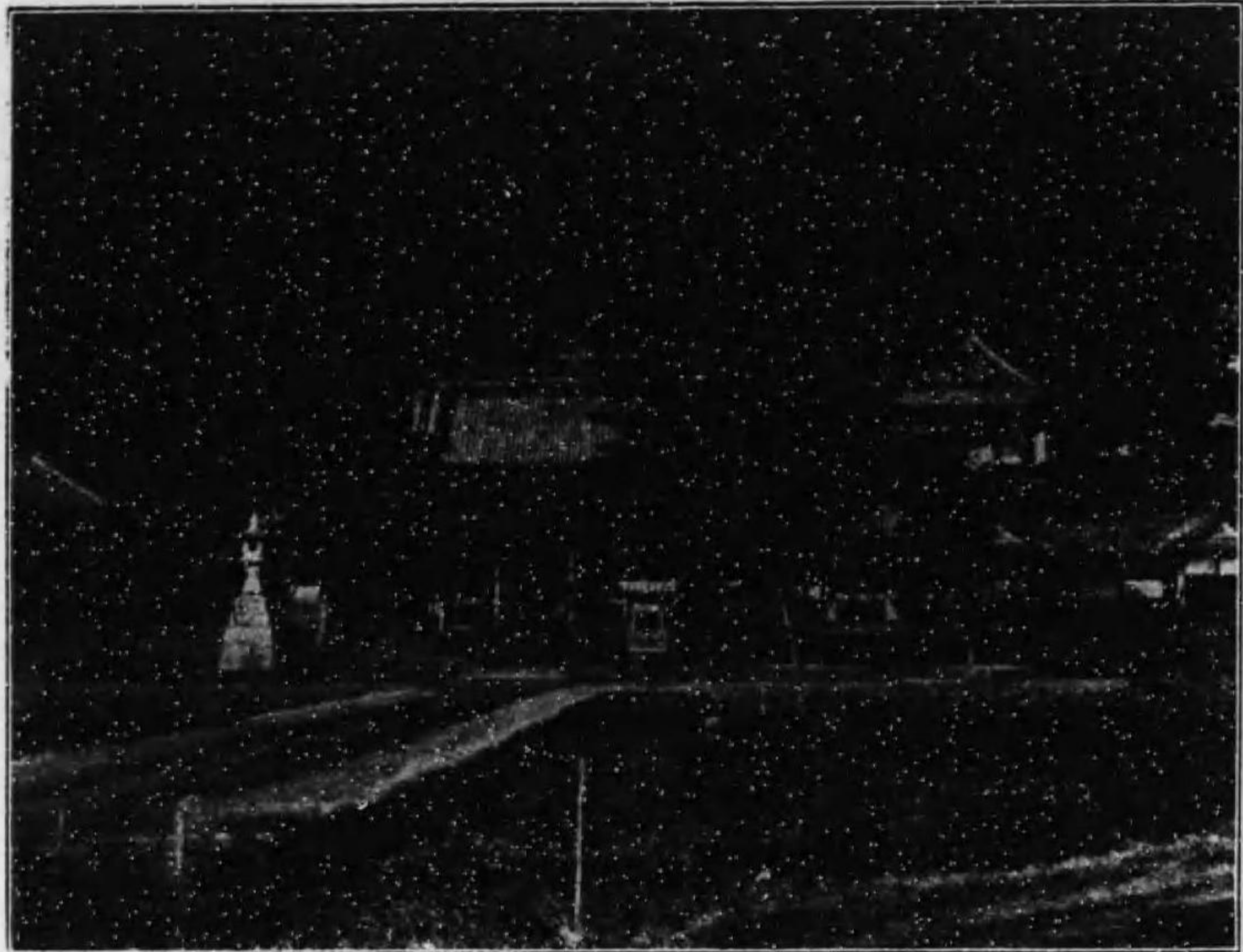
第三節 神道

神道にありては天理教最も盛にして、御嶽教之に次ぐ。

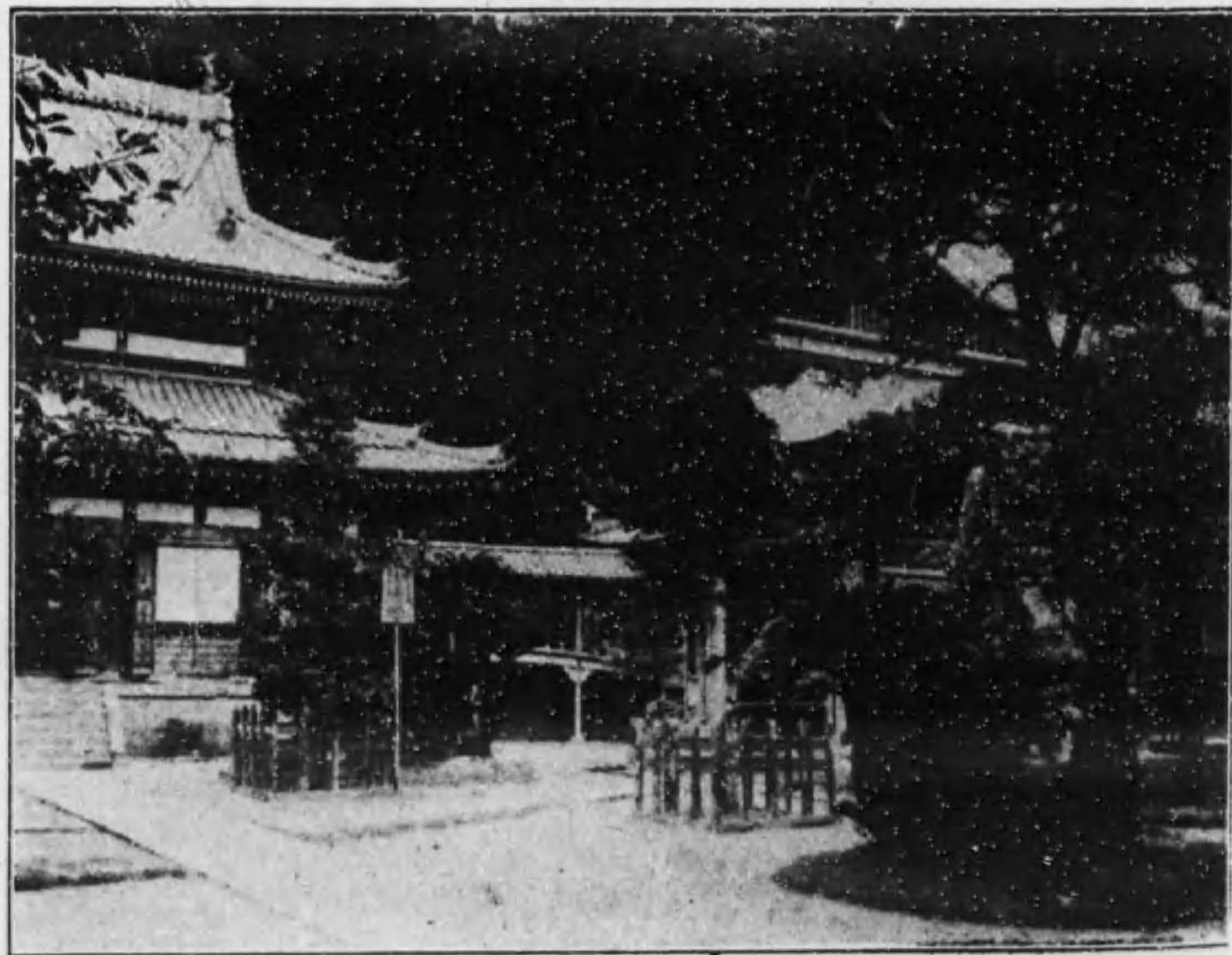
神道教會講社

(大正十年六月末日現在)

扶桑御嶽	黒住天理大成金光實行神習神道修成禩神理大社計	三六	三四	三	二〇〇	七	三	七	八	三四	三五	五	五	九	三七三
------	------------------------	----	----	---	-----	---	---	---	---	----	----	---	---	---	-----



(岩大外市岡静) 寺 濟 臨



(町津興郡原庵) 寺 見 清

第四節 佛 教

佛教は盛なりと言ふを得されとも、眞宗、日蓮宗に屬する寺院にありては、比較的一般の教化に勉めつゝあり。又佛教家中に佛教慈善會、積善會、保護會等を組織し、以て慈善救濟の事業に貢獻する等近時次第に佛教家の社會的に活動せんとする傾向を見るに至れり。而して本縣内の寺院數は二千七百七十五箇寺にして、曹洞宗最も多く、臨濟宗、日蓮宗之に次ぐ。富士郡の大石寺、本門寺、實相寺、田方郡の妙法華寺、駿東郡の光長寺、興津町の清見寺、静岡市外の臨濟寺、周智郡の可睡齋、濱名郡の本興寺及引佐郡の方廣寺等名高し。此の他佛道の教會百六十あり、其中日蓮宗に屬するもの最も多く、眞宗時宗に屬するもの最も少し。

寺 院

(大正十年六月末日現在)

天台宗	眞言宗	淨土宗	臨濟宗	曹洞宗	黄蘗宗	眞宗	日蓮宗	時宗	宗	計
12	10	174	68	1,511	3	5	37	3	3	2,776

佛道教會講社

(大正十年六月末日現在)

天台宗	眞言宗	淨土宗	臨濟宗	曹洞宗	黃檗宗	眞宗	日蓮宗	時宗	計
六	三九	三	一五	四	一	一	五	一	一〇六

第五節 基督教

基督教會は其數五十四にして、日本メソヂスト派に屬するもの最も多く、日本基督教之に次ぐ。

基督教會講義所

(大正十年六月末日現在)

ハリストス正教	美普教	救世軍	天主教	日本基督	クリスチヤンチヨルチヤ	日本メソヂスト	日本聖公會	日本福音會	計
一〇	七	三	四	二	一	三	四	三	五〇

第六節 御陵墓

一 宗良親王御墓 引佐郡井伊谷村官幣中社井伊谷宮本殿の背後にあり、宮内省の所管に屬す。親王は後醍醐天皇の皇子におはし、父帝を輔けて中興の大議に參畫し、井伊城を根據地として東國の經略に任し給ひ、義兵を募りて南船北馬五十餘年、専ら王業に勤勞せさせ給ひ、元中二年八月十日井伊城中に薨す御年七十三。明治天皇御即位の始に奉祀の儀仰出され、同二年井伊谷宮の造營成り、同五年御鎮座あらせられ同六年官幣中社に列せらる。

二 聖鑑國師御墓 引佐郡奥山村臨濟宗方廣寺派本山方廣寺本堂の後方高層の地に在り、宮内省の所管に屬す。聖鑑國師は後醍醐天皇の第十一皇子にして、臨濟宗方廣寺派の開祖なり。御幼少の時落髮せられ、至徳元年遠江國奥山郷主の懇請に任せ、奥山に一字の道場を構へて方廣寺と號し、訓を天下に宣揚せられ、門下に集る者五千有餘の多きに達す。康應二年三月二十二日遷化せらる。明治十七年明治天皇より聖鑑國師の尊號を諡り賜はる。

第七節 國寶及特別保護建造物

國寶は繪畫四、美術工藝二、筆蹟一、彫刻六、文書二、經文一、銘文一、刀劔一六計
三十三點にして、特別保護建造物は、神社々殿四、附屬建物五及寺院本堂一とす。

國寶

指定年月日	等級	種類	品目	所有者	
明治三十三年四月七日 内務省告示第三二七號	甲種	美術工	蒔繪櫛笥 (附屬品共) 絲卷太刀 銘長船住人長光 (初代) 革柄鑲色鞘刀 (無銘傳三池光世作裏ニ妙純傳持ソハヤ ノツルキ表ニウツスナリト刻ス) 附蒔繪刀箱 短刀 表ニ貞治三年藤原他人不與之 裏ニ貞治三年藤原友行ノ銘アリ 太刀 備前國長門住景光 太刀 銘本富士本宮源式部返信國 臨指 一期一腰應永二十四年二月日 太刀 銘宗忠 太刀 銘真恒 太刀德川秀忠寄進 太刀 銘雲次 德川家光寄進 太刀 銘國行 德川吉宗寄進 太刀 銘守家 德川家治寄進	一合 一口 一口 一口 一口 一口 一口 一口 一口 一口	田方郡三島町 靜岡市宮ヶ崎町 大藏御祖神社 安倍郡久能村 東郡照 田方郡三島町 三島郡神 富士郡大宮町 淺間郡 同 田方郡三島町 三島郡神 安倍郡久能村 東郡照
大正元年九月三日	同	同	太刀 銘安則 同 人寄進	同	
同	同	同	太刀 銘國宗 德川家齊寄進	同	
同	同	同	太刀 銘國行 同 人寄進	同	
同	同	同	臨指 無銘傳貞宗 傳德川家康所用	同	
同	同	同	木造 大日如來坐像	同	
同	同	同	脇指 銘相模國住秋義伊豆三島大明神奉拜佐藤松千代貞成	同	
同	同	同	太刀 無銘 拵絲卷太刀	同	
同	同	同	絹本着色普賢十羅刹女像	同	
同	同	同	鍍金裝桐木地笈	同	
同	同	同	紙本黑書法華經 (觀音賢經共) (待賢門院等)	同	
同	同	同	木造千手觀音立像	同	
同	同	同	木造伊豆山權現立像	同	
同	同	同	紙本墨書瑠璃山年錄殘篇	同	
同	同	同	紙本墨書聖武天皇勅書 天平感寶元年トアリ	同	
同	同	同	絹本着色法華經曼荼羅圖	同	
同	同	同	木造千手觀音立像	同	
同	同	同	木造阿彌陀如來坐像	同	
同	同	同	殘本墨書大般若經 五百三十九卷 (内十五卷安永二年補寫)	同	
同	同	同	大十五年國司通國源盛頼等ノ奥書アリ	同	

指定年月日	等級	種類	品目	所有者
同	同	同	太刀 銘安則 同 人寄進	同
同	同	同	太刀 銘國宗 德川家齊寄進	同
同	同	同	太刀 銘國行 同 人寄進	同
同	同	同	臨指 無銘傳貞宗 傳德川家康所用	同
同	同	同	木造 大日如來坐像	同
同	同	同	脇指 銘相模國住秋義伊豆三島大明神奉拜佐藤松千代貞成	同
同	同	同	太刀 無銘 拵絲卷太刀	同
同	同	同	絹本着色普賢十羅刹女像	同
同	同	同	鍍金裝桐木地笈	同
同	同	同	紙本黑書法華經 (觀音賢經共) (待賢門院等)	同
同	同	同	木造千手觀音立像	同
同	同	同	木造伊豆山權現立像	同
同	同	同	紙本墨書瑠璃山年錄殘篇	同
同	同	同	紙本墨書聖武天皇勅書 天平感寶元年トアリ	同
同	同	同	絹本着色法華經曼荼羅圖	同
同	同	同	木造千手觀音立像	同
同	同	同	木造阿彌陀如來坐像	同
同	同	同	殘本墨書大般若經 五百三十九卷 (内十五卷安永二年補寫)	同
同	同	同	大十五年國司通國源盛頼等ノ奥書アリ	同

指定年月日	等級	種類	品目	所有者
大正八年四月十二日 文部省告示第八百六十二號	甲種	彫刻	木造阿彌陀如來坐像	田方郡並山村 願成就院
同 文部省告示第八百六十二號	丙種	繪畫	絹本着色日蓮上人像	田方郡並山村 願成就院
同 文部省告示第八百六十二號	同	銘文	塔婆形銘札 (表面ニ梵文寶篋印陀羅尼、裏面ニ文治二年五月三日平治政巧師河慶ノ銘アリ)	同郡並山村 願成就院
同 九年四月十五日 同 第九百六十五號	甲種 四等	繪畫	絹本着色繪曼荼羅	田方郡並山村 願成就院

特別保護建造物

指定年月日	名稱	構	造	所在地名
明治四十年五月二十七日 內務省告示第六十三號	淺間神社本殿	淺間造桁行五間梁間四間重層屋根柿葺	富士郡大宮町 淺間神社境内	
同 四十五年二月八日	富士淺間宮本殿	一、間社流造屋根檜皮葺	富士郡久野村 淺間宮境内	
同 四十五年八月一日	東照宮、唐門、東門、廊門、渡廊、玉垣	唐門屋根四方唐破風造東門屋根坊妻唐門前後唐破風左右坊	安曇郡久野村 淺間宮境内	
同 四十七年八月一日	東照宮社殿	功造渡廊、廊根坊妻造玉垣、總ノ屋根銅板葺	同 淺間宮境内	
同 正三年四月十六日	五社神社社殿	間梁桁行五間梁間四間幣殿桁行三間梁間一間、拜殿桁行五	濱松市 五社神社境内	
同 正八年五月二十五日	本興寺本堂	間梁桁行三間梁間四間幣殿桁行三間梁間一間、拜殿桁行五	濱名郡吉津村 本興寺境内	
明治四十年五月二十七日 同 第九百六十五號	本興寺本堂	桁行五間梁間五間單層屋根四柱造茅葺	同 本興寺境内	



(市岡靜) 社神間淺社小幣國



(郡佐引) 宮谷伊井社中幣宮
(村谷伊井)



國幣小社小國神社 (周知郡) 一宮村

第十章 兵 事

第一節 概 要

本縣は第十五師團と横須賀鎮守府との所管に屬し、過去の各戦役に従軍せし者少からず、目下廢兵五百八名、軍人遺族二千八百五十戸現存せり、一般に兵役義務尊重の觀念は徹底し、入退營時に於ける弊風の如きも殆ど一掃せられたり。召集徵發事務の狀況は概ね良好にして、實施に當り毫も支障を生ずるか如きことなし。軍人遺族等の救済に至りては、各種の尙武團體に於て軍事救護と相俟て相當の施設を爲しつゝあり。

第二節 陸海軍管轄

本縣は陸軍に在りては第十五師管内に在り、安倍郡以東は静岡聯隊區に、志太郡以西は濱松聯隊區に屬し、歩兵第二十九旅團、騎兵第四旅團、野戦重砲兵第一旅團野戦砲兵第二十一聯隊、工兵第十五大隊及輜重兵第十五大隊等に關係を有し、

海軍に在りては横須賀鎮守府の所管に屬し、横須賀海軍人事部及横須賀海兵團に關係を有す。

第三節 徵兵及志願兵

壯丁の體格並受檢の狀況は、漸次良好なる成績を示しつゝあり。最近の検査に於ては壯丁一萬五千五百三十四名に對し、甲種五千七百六十名、第一乙種二千四百五十七名、第二乙種三千八百八十三名、丙種三千四百三十九名、丁種六百九名戊種八十六名にして、「トラホーム」帶患者五百四十一名、花柳病帶患者二百九十一名を出したるも、徵兵忌避者として告發せられたる者なし。尙近時徵兵検査の際免役を僥倖せむとして各種の手段を弄するか如き者殆となく、又入退營時に於ける送迎に伴ふ弊習の如きも漸次減少し神前に於て清酒を酌みて武運の長久を祝するの風却つて多きに至れるは喜ぶべき現象なり。海軍志願兵志願者は一時歐洲戦役の影響を蒙り減少せるも、最近漸く良好の狀況に復し、前年に於ける志願者二百十八名中合格者百十五名採用者九十三名を出せり。

第四節 軍需工業動員

軍需工業動員法該當工場は、大正九年十二月末日現在に於て總數一千三百八十三、内軍需工場六百六十五、非軍需工場七百十八にして、其の職工總數四萬四千七百三十一名、内兵役に關係を有する者、陸軍に在りては二千八百一名、海軍に在りては五十七名を數ふ。

軍需工業動員法該當工場

郡市	區分		計	職工		兵役關係者數		
	設備調査	工場其他		男	女	陸軍	海軍	計
賀茂郡	1	1	2	2,566	500	0	0	2,566
田方郡	5	6	11	4,664	3,400	0	0	4,664
駿東郡	7	8	15	2,966	7,880	1,010	0	2,966
富士郡	2	6	8	2,800	2,763	563	0	2,800
庵原郡	4	6	10	2,800	1,076	563	0	2,800
倍原郡	7	6	13	788	1,366	153	0	788
安太郡	1	9	10	1,603	300	26	0	1,603
志太郡	1	3	4	78	1,366	153	0	78
計	26	51	77	21,033	22,000	2,800	0	21,033

郡市	區分	職工數		兵役關係者數	
		男	女	陸軍	海軍
原郡	軍需工場	五五	四〇	二八	一
原郡	工場其他	四三	一五	六	一
原郡	非軍需工場	二五	一〇	六	一
原郡	計	一二三	五五	三〇	一
笠原郡	軍需工場	二二	一〇	六	一
笠原郡	工場其他	二二	一〇	六	一
笠原郡	非軍需工場	二二	一〇	六	一
笠原郡	計	六六	三〇	一八	一
智田郡	軍需工場	二二	一〇	六	一
智田郡	工場其他	二二	一〇	六	一
智田郡	非軍需工場	二二	一〇	六	一
智田郡	計	六六	三〇	一八	一
周郡	軍需工場	二二	一〇	六	一
周郡	工場其他	二二	一〇	六	一
周郡	非軍需工場	二二	一〇	六	一
周郡	計	六六	三〇	一八	一
濱郡	軍需工場	二二	一〇	六	一
濱郡	工場其他	二二	一〇	六	一
濱郡	非軍需工場	二二	一〇	六	一
濱郡	計	六六	三〇	一八	一
引郡	軍需工場	二二	一〇	六	一
引郡	工場其他	二二	一〇	六	一
引郡	非軍需工場	二二	一〇	六	一
引郡	計	六六	三〇	一八	一
静岡市	軍需工場	二二	一〇	六	一
静岡市	工場其他	二二	一〇	六	一
静岡市	非軍需工場	二二	一〇	六	一
静岡市	計	六六	三〇	一八	一
計	計	一、二八三	五五〇	三〇〇	一〇

第五節 在郷軍人會其の他の尙武團體

在郷軍人會員は總數九萬二千四百四十三名にして、郡市(静岡市を除く)に聯合分會を、市町村に分會を設け、郡市町村長を顧問とし兵事係書記を主事とし、郡市役所又は町村役場に其の事務所を置き執務を爲しつゝあり。一般に穩健なる發達を爲し地方公共事業に貢獻する處尠なからず、尙武團體としては在郷軍人會及愛國

婦人會の外、縣に招魂共祭會あり、縣郡市町村に軍人後援會あり、郡市町村に獎兵會あり、或は戰病死者の祭典に、或は軍人遺家族の救済に又は軍事思想の獎勵普及に何れも相當の力を盡しつゝあり。

徵兵及志願兵

郡市	種別	大正九年徵兵検査ノ狀況					大正十年海軍志願兵検査ノ狀況		
		受檢者	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	志願者	合格者	採用者
賀茂郡	郡	七六	三〇	一〇三	一三	一五〇	二二	一六	三
田方郡	郡	一、四三三	三三	三三九	二八	二九五	一〇	九	二
駿東郡	郡	一、三〇〇	五二	二二二	三〇	二七六	一七	九	六
宮原郡	郡	一、一八六	四七	一九八	二六	二八二	一一	九	六
庵原郡	郡	九二九	三三	一六四	二二	二〇〇	一一	九	六
安倍郡	郡	一、一八九	四九	二二九	二九	二五九	一一	九	六
志太郡	郡	一、一五三	六〇	二二四	三三	二五九	一一	九	六
榛原郡	郡	九七四	三七	二二四	二七	二四四	一〇	八	六
小笠原郡	郡	一、三三三	四三	一八五	二六	二六九	一〇	八	六
智智郡	郡	一、三三二	四三	一八五	二六	二六九	一〇	八	六
周智郡	郡	一、三三二	四三	一八五	二六	二六九	一〇	八	六
濱名郡	郡	一、三三二	四三	一八五	二六	二六九	一〇	八	六
計	計	一、六三三	六二	二六二	三六	三〇七	一一	九	六

國民総力がかり

◆ 上は二系下は一心
 ◆ 立憲の花は自治の園に薫る
 ◆ 進む吾界といざ馳けくらべ
 ◆ 吾は情扶けられたり扶けたり
 ◆ 幸福の山には汗の阪あり



静岡県

民力涵養

静岡縣勢要覽

三六六

郡市	種別	大正九年徵兵検査ノ狀況					大正十年海軍志願兵検査ノ狀況			
		受檢者甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	戊種	志願者	合格者	採用者
引佐郡		五九	一七九	一三三	一一九	三	八	七		
静岡市		五五	一四三	一一二	一五	二九	三	一〇	二	
濱松市		三〇八	二二	五	七	八	六	六	二	
計		一五、五四	五、七六〇	二、四七	三、一八三	三、四九	六〇九	二八	一五	五〇

備考 本表へ現住者ニ付調査シタルモノナリ

第十一章 社會事業

第一節 概 說

明治維新以前の社會組織は嚴然たる階級制度にして、下に庄屋、組頭、百姓代五人組の制あり、租稅、法令、宗教、犯罪、訴訟、土木、勸業等萬般の事務を處理し、若し事件の起るあれば、是等の間に於て穩便に處理し、以て出來得る限り上司に煩累を掛けさらんことを期すると共に、一般の者亦能く德義を重し、名主、庄屋は親切を以て百姓町人を率ゐ、百姓町人亦名主、庄屋を信頼し、社會關係極めて平穩なるを得たり。若し夫れ天災地變不幸病患の場合には、所謂隣保相助くるの關係を以て臨機の處置を採れり。而して此の間個性の啓發、風教の刷新、寒村僻邑の救濟若くは殖産の改良發達に至大の影響を與へたるものは二宮尊徳の報德教なりとす。翁は天保十年初めて伊豆の韭山に入り、爾來縣下三州を風化して本縣報德教の基を拓き以て今日の盛を致せり。又遠州の人金原明善は、一出獄者か司獄官の保護に依り改心の後罪を悔ひて悶死せしを見一般免囚保護の念を認め

我が國最初の事業たる出獄人保護會社を興し、又天主教宣教師テストヰキド氏は癩病乞食に對する同情より、明治二十二年駿東郡下に一の療病所を設立せり。復生病院即ち是なり。同三十一年静岡盲啞學校の前身たる東海訓盲院、掛川町に興り、尋て富士育兒院、静岡ホーム、縣立三保學院等開始せられたるか、今や大戰後社會事情の變遷に伴ひ、益々各種社會的施設の勃興を促すに至れり。

第二節 縣の社會事業

- 一 社會課 大正九年八月より内務部に社會課を設け、從來各課に分屬したる社會的施設に關する事務を統一せり、其の管掌事項左の如し。
 - 一 民力涵養に關する事項
 - 二 罹災救助其の他賑恤に關する事項
 - 三 感化救濟其の他社會事業に關する事項
 - 四 軍事救護に關する事項
 - 五 公益を目的とする社團又は財團に關する事項

但し祭祀宗教學術技藝に關するものを除く

六 公園地及遊園地に關する事項

二 窮民救助 大正四年十一月 御大禮に際し、特に賑恤の資に充てしむる思召を以て、内帑の資金一萬九千九百圓の御下賜ありたるに付、之を元資として其の利殖金を以て、大正五年度以降窮民救助の費用に充てたりしか大正八年度より之を改め、直接の救助は市町村に於て之を行ひ、縣は市町村に於て支出せる費用に對し補助することゝなし、又大正六年度以來棄兒養育費を一般會計より移して本資金より支出することゝせり。

三 教育費 行旅病人及行旅死亡人取扱法並精神病者監護法に依り、大正九年度に於て取扱たるもの行旅病人四十二人、經費千七圓、行旅死亡人七十四人、經費九百三十八圓、精神病者十三人、經費千七百六圓なり。

四 罹災救助 罹災救助基金法の制定に依り從來積立たる備荒貯蓄金は、之を縣罹災救助基金に編入して利倍增殖し、非常災害に罹りたるものゝ救助を行ふことゝなれるか、其の大正九年度支出額は三萬千餘圓に上れり、又大正七年度よりは

郡市町村の救助基金の造成を圖る爲、積立金に對して補助をなすこととせり。

五 軍事救護 從來戰病死者、傷病兵又は現役兵の遺家族にして、生活困難に陥り窮狀甚しき者に對しては、軍人後援會、愛國婦人會、或は獎兵會等の私設團體に於て、金品を給與しつゝありしと雖、團體の資力に制限されて一般的なる能はず、其の類も亦僅少にして救護上遺憾の點尠からざりしか、大正七年一月より軍事救護法の實施に依り、一般的に之を救護するを得るに至れり、救護は現金を給與するもの最も多く、其の他現品給與並醫療救護を爲すものあり。

軍事救護狀況

(大正九年度)

種別	現役兵家族		傷病兵及家族		下士兵卒遺族		傷病兵遺族		計	
	戸數	員金額	戸數	員金額	戸數	員金額	戸數	員金額	戸數	員金額
生業扶助	一	一六	一	三五	一	一	一	七	一	三三
醫療	二四	一、九八四	一五	四、六八四	七四	一、五七三	一〇	七六五	一一四	一、〇一八
現金給與	一	一	四	二〇	一	一	一	一	一	一〇
現品給與	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
勅令第三條臨時救護計	三	六〇、三二五	六	四、九一九	七四	一、五七三	二二	七六五	一一四	一、〇一八
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇

六 社會事業の助成 縣内私設の各種社會事業の獎勵助成を圖る爲、慈惠救濟資金特別會計より毎年相當の補助金を支出す。大正十年度に於ては十一團體に對し五千九百圓を支出せり。

七 感化教育 感化法に基きて縣は明治四十三年二月安倍郡三保村に縣立三保學院を創設す。敷地及其他の土地二千九百三十五坪、建坪二百二十二坪收容定員三十人なり、院長以下教師保母共に生徒と起居を共にし、家庭的の情味を以て教養し、普通教育及農園勞作に従事せしめ、以て身心兩方面の助長發達に努む、大正十年度經費豫算金九千五百三十五圓なり。

八 部落改善事業 縣下の部落現在數五十五箇所、戸數二千三百三戸、人口一萬四千四百七十六人を算す。内百戸以上のもの五箇所、五十戸以上百戸未満のもの十三箇所、十戸以上五十戸未満のもの二十四箇所、十戸未満のもの十三箇所にして、概して住宅地域狹隘密集し、其の一般との交通も局限され、資産及教育程度も低きもの多し、然れども近來戸主會青年會の活動、購買組合、消防組、納稅組合等の組織、耕地の借入、教育及衛生思想の向上と學校教員、警察官、町村吏員

等の協力とによりて、漸次改良の曙光を見るに至れり。縣に於ては改善の第一著手として、『地方改善要綱』を印刷提示せると共に、巡回講演視察等を行ひて其の覺醒を促し、改善事業の實行を獎勵しつゝあり。

地方改善要綱

第一 地區の整美を計

- 住宅の改良
- 道路交通機關の完備
- 居住地域の擴張整理
- 共同浴場及飲料水設備の新設及改良
- 會堂又は集會所の建設
- 墓地火葬場の新設又は改良
- 便所の改築及塵芥捨場の設備
- 衣食住状態の改善
- 禁酒節酒
- 冗費の節約
- 勤勞及貯蓄心の養成
- 公休日の設定及利用
- 時間の勵行

第二 生活状態を改良

第三 文化的施設を興すこと

- 託兒場の新設又は改良
- 共同遊戯場の新設又は改良
- 公益質屋
- 敬神崇祖及宗教心の涵養
- 講習講話會の開催
- 義務教育の完成
- 子守教育
- 實業教育の獎勵
- 補習教育社會教育の振興
- 自治思想の涵養
- 風俗の改善
- 犯罪の絶滅
- 體育の獎勵
- 會堂又は集會所の建設
- 新聞雜誌圖書縱覽所の設置
- 揭示場の設備
- 産業の獎勵又は其改良に関する施設
- 副業の獎勵

第四 産業状態を改善すること

授産場の設置
産業組合の設立並活動
職業の改良發達
公益職業紹介
植林及開墾事業

第五 衛生施設を完備すること

衛生状態の向上
井戸の改良
上下水道の新設又は改良
物乾場の改良
理髮所の設置
共同浴場の新設又は改良
診療所の設置
トラホームの根絶
塵芥の處理
墓地火葬場の新設又は改良
衛生組合の活動
北海道其他へ移住又は出稼
轉地轉業

第六 出稼及移住を奨励すること

第七 指導者養成のこと
中堅人物の養成
巡回指導

第八 改善委員會設置
官民合同の努力

第九 改善の機運を促進する施設の事

町村民の總動員
材能あるものを抜擢して發展の進路を開くこと
善行者の表彰
優良町村の視察
教員住宅巡查駐在所又は立寄所の設置
其他改善上必要と認むる施設

第三節 郡市町村の社會事業

一 郡

郡に於ては民力涵養其の他に關する講習講話會の開催及び各種社會事業に對する獎勵又は補助を爲すの外特に郡自ら直接經營するものなし。大正九年度に於ける關係豫算は補助金二千五百七十圓民力涵養事業費金二千五百一圓なり。

二 市 町 村

市町村に於ては窮民救助、罹災救助、職業紹介、公設市場、貧困兒童就學獎勵、小住宅經營、民力涵養の宣傳及實行機關の設置、部落改善、共同浴場其他社會事業に對する補助金の交付等直接間接に各地方の必要に應じ施設經營する所少なからず、大正九年度の關係經費豫算は左の如し。

種 別	市		町 村		計	
	直 營	補 助	直 營	補 助	直 營	補 助
窮民救助	三、七五二	一〇、四九五	一、五〇四	二、三六六	四、二五六	三、一二〇
罹災救助	一、九六一	四、四二一	一、七六九	三、〇〇〇	三、七三九	一、七六九
旅行病人及死亡人取扱費	二、九六二	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七三九	一、七六九
感化院	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
兒童住宅	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
小兒保健	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
市力	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
民力	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
部落改善	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
講習會	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
計	三、七五二	一〇、四九五	一、五〇四	二、三六六	四、二五六	三、一二〇

種 別	市		町 村		計	
	直 營	補 助	直 營	補 助	直 營	補 助
社會事業資金積立	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇
委員費	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇
其他社會事業補助獎勵費	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇

一 窮民救助 窮民救助は恤窮規則に基き國費を以て之を行ふの途無きに非ざるも、實際に於て其の大部分は市町村に於て必要なる救助を爲すの狀況なり。大正九年度に於て救助費の支出を爲したる市町村數四十九、其の金額四千九百七十三圓に達せり。

二 罹災救助 罹災救助は主として縣の事業たるも、市町村に於ては罹災の程度甚しからずして縣の救助を受くるに至らざる場合若くは資格要件を具備せざるか爲救助を受け得ざる場合等にして事實救助の必要あるとき、之か救助を行ふ爲罹災救助資金を蓄積するもの少なからず、即ち大正九年度末現在に依れば、資金を蓄積する市町村數二百四十三、資金總額十五萬二千四百四十三圓に達す。

三 救護所 静岡市に於ては行旅病人窮民等を收容する爲め明治三十七年市費を以て救護所を設け現在の建物は、敷地二百二十一坪、建物

六十三坪餘、大正九年度經費豫算七百十二圓なり。
 四 公設市場 公設市場は静岡市に二箇所、濱松市に一箇所あり。

公設市場一覽(大正十年三月末現在)

市場	開所年月日	敷地坪數	建物坪數	店舗數	建築費	開所以來 賣上高	一日平均 賣上高
静岡市 鷹匠町	大正八年十月二十日	三六坪	一三四坪	三	一三、九〇圓	二六、四八圓	四四圓
静岡市 番町	大正九年一月十日	三五坪	二三坪	三〇	七、一〇〇圓	三〇、三六圓	五七圓
濱松市 傳馬	大正八年八月	四坪	一四坪	一	一	四七、七五圓	八圓

五 職業紹介 濱松市に於ては大正九年七月一日より職業紹介所を開始し、職業紹介の外人事相談をも取扱ひ居れり。
 六 公營住宅 小笠郡西方村に於ては住宅の不足を補はんか爲、公營住宅の建築を計畫し政府の低利資金三萬圓を借入れ九棟二十二戸の建築を爲すこととせり。又安倍郡清水町に於ても其建設手續中に屬す。



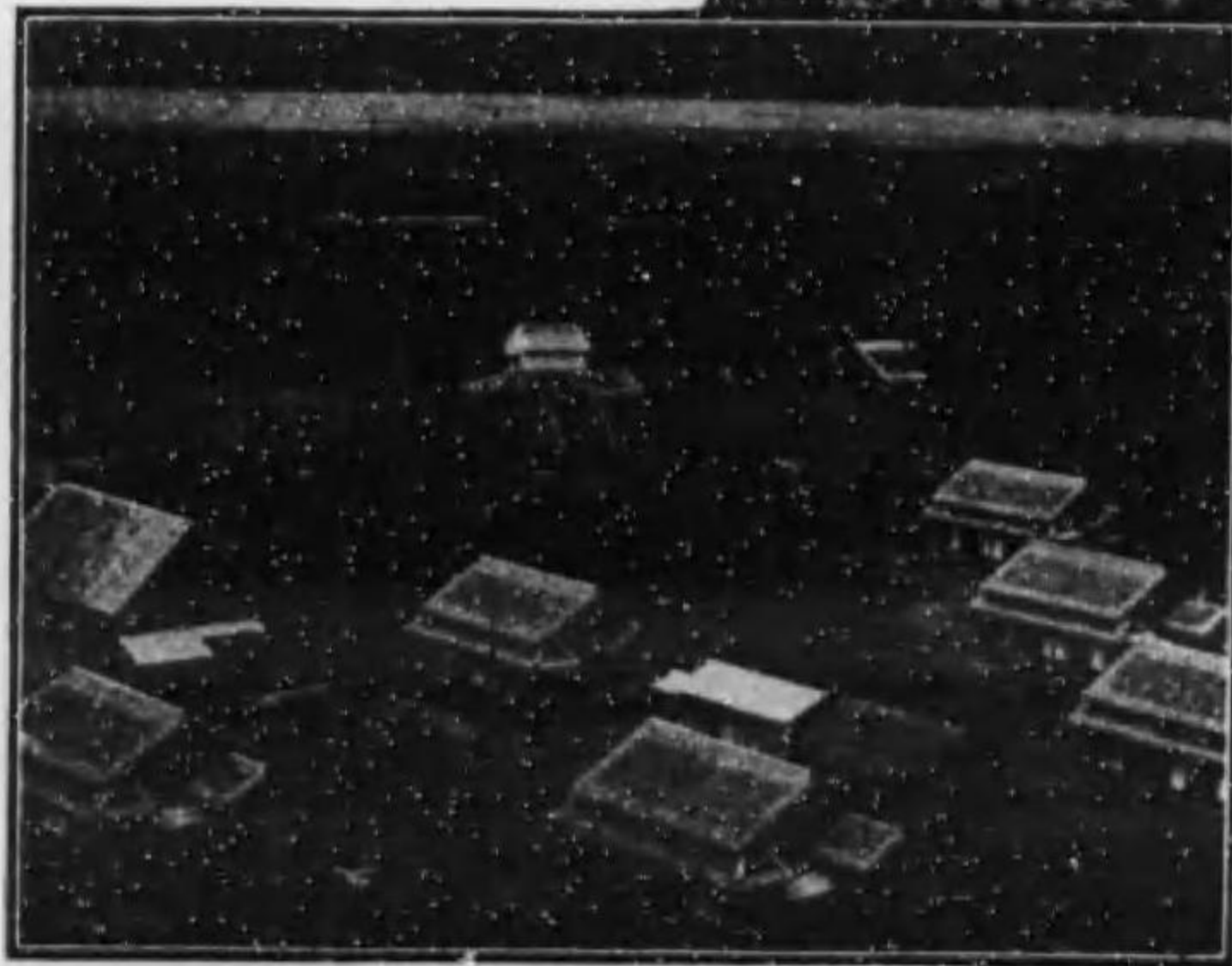
縣立三保學院



静岡市公設市場



静岡託兒所



静岡ホーム

第四節 私設社會事業

- 一 靜岡縣社會事業協會 縣下社會事業團體の聯絡統一を計ると共に、斯業従事者は勿論社會各方面の人々と社會問題の研究を爲さんか爲に、大正九年三月設立せられたるものにして、例會を催し印刷物を發行する等の方法に依り、主として社會事業の宣傳に従事す、大正十年年度豫算金三萬四千七百二十七圓なり。
- 二 神山復生病院 駿東郡富士岡村神山に在り、明治二十二年天主教會の牧師の創立に係る癩療養所なり、現に縣内外の患者六十九人を收容す、内男四十四人、女二十五人、大正十年年度經費豫算金一萬八千六百七十五圓なり。
- 三 富士育兒院 富士郡島田村にあり、明治三十六年の創立にして、孤兒貧兒殊に不具者の救護を以て特色とす、其の收容人員二十餘名なり。
- 四 静岡ホーム 明治四十五年の創立に係り、静岡市井宮町にあり、四棟の家族舎には兒童四十餘名を收容す。大正十年年度經費豫算金六千四百五圓なり。
- 五 静岡盲啞學校 明治三十一年東海訓盲院と稱して小笠郡掛川町に創立せられ

しか、大正六年安倍郡安東村に移轉して静岡盲啞學校と改稱し翌年更に静岡市二番町に新築して組織を財團法人に改む。

六 静岡託兒所 大正九年八月より社團法人救護會に於て、市の設備を借受け開所したるものにして、現に四十餘名の兒童を收容して、晝間の兒童保育に當りつあり。

七 静岡こども相談所 大正九年十月静岡市宮ヶ崎町報土寺内に開所したるものにして、毎週一回醫學、教育、家庭、法律等に關する諸般の相談に應ず。

八 静岡縣勸善會 我國最初の免囚保護事業にして、明治四十四年静岡縣出獄人保護社を改稱して静岡縣勸善會となし、事務所を安倍郡安東村に置きて、出獄人の直接保護を行ふ、十年度經費豫算三千五百三十二圓なり。

九 静岡縣佛教慈善會 大正二年駿豆二國の出獄人保護事業の統一聯絡の爲創立せられたるものにして、大正九年度に於ける直接保護延人員三百二十五人、間接保護七百三十六人なり。

十 遠州佛教積善會 明治四十五年の創立に係り遠州一圓の免囚保護事業を行ふ。

十一 救護會 明治四十年に創立せられたるものにして、静岡市内に於て託兒所を經營するの外他府縣に亘りて無料宿泊、職業紹介、部落改善、窮民救濟の事業を經營しつあり。

十二 恩賜財團濟生會 恩賜財團濟生會救護規程に依り、明治四十五年以來人口と窮民率とを標準とし救護費を各郡市に配當し、郡は之を受けて各町村に分配し、救護を要する者を發見すれば市町村長は警察官署長又は駐在巡查と協議し直に施藥救護を爲すことゝす。又大正八年に於ては静岡市濱松市及駿東郡沼津町田方郡三島町に於て巡回診療を行ひたり。大正八年度に於ける成績は、外來患者の診療を受けたる者四百七十四人、入院患者五十五人にして延員數四萬二千七百餘人なり。

十三 日本赤十字社静岡支部 本支部は社員四萬二千餘人を有し、救護員の養成貧困者施療並に結核豫防の爲め無料診断所巡回診療所開設等の事業を行ふ。

十四 愛國婦人會静岡支部 本支部は會員二萬四千餘人を有し、軍人の遺家族にして生計困難なる者に對し定期又は臨時に救護を行ひ、其の他學齡兒童の就學奨

剛出產死亡の場合に於ける救助等を行ふ。

私設社會事業一覽(大正九年度末現在)

名	稱	所在地	代表者	目的及事業	經費	資産
静岡縣社會事業協會		静岡市追手町	會道長 秀彦	社會事業ノ聯絡及研究	三、四、七、七〇圓	三、〇、五〇圓
静岡縣聯合保護會		静岡市追手町	會長 重三郎	縣下各因保護關ノ聯絡	七、四、八圓	一、一、七三圓
静岡縣佛教慈善會		安倍郡安東村	會長 藤七	駿豆二國ノ各佛教代表機關ノ統一	一、一、五九圓	一、一、五九圓
静岡縣勸善會		安倍郡安東村	理事長 井上彦左衛門	免四保護	三、五、六圓	三、七、〇三圓
財団法人遠州佛教發善會		濱松市松城	會波邊素夫	同	一、八、六七圓	三、九、四三圓
財団法人神山復生病院		駿東郡富士岡村	院主 ドルワルド、レセー	癩患者ノ救療	一、五、一、七九圓	四、三、四三圓
財団法人静岡盲啞學校		静岡市二番町	理事長 尾長晋	盲啞教育	三、四、四四圓	一、〇、六、五二圓
沼津調盲院		駿東郡沼津町	院主 平田松軒	盲人教育	一、	一、八、六坪
富士育兒院		富士郡島田村	院波邊代吉	孤兒(特ニ不具者)貧兒(ヲ主トス)	一、九、二四圓	三、四、六坪

静岡市安西井宮町	引佐郡井伊村	静岡市鷹匠町一丁目	同市住吉町	藤原郡金谷町	金谷河原	駿東郡沼津町大門	静岡市兩替町一丁目	盤出郡見付町	静岡市宮ヶ崎
ホム長 飯沼正己	鈴木大隆	理事長 中田勝郎	所長 藤子彌惣	會長 兒玉祖慶	町内各宗寺院任職	代表者 波邊增八	理事 高倉亮園	理事 高倉亮園	理事 高倉亮園
孤兒貧兒救濟	同	一般救濟事業	幼兒保育	窮民救助	同	同	同	同	兒童相談
六、四、五圓	一、三、九圓	二、三、五九圓	一、四、九圓	四、六圓	五、九、八圓	三、四、三圓	六、三、八圓	三、七、〇圓	三、七、〇圓
建土基金	建土基金	建土基金	建土基金	基金	基金	基金	基金	基金	基金
五、三、〇〇圓	一、八、一坪	三、一、〇〇坪	五、〇坪	四、〇圓	一、〇、五、四四圓	一、一、〇〇圓	一、一、〇〇圓	一、一、〇〇圓	一、一、〇〇圓

第五節 民力涵養

大正八年三月一日内務省訓令第九四號を以て公布せられたる民力涵養に關する

訓令は國民をして大戰後の新時局に對する準備を爲さしむることを目的とするものに外ならずして、其の所謂五大要綱の趣旨とするところは、畢竟内に一層國民各個の精神的物質的生活の充實整齊を圖り、社會國家の公に奉仕するの實を擧げ、進んでは世界の文化に貢獻することを期せしめんとするに在り。而して之か實行の方法は、日常生活の細事より國家的事業の大策に亘り固より一様ならずと雖要は國民一般の自覺ある協力に依り、之を體現に努めざるへからざるを以て、縣は訓令の發布せらるると共に、囑託員一名を設置して専ら之か事務を擔當せしめ、又縣内各地に集會を催して、其の趣旨の普及宣傳を圖りたるか、尋て同年十一月諭告第一號を以て左の實行要目を示し、各地方に於て其の民情に適切なる實行計畫を定め、官民一致之か實効の收めざるへからざることを勸奨せり。

民方涵養ニ關スル知事ノ諭告(大正八年十一月七日 靜岡縣諭告第一號)

曠古ノ大戰終熄シテ世局一新セントスルノ秋ニ際シ列國相競ヒテ思フ戦後ノ施設ニ致シ我々トシテ其ノ實力ヲ培養シ文化ヲ改造スルニ急ナルモノアルハ相共ニ深ク當省スヘキ所ナリ思フニ戦後帝國ノ地歩愈々重キヲ加ヘ使命益々大ナルヲ致ス乃チ當

ニ舉國一致赤誠ヲ捧ケテ此時局ニ處スルノ覺悟ヲ堅實ニシ内ニ民力ヲ涵養シテ各個ノ生活ノ安定ヲ期シ國民的の信念ヲ旺ンニシ進ンテ正義人道ノ上ニ立テ世界ノ進運ニ貢獻セムコトヲ期セサルヘカラス茲ヲ以テ養ニ内務大臣ハ民力涵養ニ關スル訓令ヲ發シ五大要綱ヲ掲ケテ之カ實行ヲ希圖セラレタリ爾來本縣亦其ノ趣旨ニ基キ地方一般ニ宣傳スル所アリタリト雖之カ綱領ヲ普ク徹底セシメテ其ノ實績ヲ收ムルニ努ムヘキハ現下ノ情勢ニ鑑ミ益々緊切ナルヲ認メ今次更ニ五大要綱ノ趣旨ヲ敷衍シテ實行要目ヲ選定シ縣民ノ實踐躬行ニ待ツ所アラムトス事案未タ悉ササルモノナキヲ保セスト雖其ノ大綱ヲ掲ケテ據ル所ヲ誤ラサルヲ信ス管内一般能ク此意ヲ體シ各地ノ實情ニ鑑ミ適切ノ方途ヲ講シ官民協力シテ實效ヲ擧タルニ最善ノ努力ヲ致サレムコトヲ望ム

民力涵養五大要綱實行要目

- 第一 立國ノ大義ヲ明ニシテ國民的の信念ヲ旺ナラシムヘキコト
 - 一 國體ノ尊嚴ナル所以ヲ體得スルコト
 - 二 列聖ノ德澤ト祖先ノ忠誠トヲ欽仰スルコト
 - 三 敬神崇祖ノ實ヲ擧タルコト
- 第十一章 社會事業

- 四 我國古來ノ淳風美俗ヲ發揚シテ國民性ノ涵養ニ努ムヘキコト
- 五 正義ト友愛ノ精神ヲ旺ナラシムルコト
- 第二 立憲自治ノ精神ヲ陶冶シテ其ノ美ヲ済スニ努ムヘキコト
- 一 立憲政治竝ニ地方自治ノ本義ノ普及徹底ヲ圖ルコト
- 二 選舉及選舉權ノ眞義ヲ了得シ之ヲ重スルノ風ヲ作興スルコト
- 三 公共生活ニ於ケル各人ノ公德心共同心ヲ養フコト
- 四 公共生活ニ於ケル各人ノ責任觀念義務觀念ヲ養フコト
- 第三 世界ノ大勢ニ順應シテ日新ノ修養ヲ積ムヘキコト
- 一 各國ノ文化ニ對シテハ採長補短大ニ其ノ粹ヲ攝リテ我國特有ノ文化ヲ發揚スルコト
- 二 世界ニ於ケル帝國ノ地位ヲ自覺シ徒ラニ偏狹驕慢ニ流レス又自屈偷安ニ陥ラス其ノ使命ノ實現ニ務ムヘキコト
- 三 科學的研究心ヲ促進シ創作發明ノ力ヲ養フコト
- 四 日常生活ヲ合理的ナラシメ學術ノ進歩ニ伴ハシムルコト
- 五 青年處女教導ノ實績ヲ舉クルニ努ムヘキコト
- 第四 諸和共濟ノ實ヲ舉ケテ健全ナル民風ヲ振作スヘキコト
- 一 自重自制ノ精神ヲ養フト共ニ自他人格ヲ尊重スル氣風ヲ旺ニスルコト
- 二 奉仕犧牲ノ精神ヲ涵養スルコト

- 三 資本主、勞働者、地主、小作人相互ノ反省自覺ヲ促シ協調共濟ノ美風ヲ養フコト
- 四 隣保相扶ノ實ヲ舉クルコト
- 五 地方ノ實情ニ應シ各種ノ社會的施設ヲ盛ニシ其ノ善導利用ヲ計ルコト
- 第五 勤儉力行ノ美風ヲ作興シテ生活ノ安定ヲ期スルコト
- 一 勤勞ヲ重シシ生業ヲ榮シムノ美風ヲ養フコト
- 二 虛禮ヲ省キ冗費ヲ節シ務メテ簡易ノ生活ヲ行フコト
- 三 生産ニ關スル智識技能ノ向上ヲ計ルコト
- 四 私經濟ノ改良ヲ計ルコト
- 五 貯蓄ヲ奨メ資力ノ充實ニ努ムヘキコト

爾來民力涵養の趣旨の普及徹底を圖り、其の實效を擧ぐる爲、縣都市町村等に於て施設せる事項並其の實績を概説すれば、

- 一 講演會講習會の開催 縣主催に係る講演會三十一回、會同者一萬六千三百人を超え、又郡市町村各種團體の主催に係るものは、縣に於て講師を派遣せるものみにても百十三回、會同人員一萬六千九百餘人に達せり。其の他各種の集會を利用して趣旨の普及を圖れること亦尠なからず。
- 二 自治會又は戸主會の設置 民力涵養の徹底的效果を期するには、各市町村若

は部落を一團とせる實行機關を設け、其の活動に依り一般を教化訓練するの最も可なるを認め、大正九年十一月郡市長會議に於て、別紙自治會準則並施設經營參考事項を示して、之か設置を奨勵せり。其の結果設置を見たる町村數既に百五十五、實行組合數三千七百十五を算するに至れり。

何町(村)自治會(戸主會)々則

第一章 名稱、目的及事業

第一條 本會ハ何町(村)自治會ト稱シ事務所ヲ何町(村)役場内ニ置ク

第二條 本會ハ本町(村)内ニ住所ヲ有スル戸主ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ本町(村)ノ民力ヲ涵養シ自治ノ改良ヲ圖リ以テ町村民共同ノ福祉ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 本町(村)自治ノ改良ヲ幫助スルコト
- 二 公益ヲ興シテ共同ノ福利ヲ増進スルコト
- 三 生活ノ改善向上ヲ圖ルコト
- 四 其他評議員會ノ議決ニ依リ必要ト認めタル事項

第二章 役員及評議員會

第五章 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長(一名)本町(村)長ヲ以テ之ニ充ツ
會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 二 副會長一名(二名)本町(村)助役ヲ以テ之ニ充ツ
會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ(會長ノ指名ニ依ル其ノ一人)之ヲ代理ス
- 三 評議員何名各郡長及本町(村)會議員ヲ以テ之ニ充ツ
會長ノ諮問ニ應シ重要ナル事項ヲ審議ス
- 四 幹事若干名本町(村)役場吏員中ヨリ會長之ヲ囑託ス
會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス
- 五 顧問若干名會長之ヲ囑託ス
會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ具陳ス

第六條

評議員會ハ豫算決算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ其ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ可否同數ナル

第十一章 社會事業

トキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三章 部及實行組合

第七條 本會ハ其ノ事業ノ實行ヲ期スル爲區ノ區域ニ從ヒ何部何實行組合ニ之ヲ分ツ其ノ區分左ノ如シ

何部 何實行組合

何實行組合

何部 何實行組合

第八條 部及實行組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 部長一名 區長ヲ以テ之ニ充ツ

二 副部長一名 部内戸主ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

三 實行組合委員各組合一名 組合内戸主組合員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 部長副部長及實行組合委員ハ部及實行組合ニ屬スル會務ヲ處理シ組合内戸主(組合員)ト協力一致シテ左ノ事項ノ實行ニ努ムルモノトス

一 上意下達下情上達ノ徹底ヲ期スルコト

二 隣保相扶共同輯睦ノ實ヲ舉クルコト

三 個人並社會ノ福利ヲ増進シテ其ノ向上ヲ圖ルコト

四 其ノ他本會ノ事業ノ實效ヲ舉グルヲ期スルコト

第四章 會計

第十條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一 會費

二 補助及寄附ノ金品

三 其ノ他ノ收入

第十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 雜則

第十二條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ以テ會長之ヲ定ム

第十三條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

自治會施設經營參考事項

一 事業ノ經營ニ付キテハ町村内各方面トノ連繫ヲ密接ニシ一致協力シテ其ノ實績ヲ收ムルニ努ムルコト

二 自治會ハ町村長ヲ會長トシ町村會議員ヲ評議員トシ其ノ他ニ顧問トシテ町村内各方面

ノ代表的人物例へハ小學校長警察官神職、宗教家、各種團體長等ヲ囑託スルコト

三 町村會區集會等ノ場合ハ勿論其他各種ノ會合ノ折ヲ利用シ評議員會各部會等ヲ開キ事業ノ計畫並ニ實行ニ關スル研究打合協議ヲ遂ケ且各部並實行組合相互間ノ連絡及疏通ヲ圖ルコト

四

毎年一回以上評議員各部ノ部長副部长及實行組合ノ委員ヲ集メテ自治會總會ヲ催スコト

第一期事業計畫トシテ特ニ左ノ事業ニ力ヲ注クコト

(イ) 民力涵養ニ關スル申合規約ヲ定メテ之カ實行ヲ圖ルコト

(ロ) 町村自治ノ改良發達ヲ圖ル爲援助スルコト

(ハ) 部長副部长實行組合委員ヲシテ組内貧困者ノ相談相手トナリテ其ノ向上ヲ援助誘導セシムルコト

五

(ニ) 社會教育ノ事業ヲ行フコト

實行組合ノ組織及經營ハ大要左ノ方針ニ依ルコト

(イ) 實行組合ノ組織ハ隣保相扶ノ情誼ヲ基トシ舊慣ト實情トヲ參酌シ部内協議ノ上ニ於テスルコト

(ロ) 實行組合ハ集會又ハ其他ノ方法ニ依リ常ニ組合内相互ノ意思ノ疏通ヲ圖ルヘキコト

(ハ) 實行組合ハ自治會、戶主會事業ノ實行ノ單位トナリ組合内相互ニ相戒メテ會則九條ニ

六

依ル事項ノ實現ヲ期スルコト

(ニ) 實行組合委員ノ任期報酬ノ有無等ハ組合ノ取極ニ任スルコト

(ホ) 實行組合委員ハ實行ニ關シ卒先範ヲ示シ組合員ヲ督勵スルト共ニ組合内外ノ意思ノ疏通ニ注意スルコト

六 部長、副部长、實行組合委員ハ部内貧困者ノ相談相手トナリ左記方針ニ則リ其ノ援助誘導ニ努メ以テ部内ノ福利増進ヲ圖ルコト

(イ) 軍事救護窮民救助罹災救助濟生會赤十字社愛國婦人會其他公私救濟施設ノ徹底ヲ圖ルコト

(ロ) 懶惰ノ風ニ染ミ貧困トナリタル者又ハ其虞アル者ニ對シテハ懇切ニ善導ノ方法ヲ講スルコト

(ハ) 職業ヲ失ヒ又ハ自力ニ依リ職業ヲ求ムル能ハサルモノアルトキハ適當ナル業務ヲ授クル途ヲ講スルコト

(ニ) 他ノ誘惑等ニヨリ不安ノ職業ニ轉セントスル者アルトキハ指導スルコト

(ホ) 家庭並ニ公衆ノ衛生ニ注意シ其ノ改善指導ニ努ムルコト

自治會戶主會設置狀況

(大正十年大正九年五月末現在)

市町	町村役場設置	町村新置	會員數	組合數	大正九年度經費總算	經費支辨方法	備考
賀茂郡	三三	一一	三、三三六	一七	五七・〇〇	町村費補助ノモノ	經費ハ十一箇町村分ニシテ平均三十五圓七十錢ナリ
田方郡	二九	二九	二、五五五	七九	三三三・〇〇	町村費補助ノモノ	經費ハ十一箇町村分ナリ
駿東郡	二六	一三	五、六九〇	三三	三三三・〇〇	町村費補助有志寄附	經費ハ五箇村分ナリ實行組合ヲ有セサルモノ三アリ
富士郡	二二	七	一、九二三	一〇四	一、四二一・〇〇	村費及寄附金	經費ハ三箇村分實行組合ヲ有セサルモノ三アリ
庵原郡	一五	三	一、五四四	一、一五九	八七〇・〇〇	村費及寄附金	經費ハ二十箇町村分一町村平均四十四圓八十五錢
安倍郡	三三	三三	二、一三九	四八八	三三六・〇〇	村費及寄附金	經費ハ二箇町村分ナリ
志太郡	二八	一六	一七、三〇三	四八八	三三六・〇〇	村費及寄附金	經費ハ六箇町村分ナリ實行組合ヲ有セサルモノ九アリ支部ヲ有セサルモノ十三アリ
榛原郡	一六	三	一七、三〇三	四八八	三三六・〇〇	村費及寄附金	經費ハ六箇町村分ナリ實行組合ヲ有セサルモノ九アリ支部ヲ有セサルモノ十三アリ
小笠郡	四四	一九	四、七三五	二八八	六五・〇〇	會費又ハ寄附ニ依ルモノ多シ	經費ハ一箇村分ナリ
周智郡	一四	三	二、〇九八	七八	五〇・〇〇	補助	經費ハ一箇村分ナリ
磐田郡	四三	二二	一、三八九	五二四	一五五・〇〇	補助	經費ハ三箇町村分ナリ
磐名郡	四三	一七	五、六五五	一〇六	一、三四・〇〇	町村費支辨ノモノ	經費ハ十一箇町村分ナリ支部ヲ有セサルモノ八アリ實行組合ヲ有セサルモノ十一アリ
引佐郡	二	一	五、六〇〇	九	一、三四・〇〇	町村費支辨ノモノ	經費ハ十一箇町村分ナリ支部ヲ有セサルモノ八アリ實行組合ヲ有セサルモノ十一アリ
計	三三三	一五五	七、六九八	三七一五	四、四五四・〇〇		經費ハ六十四町村分ニシテ一箇町村平均六十九圓六十錢ナリ

静岡市	三三三	一五五	七、六九八	三七一五	四、四五四・〇〇		經費ハ六十四町村分ニシテ一箇町村平均六十九圓六十錢ナリ
濱松市							

三 民力涵養宣傳劇の巡回興行 民間有志の企に依り、民力涵養自治改良の趣旨を脚色せる宣傳劇を仕組めるものありて、大正九年秋より本年初めに亘り各地を巡回興行したるか、婦女子に至る迄娯樂の傍能く民力涵養の趣旨を理解するを得て、意外の好成績を収めたるもの如し。

四 標語及ポスターに依る宣傳 民力涵養の宣傳には、五大要綱の趣旨を通俗平易に言ひ表はせる標語を用ゆるの效果多きを認め、大正九年十一月之か懸賞募集を企て左の當選句を得たり。ポスターと併せて宣傳の用に供せり。

- 第一要綱 上は一系下は一心
- 第二要綱 立憲の花は自治の園に薫る
- 第三要綱 進む世界といざ馳けくらべ
- 第四要綱 世は情扶けられたり扶けたり

第五要綱 幸福の山には汗の坂あり

五 活動寫眞の巡回映寫 本年四月以來活動寫眞を設備し、各町村を巡回映寫して趣旨の普及を圖りつつあり。

六 生活改善の奨勵 本年度事業として生活改善に關する圖表、繪畫、統計等の資料を設備し、之か巡回展覽を計畫し、又生活改善に關する調査を進めて其の指導を適切ならしめんとす。

七 實行規約の設定 郡市町村及各種團體等に於て、夫々實行規約を設定して實行を圖るもの漸く多きを加へ、本年三月迄に報告ありしもの既に百六十三町村に及ぶ、又其の準備中にあるもの少なからず。

八 民資の増殖 産業組合の活動、報徳社の普及等に依り、従前より貯蓄の思想旺んなるものありしか、民力涵養に關する訓令發布以來勤儉貯蓄民資の増殖には一般に格別の注意を惹くこととなり、規約貯金を行ふもの團體工場に於て共同貯蓄を奨むるもの等漸次多きを見るに至れり。

貯蓄團體數及人員一覽

(大正九年年末現在)

郡市	貯金組合		産業組合		報徳社		青年團		在郷軍人會		婦人會		小學校		工場職工		計		
	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	數	人員	
賀茂郡	五	四、七六五																五	四、七六五
田方郡	三	四、一八七																三	四、一八七
駿東郡	一三〇	五、四三三																一三〇	五、四三三
富士郡	一七	一、六二七																一七	一、六二七
庵原郡	二二	三、三九																二二	三、三九
安倍郡	一九	三、九三三																一九	三、九三三
志太郡	八	八、三〇三																八	八、三〇三
榛原郡	三	三、三三																三	三、三三
小笠郡	九	三、二一八																九	三、二一八
周智郡	二四	八、三〇																二四	八、三〇
磐田郡	八〇	三、三九〇																八〇	三、三九〇
濱名郡	二六	九、七九																二六	九、七九
引佐郡	四	六、八三																四	六、八三
静岡市	一	一																一	一
濱松市	一	一																一	一
計	五四三	一、一三〇、七六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五四三	一、一三〇、七六五

貯蓄團體貯蓄額一覽

(大正九年末現在)

郡市	貯金組合貯金高	産業組合貯金高	報徳社貯金高	青年團貯金高	在郷軍人會貯金高	婦人會貯金高	小學兒童貯金高	小學校職員貯金高	工場職工貯金高	計
賀茂郡	九四、八五、八	八八三、三六、八	二九、六七九	六、五二四	九、五七八	六、九〇三	六、二二五	一、九七四	一、〇五九、九一四、八〇	
田方郡	一四、六一、九	五三、九三三	二〇、〇四五	二六、四五六	三、四四三	四、四三三	九、四七七	三三、四三三	五、七五、六七、五〇	
駿東郡	一〇〇、三九、三	一〇一、〇一八	四〇、〇七三	二一、三九〇	三、四七七	三、二四九	三、七二六	六、九四	三、六七、九、三五〇	
富士郡	六九、六一、七	八八七、八一四	六、八八九	一八、八六九	一〇、四五六	二、八三三	三、八三六	二、五九〇	一、〇二、八九、五、〇〇	
安原郡	九、六〇、五	一五、三五四	二六、一八一	一七、三五五	四、七四五	三三四	三〇、五四六	四、七四八	三、四四、八、五、五〇	
志太郡	三、七二、三	三六三、三五三	一六、八七七	三、四二五	二、三五六	一、〇〇〇	四、八九八	八、六六六	四、四三、四、六、三〇	
小笠原郡	八五、四六、〇	三〇〇、二八六	九一、一五七	六四、三二二	四、八三〇	二、七六〇	一〇三、三三五	一三、五五九	一、〇六、九、七、四、〇〇	
磐原郡	三七、〇四、三	三七、〇七六	一四、八九九	二、四〇九	三、九〇五	一、〇〇三	六六、七六三	四、三六三	五、六三、〇、〇、三〇	
周智郡	五五、七三、四	三六〇、三〇五	四九、八三三	二七、六〇〇	四、七三三	一、三三三	九八、〇八四	四、〇三三	九、〇三、七、二、四〇	
引佐郡	三〇、五九、六	一〇〇、三三〇	二〇、一八四	一四、七四二	一九、八九二	一、三五五	三五、七六六	三、六二六	四、九〇、〇、一、六〇	
静岡市	三三、八六、三	九三七、〇五九	三三、四四六	二七、三四九	四〇、三二六	四、〇七四	一一、〇二八	一四、〇七五	一、五〇、九、〇、三〇	
引佐郡	四〇、九、三五、〇	一〇、四、七、五、五	八、三、〇、八	一、五、五、五	四、八、八、四	三、三五二	六五、八八九	一、五、四、九、五	一、六七、九、八、三〇	
引佐郡	一、〇、一、〇、〇	四、三、三、三、三	二、五、四、七、三	一、六〇、一	一、三、二、一	三、三、一、三	一、七、三、〇、三	八、六、八	四、九、八、五、三、〇〇	
引佐郡	二、〇、一、〇、〇	三、四、三、三、三	一、三、三、三、三	一、五、二、三	九、八、九、七	三、三、三、三	五、九、七、三、三	三、六、二、四	三、九〇、九、九、〇〇	
引佐郡	六、六、六、六、六	一、六、九、九、九、九	九、九、九、九、九	九、八、九、七	九、八、九、七	三、四、五、六	四、二、三、〇、八	一、三、三、二	三、四九、三、五、〇〇	
引佐郡	一、〇、五、〇、〇、七	六、六、五、四、五、八	一、五、六、六、七、七	三〇、八、六、四	三、四、九、六、六	三、四、五、六	九、三、〇、〇、八	一、二、二、八、八	六、七四、四、四二、六六、三、六、〇〇	
計	一、〇、五、〇、〇、七	八、三、八、二、六、五、四	一、三、三、三、四、六、八	二、二、四、四、三、七、七	三、九、〇、六、八	三、三、三、三、三、三	三、五、四、四、五	三、三、三、三	八、一、五、一、三、一、〇〇	
大正八年末現在貯金者一人平均貯金高	三三、〇三、〇	四、三、八、三、六、五	一、三、三、三、四、六、八	二、二、四、四、三、七、七	三、九、〇、六、八	三、三、三、三、三、三	三、五、四、四、五	三、三、三、三		

第六節 報徳社

報徳結社の法は二宮尊徳の創むる所なり、蓋し報徳の教たる、至誠勤勞を體とし、分度推讓を用とし、道德經濟二方面の調和を圖りて利用厚生の途を立つるものにして、其の教の行はるゝ所廢邑を興し良俗を作り荒蕪を拓き産業を隆盛ならしめ、克く興國安民の大業を成就せしかは、漸く其の教を學ぶ者多く、殊に本縣には安居院庄七及福山瀧助等の諸氏來りて教を説き結社を勧めしかは、縣下各地に報徳社の創立を見るに至り、其の數大に増加すると共に之か統轄機關の必要を感じ、遠江國報徳社外數社の本社を組織し、競うて其の普及を圖りたる結果、社數一層多きを加へ今や縣内に於けるもの總數五百有餘に及へり。各其の地方公益の爲貢獻する所尠からさりしを以て、明治三十一年七月民法施行と共に、社團法人として之を設立することを許され以て今日に至れり、以下各本社並本縣内に於ける單獨報徳社の概況を述べんに、

一 大日本報徳社 相模の人安居院庄七、二宮尊徳に親炙し、克く報徳の神髓を

會得して各地を遊説せしか、遠江國長上郡下石田村(濱名郡天王村下石田)に來り居るや、佐野郡(小笠郡)倉真村の人岡田佐平治之を聞き欽慕措かす、安居院を石田村に訪ひて討論數日大に發明する所あり、嘉永元年其の居村に一社を創立し牛岡報徳社と稱し、教を同志に傳ふ。後報徳結社の事に從事する者各地に尠からざるに至るや、安居院等毎年一回遠州各地方に報徳大會を開きて以て結社の指導獎勵を圖りしか、其の歿後能く志を繼ぐ者ありて漸次結社の數増加するに至り、明治八年十一月町村各社を統督する爲本社遠江國報徳社を興して岡田佐平治を社長とせり。之れ報徳社の發達に一時期を畫するものにして、嗣子良一郎其の後を承け、本社の基礎を定むると共に濱松、見付等に會館を設けて、益々町村報徳社の活動を奨めしかは一層盛大を致すに至り、延いて他府縣にも及び、明治四十四年には大日本報徳社と改稱し全國的に活動するに至れり。而して其の事業は各社に依り盡一ならずと雖、國體觀念の闡明、敬神崇祖の實行、國民性の涵養、立憲自治思想の普及、公共心の養成等所謂心田開發の事業を始め孝子節婦の旌表、冠婚葬祭の改善、慈惠救濟、娛樂修養方法の實行、地方公共事業の改良等各種の教化事業よ

り交通水利の改良、生産の増進、消費の改良、資金の融通、共同作業等の經濟的事業に互り殆と枚擧に遑あらず、尙報徳社の組織並活動の狀況を明にする爲大日本報徳社通則、町村報徳社定款例並現在社數等を示せば左の如し。

大日本報徳社通則

第一章 要 義

- 第一條 報徳社ニ入ルモノハ二宮大先生ヲ尊信シ三規模ヲ服膺スヘシ
- 一、 神徳皇徳及父母祖先ノ徳ニ報ユルニ我カ德行ヲ以テスルコト
- 二、 勤儉ヲ行ヒ分度ヲ守リ富盛ノ基本ヲ確立スルコト
- 三、 善種ヲ蒔キ善根ヲ植エ幸福ヲ永遠ニ享受スルコト
- 第二條 報徳ハ宗教ニアラスシテ道徳學ナリ其奥義ハ哲理ニ基ク然レトモ徒ニ高尚ナル哲理ヲ講シテ檢致ヲ見ル能ハサレハ却テ信念ヲ害ス故ニ當社ハ報徳ノ二字ヲ以テ萬善ヲ網羅シ内外諸教ヲ該括シ貴賤賢愚ヲ統一シ顯幽二道ヲ兼併シテ洩ス所無キヲ期スルモノナリ

第三條 (略)

第四條 (略)

第五條 (略)

第六條 分度ノ法四分ノ一ヲ餘スヲ以テ中庸ト稱ス然レトモ之ヲ處スルノ法ニ於テハ時處位有テ存ス審ニ講究シテ其宜シキヲ失フ勿ルヘシ

第七條 (略)

第八條 報徳社ハ一切ニ政黨ノ機關タルヘカラス又社員ニシテ何等ノ政黨ニ加盟スルモ當社ノ關スル所ニアラストス然レトモ其心志ニ於テ終始國家ニ垂クナキヲ要ス

第九條 報徳社ハ毎月常會ニ於テ勸業教育衛生道德經濟等ノ學術演說若シクハ通俗講演ヲナスヘシ其常會ニハ一般人士ノ來聽スルコトヲ妨ケス

第十條 (略)

第十一條 報徳社ノ盛大ヲ爲スハ土臺金善種金ノ崇高スルニ係リ報徳社ノ永續ハ社員ノ信心厚キニ基ス社員タルモノハ必ス勤勉ノ餘力ヲ以テ土臺金ヲ寄附シ善種金ヲ積立ヘシ其習慣ヲ養成スルニ及ンテハ樂ヲ以テ勞ヲ忘ルヘシ是致富ノ基タルヘナリ

第十二條 (略)

第二章 資金

第十三條 土臺金ハ義捐金ヨリ成リ善種金ハ結社年限中ノ寄入金ヨリ成ル故ニ土臺金ハ社費ノ爲メニ支消スヘク善種金ハ消費スヘカラス之ヲ蓄積シテ永安ノ備ヲ得ル所以ナリ元

怨金ハ恩謝金ナリ亦以テ利殖ニ充ツヘシ

第十四條 土臺金善種金二種ノ外加入其他特別ノ積立金ヲ爲スハ定款ヲ以テ定ムルヲ得ヘシ然レトモ報徳社ノ組織ニ於テハ必ス土臺金善種金ノ二種ヲ缺クコトヲ得ス

第十五條 土臺金ヲ固守シ善種金ヲ費消シ加入金ヲ以テ資本ニ充テ元想金ニ附スルニ本人ノ名ヲ以テシ所有權ヲ明ニセサルカ如キハ本社ノ取ラサル所ナリ初メテ結社スルモノ宜シク是ノ間ニ惑ヲ生スル勿ルヘシ

第十六條 善種金ハ豫定ノ金額ニ達シタルトキハ善報金ヲ附與スルヲ得ヘシ其規程ハ定款ニ於テ之ヲ定ム善報金下附ノ式ハ宜シク鄭重ナルヘシ

第十七條 善種金ヲ恩借スルモノ其ノ返金ヲ滯ルヘカラサルハ論ヲ待タサレトモ之ニ慣レハ滯ヲ爲シ易シ且ツ循環貸付法ノ如キハ弊害多端ナリ資本融通ノ便ヲ與フルハ土地ト職業トノ差ニ依テ一定爲シ難シ然慮シテ行ハサルヘカラス

第三章 町村結社

第十八條 町村報徳社ノ定款ハ本社ニ於テ之ヲ認可シ其社員證ハ本社ニ於テ附與ス但官廳ノ許可ヲ申請スルハ必ス本社認可ノ證ヲ添付スルヲ要ス

第十九條 町村報徳社ハ何々報徳社ト稱スヘシ社名ハ其地名又ハ他ノ冠字ヲ用ユルモ妨ナシ

第二十條 町村報徳社ノ結社年限ハ六十ケ年ヲ一期トスヘシト雖町村ノ情況ニ依リ之ヲ伸縮スルヲ得永久無限トスルハ實地經驗ノ上タルヘシ但十ケ年以内ノ結社ヲ許サス其效無キヲ以テナリ

第二十一條 結社ノ始メニ當テハ發起者タルモノハ誠心誠意力ヲ茲ニ盡シ社員ヲ鼓舞獎勵シテ業務ノ發達ヲ謀ルヘシ當初五ケ年間ニ於テ稍實效ヲ見シコトヲ要ス

第二十二條 町村ノ弊習ヲ改良セントスル時定款中其大體ヲ舉ケ詳細ナル事項ハ別ニ申合ヲナシ之ヲ堅守スル事ヲ誓フヘシ

第二十三條 社金取扱簿記ノ法貸借對照ヲ明瞭ニシテ權利義務ノ所在ヲ詳ニシ紛議ノ因ヲ作スヘカラス

第二十四條 町村報徳社ノ諸帳簿ハ本社規定ノ書式ニヨリ調製シ其現量鏡ハ本社ノ検査ヲ經印刷シテ社員ニ交付スヘシ

第二十五條 町村報徳社ハ社員五名以上タルヘシ四名以下ハ先ツ個人社員ニ加入スヘシ
第二十六條 本社ノ諭達告示ハ大日本報徳學友會報ヲ以テ發スヘシ故ニ町村報徳社ハ法人トシテ之ヲ購讀シ會費ヲ負擔スルノ義務アリ
第二十七條 報徳ノ道今日ニ盛ナルハ恩惠ニ在ラスシテ教訓ニ在リ營利ニ在ラスシテ積善ニ在リ此法ニ依リ結社ヲ爲スモノ宜シク其本末ヲ顛倒スルコトナカルヘシ

第二十八條 信用組合ノ法ハ主トシテ金融ノ便ヲ爲スニ在リ報徳社ハ道德ヲ主トシテ金融ノ事ヲ客トス輕重自ラ差アリ然レトモ社會經濟ノ便ヲ得ルハ今日ノ急務ナルヲ以テ町村結社ノ法宜シク產業組合法ヲ斟酌シテ土地人情ニ適セシム可シ

第四章 社員資格

- 第二十九條 (略)
- 第三十條 (略)
- 第三十一條 (略)
- 第三十二條 (略)

第五章 報徳會員

- 第三十三條 (略)
- 第三十四條 (略)
- 第三十五條 (略)

町村報徳社定款例

第一章 總則

第一條 當社ハ大日本報徳社ノ傳ヲ受ケニ宮師先生ノ遺法ヲ遵奉シ勤儉推讓ヲ獎勵シ報徳ノ事業ヲ立ツルヲ目的トス

第十一章 社會事業

當社ハ大日本報徳社ノ指揮監督ヲ受ケ同社ヲ本社ト稱ス

第二條 當社ノ報徳金ト稱スルモノハ左ノ二種トス

- 一 土 臺 金
- 一 善 種 金

第三條 報徳金ノ外各種ノ積立金ハ都テ加入金トシテ取扱フヘシ但一切社外ヨリ預リ金ヲ爲サス

第四條 當社ノ結社年限ハ 年 月 日ヨリ六十ケ年ヲ以テ一期トシ滿期ニ

至リ總會ノ決議ヲ以テ更ニ繼續ノ方法ヲ議定スヘシ

第五條 當社ハ 報徳社ト稱シ其位置ハ 縣 郡 番地ニ之ヲ設置ス

第二章 土 臺 金

第六條 土臺金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス

一 本社ノ下附金

一 社員ノ寄附金

一 社外篤志者ノ寄附金

一 貸借其他ヨリ生スル剩餘金及雜收入

第七條 土臺金ハ左ノ事項ニ使用ス

一 賞 與 費

一 恤 救 費

一 公益慈善事業費

一 吊 祭 費

一 本社土臺金寄附

一 道路橋梁修繕費

一 勸業教育衛生費

一 貸付金損害補償金

一 社用家屋建築費及社費

但支拂殘金ハ善種金ト同一ニ取扱フヘシ

第八條 本社ヨリ下附ノ土臺金ハ永ク其名義ヲ存シテ元金ヲ消費スルコト無カルヘシ當社

解散ノ場合ニ當テハ之ヲ本社ニ返納スヘシ

第九條 本社土臺金寄附ハ社員一名ニ付月額金五厘以上トス

第三章 善 種 金

第十條 善種金ハ左ノ積立金ニ依テ成立ス

一 社員餘業積金

一 社員節儉積金

第十一條 善種金ハ壹口ノ積立高金五拾圓ト定メ毎月金拾錢以上ヲ出金シ規定金額ニ達シタルトキハ新口座ヲ設ケ結社中間斷ナク積立ルモノトス各自其分限ニ依リ數口宛積立ルコトヲ得

第十二條 善種金ハ五分利ヲ以テ積立ヘシ五分以上ノ收利ハ之ヲ土臺金ニ加フルモノトス但此利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ役員會ノ決議ニ依リ本社ノ認可ヲ經テ増減スルコトアルヘシ

第十三條 善種金壹口金五拾圓ニ滿レハ善報金拾圓ヲ交付シ以後金五拾圓ニ滿ル毎ニ亦同シ第十四條 善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ事故アルモ結社中一切返戻ヲ乞フコトヲ得ス但他町村ニ轉籍シ若シタハ外國ニ移住シタル時ハ臨時總會ノ決議ニヨリ本社ノ認下ヲ經テ返付スルコトアルヘシ

第十五條 善種金積立通帳ハ質入讓渡スルヲ許サス但家督相續人又ハ子孫ニ限り無代讓渡ヲ爲スヲ得ヘシ讓渡ヲ受ケタルモノハ當社ニ入社スヘシ社員死亡或ハ離縁ニ依リ父母再相續シタルモ亦同シ

第十六條 善種金ハ左ノ場合ニ於テ社員ニ貸付ヲ行フヘシ但限リニ貸付ヲ行フヲ以テ主旨ト爲スヘカラス
一 農業工業商業其他有益ナル事業資金
二 天災其他不時ノ災トニ罹リタル時救済資金

三 社員入札ニ依ル獎勵貸付金

第十七條 貸付金ハ社員積立額ノ多寡ニ應シ役員會ノ決議ヲ以テ適當ノ程度ヲ定メ之ヲ行フヘシ但前條第一號第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ相當ノ擔保ヲ差入レシム

第十八條 一時ニ多數ノ借用申込人アリテ何レモ貸付クヘキモノトスルモ金員足ラサル時ハ抽籤ヲ以テ當籤者ニ貸付クヘシ但時宜ニヨリ臨時總會ノ決議ヲ以テ本社其他ヨリ借入金ヲナシ其申込ニ應スルコトアルヘシ

第十九條 第十六條ニヨル貸付金ハ無利息元金付無利息貸、月賦、年賦又ハ定期貸トス利子ノ歩合ハ毎年ノ始メニ於テ役員會ノ決議ヲ以テ定ムヘシ但貸付利率ハ善種金積立利率ヨリ參分ヲ超過スヘカラス

第二十條 善種金社員ヘ貸付ノ殘餘ハ各種ノ公共團體其他法令ニ基キ組織サレタル法人ニ貸付ヲナシ國債府縣債市町村債及確實ナル銀行會社ノ社債ニ應募シ國債又ハ確實ナル銀行會社ノ株式若クハ不動産ヲ所有シ其他預金トシテ利殖スヘシ但本文ノ財產處分ハ役員會ノ決議ニ依テ之ヲ定ム

第二十一條 當社善種金中ヨリ本社善種金ヲ寄入ニ其金額ハ社員一名ニ付月額金壹錢以上トス

第四章 加入金

第十一章 社會事業

第二十二條 加入金ハ社中獎勵資本ノ爲メ又ハ非常備ノ爲メ社員ノ積立ルモノトス其積立金額及加入年限ハ本人ノ隨意ニ任ス利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ之ヲ定ム

第二十三條 社員家族ノ積立金試業員ノ積立金及ヒ家名相續其他各種ノ基本金ハ都テ加入金トナシテ取扱フヘシ

第二十四條 加入金ハ善種金ト同一ニ取扱フ爲スヘシ其取扱上ヨリ生スル利益ハ之ヲ土臺金ニ加フ

第五章 計 算

第二十五條 毎年十二月ヲ限リ業務及ヒ貸借對照表ニ基キ現量鏡二通ヲ調製シ翌年一月通常總會ニ報告シ本社ノ検査ヲ受ケ印刷シテ社員ニ頒賦シ併セテ所轄官廳ニ報告スヘシ

第二十六條 貸付金利子及元惣金其他社有財産收益ノ内ヨリ善種金加入金ノ利子ヲ控除シ其餘金ハ之ヲ土臺金ニ加フヘシ

第六章 役 員

第二十七條 社員ノ公選ヲ以テ當社ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事社長 一名

一 理事副社長 一名

一 辨 務 名

一 監 事 名

各本條規定ノ役員會ハ理事及辨務ヲ以テ組織ス但役員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 役員ハ通常總會ニ於テ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選舉シ有効投票ノ過半數ヲ得ルモノヲ以テ當選トス若シ過半數ヲ得ル者ナキトキハ最多數ヲ得ルモノ二名ヲ取リ之ニ就テ更ニ投票シ二名ヲ取ルニ當リ次ノ得票者ト同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ其内ノ一名ヲ取リ之ト最高得票者トノ二名ニ就キテ更ニ投票シ最多數ヲ得ルモノ三名以上同數ナル時ハ抽籤ヲ以テ其二名ヲ取リ更ニ投票セシム此再投票ニ於テモ過半數ヲ得ルモノナキトキハ抽籤ヲ以テ當選ヲ定ム時宜ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用フルコトヲ得補闕選舉ハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第二十九條 理事社長ハ社務一切ヲ辨理シ當社ヲ代表ス理事副社長ハ之ヲ補佐シテ常務ヲ擔任ス辨務ハ社務ノ協議ニ與リ事務ヲ辨理シ社員ヲ誘掖ス監事ハ社務一切ヲ監査ス

第三十條 社務施行ニ要スル規定ハ役員會ニ於テ之ヲ議定シ社員ニ報告スヘシ

第三十一條 理事ノ任期ハ五ケ年辨務監事ノ任期ハ三ケ年トシ滿期ニ及ヒ通常總會ニ於テ改選シ之ヲ本社ニ届出ツヘシ補闕選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ再選スルモ妨ケナシ

第三十二條 役員ハ任期滿了後ト雖後任役員ノ就職マテ仍ホ役員ノ權利義務ヲ有ス

第三十三條 當社ノ役員ハ名譽職トス但事務取扱ニ係ル實費及社用ニ付旅行スル時ハ旅費

ヲ給ス

第七章 社員ノ權利義務

第三十四條 社員ハ入社ノ際其分ニ應シ土臺金ヲ寄附スヘシ爾後第七條ノ資金ヲ豊富ナラシムル爲メ適宜寄附スルヲ要ス

第三十五條 社員ハ毎月必ス常會ニ出席シ且ツ善種金ノ寄入ヲナスヘシ

第三十六條 社員ハ役員ヲ選舉シ及總會ニ於テ當社ノ利害ニ關シ發言投票スルノ權アリ但投票ハ一名ニ付一點トス

第三十七條 社員ハ何時ニテモ當社ノ簿冊ヲ檢閲シ及總會ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スルノ權アリ

第八章 總會及常會

第三十八條 當社ハ毎年一月通常總會ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ要件ヲ議定スヘシ臨時總會ハ理事ノ必要ト認ムル時ニ於テ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得

第三十九條 通常總會ハ社員半數以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長故障アル時ハ副社長議長ノ職務ヲ代理ス正副社長共ニ故障アルトキハ年長ノ辨務議長ノ職務ヲ代理ス年長同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

總會ノ招集再度ニシテ出席員定數ニ充タサルトキハ其數ニ關セス開會スヘシ總會ノ招集ハ少クモ開會期日ヨリ五日日前社長ヨリ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ヲ示シ各社員ニ通知スヘシ

社員ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第四十條 定款ヲ變更シ若クハ特別ノ事件ハ臨時總會ニ於テ之ヲ決スヘシ定款變更ニ係ル臨時總會ハ社員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス其他ノ臨時總會ニ付テハ總テ第三十九條ヲ適用ス

第四十一條 當社ハ毎月壹回(定日)日(常會)ヲ開キ報德ノ道義ヲ講究シ自治教育産業風俗等改善ノ方法ニ付談話演說シ若シクハ申合ヲナスヘシ

第九章 入社退社

第四十二條 當社ニ入社セントスルモノハ定款ノ旨ヲ了知シ入社願ヲ當社ニ差出シ許可ヲ受クヘシ當社ニ於テハ本社ニ出願シ社員之證ヲ交付ス

但時宜ニヨリ試業員トナス事アルヘシ試業員ニハ社員之證ヲ交付セス

第四十三條 試業員ハ善種金ト同額ノ加入金ヲ爲シ社員同様ノ勤メヲ爲スヲ要ス滿二箇年間其勤メヲ爲ス時ハ社員ト爲シ若シ怠ル時ハ除名スヘシ但社員ト爲ス時ハ加入金ハ善種金ニ編入シ除名シタル時ハ元利返戻スヘシ

第四十四條 社員若シ事故アリテ休社又ハ退社願出ル時ハ事情ヲ調査シ正當ノ理由アリト認メタルトキハ之ヲ許可シ休社員ハ社員ノ權利ヲ停止シ退社員ハ社員之證ヲ返納セシメ本社ニ届出ヘシ

第四十五條 社員若シ禁錮又ハ懲役以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ異主義ヲ唱ヘ報徳社ヲ惑亂シ又ハ社員ノ體面ヲ汚ス等ノ處行アリタルトキハ役員會ノ決議ニヨリ本社ノ認可ヲ經テ退社ヲ命ス但時宜ニヨリ期間ヲ定メ休社ヲ命スルコトアルヘシ

第四十六條 前條ニヨリ退社ヲ命セラレタルモノハ悔悟ノ狀顯著ナルニアラサレハ再ヒ入社ヲ許サス

第四十七條 休社員及ヒ退社員ハ當社ノ措置ニ於テ一切異議ヲ容ル、ヲ得ス

第十章 雜 則

第四十八條 地方改善ノ爲メ特ニ實行項目ヲ定ムル左ノ如シ猶本規定ノ外必要ナル事項ハ適宜常會ニ於テ協定スルモノトス

第十一章 解 社

第四十九條 當社滿期其他事由ニ依リ解社スルトキハ諸貸付金ヲ徵收シ財産ヲ處分シ加入金ヲ返付シ善種金ヲ支拂ヒ其餘土臺金ハ本社ノ指揮ヲ受ケ慈善又ハ公共事業ニ支拂フヘシ但取扱上損害アリテ土臺金ヲ以テ償フ能ハサル時ハ加入金及善種金トモ積立高ニ應シ

損害ヲ被ムルベキモノトス

第五十條 臨時總會ノ決議ニ依リ解社セントスルトキハ社員總數三分ノ二以上ノ出席ニシテ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ可決スルヲ得ズ

附 則 最初ノ理事社長ハ 理事副社長ハ 辨務ハ 監事ハ
ヲ以テ之レニ充ツ其任期ハ任期滿了後ノ通常總會迄トス

大日本報徳社本社及支社狀況

支社	本社	社 數	社員數	資 産	貯藏米穀	貸付金	借入金
賀茂郡	一	二,五四八	九,八〇八	四三,三七五	一石	一四四,一六一	一四
田方郡	一	二,三三	三,六七	九,八〇八	一	三,八〇八	一
駿東郡	二	三,〇六	四,三三	一〇,〇〇〇	一	一,二六	一
安倍郡	二	六〇	八,五五	一〇,〇〇〇	一	一〇	一
志太郡	二	九〇	八,四七三	一〇,〇〇〇	一	一〇	一
榛原郡	二	二,〇〇	二,五五	一,八四	一〇,〇〇	三〇,〇〇	一五,三六九
小笠郡	二	三,八九	三,八九	三六,八五四	一六四	一四,一三	二,八九

合 計	社 數				社 員 數				資 産				貯 藏 米 穀				貸 付 金				借 入 金			
	周智郡	磐田郡	濱名郡	引佐郡	周智郡	磐田郡	濱名郡	引佐郡	土地	建物	金	債権	米	穀	貸付	借入								
元九	三	四	二	二	五四	八三	六三	六二	九三、四七	三〇、四六	一五、〇三	二、八七	三〇	七〇	三、三六	六、三六	一、〇〇	七五、二六	二、〇八	一、〇〇				
二五、三九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二				

備考本社ハ大正十年五月末現在其他大正八年末現在ニシテ其内三十二社未報告ノモノアリ

二 駿河東報徳社 安政三年庵原郡尾羽村(庵原村)牧田包榮の依頼により、二宮尊徳の門人柴田順作一社を創立す。後明治九年同郡杉山村(庵原村杉山)片平信明村の衰頹を憂ひ柴田氏を聘し杉山報徳社を創立す、是より結社漸く多く之を統轄するの必要を認め、明治十一年本社を設立せり、現に其の監督に屬するもの四十一社員數二千二百餘人あり。

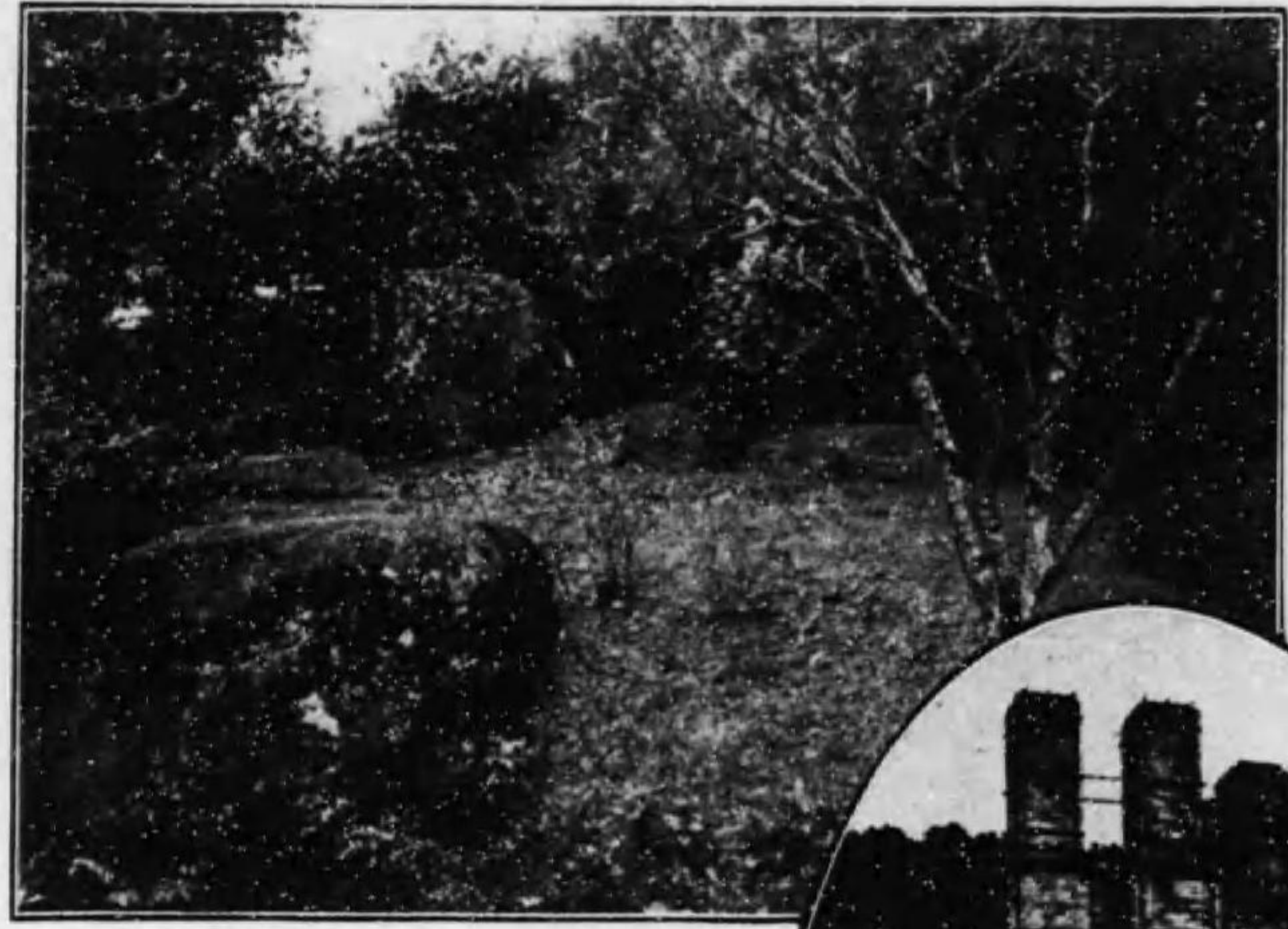
三 駿河西報徳社 安政四年有度郡石田村(安倍郡大里村石田)石垣治兵衛村内の衰頹を憂ひ安居院庄七を招き其の教を受け一社を創立し専ら同村救済の途を講し數年ならずして之を挽回するを得たりしかは、近郷之に倣ひて結社を爲すもの多く、之か統轄の爲明治十三年本社を創立す、現に其の統轄に屬するもの八社あり。

四 静岡報徳社 明治八年静岡市多々良某積善分社を興し、十三年には附近の數社をも合同して報徳の教を實行せしか、後分離して東西に分れ、西を静岡報徳社と稱し、明治三十二年一月許可を得て法人となる、本社に配屬するもの二十一社あり。

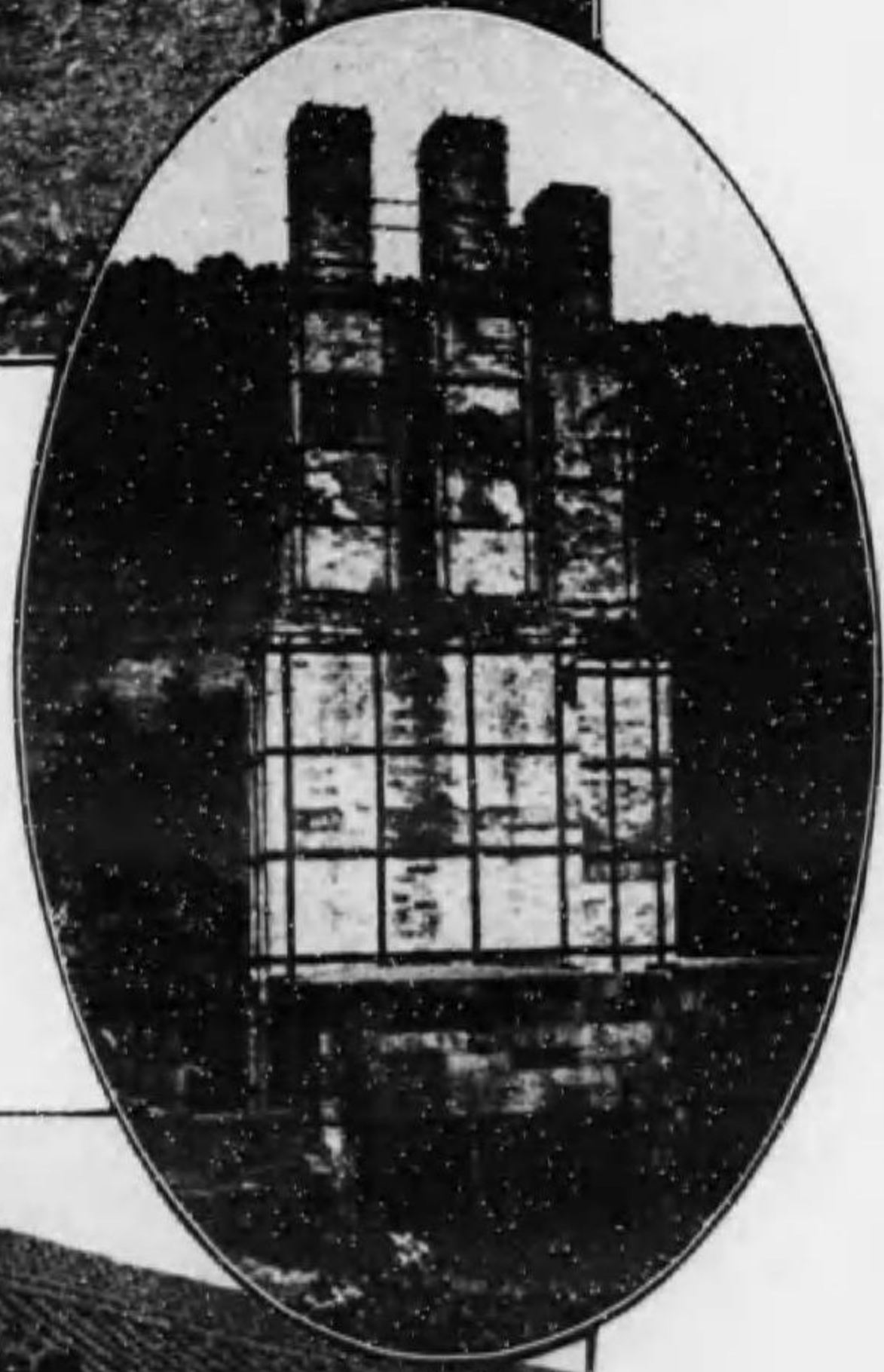
五 報徳遠讓社 安居院庄七歿後遠州各地の報徳社を指導せん爲、福山瀧助小田原より來りしか、其の主張安居院と同じからず、遂に分れて明治十三年社則を定め報徳遠讓社を興せり、此の本社に屬するもの七十有餘社、社員數二千二百餘人あり。

六 報本社 周智郡森町の人新村豊作安居院の教を聴き嘉永年間森町報徳社を組織し、一時遠讓社遠江國報徳社に加入したることありしか、明治三十八年社長新村里三郎同志二十五社と共に遠江國報徳社を退社し本社を創立するに至れり

其の監督に屬する社數三十八、社員數千人あり。
七 單獨報徳社 以上六本社の系統に屬せず、分支社をも有せず、單獨に存立するもの十八社あり、其の大正九年末現在社員數四百三十六人なり。



國分寺跡
(田方郡
三島町)



反射爐
(田方郡
栴山村)



新居關跡

第十二章 史蹟及名勝

第一節 史蹟及名勝

本縣には史蹟頗る多く、日本武尊草を薙きて東夷を破り給ひし舊蹟を始め、伊豆に於ては田方郡韭山村の韭山城址、源頼朝の謫居せる蛭ヶ小島、江川坦庵が幕末の頃深く海外の事情を考慮し邦家の前途を憂ひて大砲を鑄造したる反射爐、三島町に於ける國分寺址、嘉永年間本邦最初の領事館を置きたる賀茂郡濱崎村の玉泉寺、其の他吉田松蔭の渡米を企て、事ならず逮捕せられたる遺跡、安政二年露國海兵の軍艦を製造したる戸田港に於ける遺跡等其の名著はる。駿河に在りては建武二年脇屋義助尊良親王を奉し足利直義と戦ひたる駿東郡足柄村竹の下古戰場、足柄山に於ける新羅義光吹笙の舊跡、庵原郡興津町の薩埵峠清見關、徳川家康の隠居所たりし駿府城跡、志太郡岡部町の東端宇津谷峠の葛の細道等最も著名なり。又遠江に於ける濱名郡三方ヶ原、小笠郡土方村の高天神城址は、武田徳川の古戰場として世に著はれ、榛原郡金谷町の菊川の里、小笠郡日坂村の小夜の中山、濱

名郡新居町の新居關址等亦古來人口に膾炙する所なり。濱松市は國學の泰斗加茂眞淵翁誕生の地にして、静岡と共に徳川家康の居城たりしことあり。又引佐郡井谷村は吉野朝の頃長くも宗良親王の孤忠南軍を激勵せさせ給へる地にして共に古くより名あり。

本縣は又東海形勝の地を占め到る處勝景に富む。駿河の三保の松原、静浦、田子の浦、白絲瀧、遠州の辨天島等古來最も著名の地にして伊豆半島の沿岸、富士山麓、箱根山一帯の嶺峯溪谷殊に風景に富めり。

第二節 公園

一 城山公園 賀茂郡下田町鶴島は清水氏累世の居城にして城址あり池陸尙存す、松林鬱々として怪岩突兀たり、俯瞰すれば下田灣内一碧鏡の如く奇岩小嶼の點在せるも面白く、海岳の矚目實に南豆無雙と稱す、大正二年御料地一萬八千餘坪の拂下を受けて公園と爲し、櫻樹三千本を植付け一層の景趣を添へたり。

二 熱海公園 田方郡熱海町の西八町の所にあり。明治十八年山林二町五段歩

を開拓して浴客の遊覽に供する爲設けたるものにして、數千の梅樹を植え松檜楓柳等參差として園内に交錯し、溪流紆餘樹間を走り清雅にして眞に愛すへし。

三 沼津公園 駿東郡沼津町の南端狩野川口より西方海岸一帯の松林は所謂千本松原にして、古來和歌紀行等によりて其名著はる、老松枝を交へ樹下海風を送りて夏季避暑に最適の勝區なり、明治四十年の開園に係る。

四 興津公園 渺々たる蒼海遠く眼界にあり、三保の青松近く脚下に迫りて碧浪に搖曳し、東北は富士愛鷹の秀嶺高く天半に聳え、東南伊豆の翠巒は遙かに烟波の中に浮み、江岳の明媚なる素より畫圖の及ぶ所にあらず、大正二年開園面積六千八百餘坪、附近に清見瀉の古關、國立園藝試驗場等あり。

五 志太公園 志太郡藤枝町益津岡出山にあり、明治四十一年の開園に係る、地積二段四畝歩餘山上の眺望絶佳なり。

六 獅子ヶ鼻公園 磐田郡敷地村に在り、園は山形を爲し頂上に巨石あり平坦にして砥の如く數百人を座せしむ、眸を放ては北は山岳重疊して秋葉、光明、不動の諸山を望み、西は天龍川蜿蜒々として桑園茶園の間を行き、南は遠州灘を煙波

渺茫の中に望むを得へし。

七 清水山公園 静岡市の東南にあり、明治四十二年八月竣成したるものにして面積五千五百餘坪、山上に登れば全市及附近の村落眉端に集り、遠く御前崎、伊豆半島、駿河灣の一部を望み眺望頗る佳なり、園内に音羽山清水寺あり、春花秋月の風光大に賞すへし、園内に芭蕉翁の句を刻みたる碑あり。

駿河路や 花橋も 茶のにほひ

八 賤機公園 静岡市の北方にあり、古青葉か岡と稱せし名所にして、山上の眺望は西南静岡市街より安倍の流域に及び、東に芙蓉峯を翠綠滴るか如き龍爪山の間に仰き、南は汪洋たる駿河灣に帆影の出沒せるを數ふへく、又東南八幡清水の勝景を瞰下し、遙に日本武尊の遺跡日本平一帯を望む。貝原益軒の吾嬬路記に「日本にて神社の美麗なること日光を第一とし淺間を第二とす」と言ひし淺間神社は山麓に鎮座せり、大正三年井宮町に屬する二千七百三十三坪の地を選ひて公園となせるものとす。

九 五社公園 濱松市の中央利町（なま）にあり、境内四千五百餘坪、明治二十七年之

を開放して公園となせしものにて、徳川秀忠此地に生誕せし故を以て崇敬最も厚く社殿亦甚た美觀を呈す、園の北隅には演武館あり、園内丘上には樹木鬱蒼として繁茂し眺望亦頗る佳なり。

第十三章 表彰

力を公共の事に效し、公益を起し、實業に精勵し、徳行を積み、公共の事務に勤勉し、又は公益の爲私財を寄附する者に對しては、彼位の榮を賜はり、又は褒賞を授與せらるゝ等、内閣賞勳局及各主務省に於て之か選賞を行ふと雖、是等は成績の特に顯著なるものに止まり其の數亦從て多からざるも、此の外に公共事業に盡瘁し、地方自治、産業、教育、衛生等社會各種の事業の發達整備に關し、功績顯著なるものに對しては、縣は夫々表彰を行ひ以て其の功勞に酬ゆると共に益將來の大成を勸奨するに努む。今其の一般を舉ぐれば孝子、順孫、節婦、義僕並模範使用人及職工優良市町村及小學校青少年團、市町村吏員、教育功勞並私財寄附者に對しては金員又は褒狀、實業功勞者に對しては賞杯、衛生功勞者に對しては賞杯又は褒狀、發明者に對しては金員を授與する等、各般の事業に付其の功勞者を表彰するか如し。

褒章受領者

種類	効績概要	褒章下賜	住所	氏名
藍綬	多年公務ニ盡力シ生産社並山製絲場ヲ創立シテ殖産ニ勉メ教育事業等ニ力ヲ竭ス	明治十六年九月二十二日	田方郡田南村	故仁田常種
同	開墾裁茶ニ勵精シテ窮民ヲ救ヒ運輸ノ便ヲ計リテ地頭方港ヲ開ク	同十七年九月十四日	池新田村	故丸尾文六
同	意ヲ公益ニ勵シ力ヲ教育及勸業ニ盡ス	同二十四年十一月五日	倉真村	故岡田良一郎
同	専ラ力ヲ天龍川治水事業ニ盡シ兼テ耕作牧畜ヲ獎勵ス	同二十五年十二月十六日	和名村	金原明善
同	防僧太田兩川ノ水害ヲ防遏シ船ノ出入ニ便シ堤防築キ荒蕪ヲ墾ク	同二十六年十二月十六日	磐田郡	寺田彦太郎
同	地方制度ノ主旨ヲ體認シ專ラ自治ノ發達ヲ計リ各種ノ實業ヲ獎勵メ共同事務ニ誠實勤勉ス	同二十六年七月二十六日	濱名町	牧野甚八
同	地方制度ノ主旨ヲ體認シ專ラ自治ノ發達ヲ計リ村政ヲ整理シ勤儉ヲ躬行スル等共同事務ニ誠實勤勉ス	同二十六年八月二十三日	雙志村	曾根喜四郎
同	心ヲ公益ニ傾ケ殖産勸業教育土木等ニ力ヲ竭シ其施設スル所一地方ノ梯梯トナル	同二十七年六月七日	賀茂郡	田村又吉
同	力ヲ公益ニ竭シ勤儉ヲ獎メ水害ヲ除キ田畔ヲ整理シ教育勸業衛生ニ執掌シ公益ヲ興ス	同二十八年五月二十二日	磐田郡	故名倉太郎馬
同	心ヲ農工ノ改圖物産ノ増殖ニ注キ生姜蒜落花生ノ栽培製造販賣ニ勉ムル等多年一日ノ如シ	同二十八年五月二十八日	濱松市	織田利三郎
同	地方自治ノ發達ニ専ラ力ヲ竭シ教育衛生土木、産業其他ノ諸務ヲ執掌スルコト多年地方開發ノ爲メ精勵ヲ致ス	同二十九年十一月二十日	磐田郡	伊藤泰治
同	力ヲ教育勸業土木ニ盡シ開墾殖産林ヲ獎勵シ製茶柑橋ノ改良増殖ヲ誘掖シテ新業ノ發達ニ貢獻ス	同三十年十一月三十日	安東郡	織田喜作

種類	効績概要	褒章下賜	住所	氏名
藍綬	心ヲ水産業ノ振興ニ注キ水産物ノ製造ノ改善又ハ漁船ノ改造等専ラ新業發達ニ盡ス	同十五年四月十五日	志太郡	故山口平右衛門
同	養蠶植樹ヲ獎勵シ銀行ヲ設ケ電氣事業ヲ興シ或ハ海運ノ便ヲ開キ其他諸事業ヲ遂行スル等公益ノ利益ヲ圖ル	同十九年四月十八日	賀茂郡	故依田善六
同	夙ニ慈善事業ニ志シ駿東郡富士岡村神山復生病院ニ在リテ院務ニ盡精シ後院主トナリ事業ノ擴張完成ヲ圖リ病者ノ治療看護ニ努メ功績著大ナリ	明治四十年六月二十日	佛蘭西人	ジョセフ・ベルトラン
綠綬	意ヲ殖産ニ勵シ郷黨ヲシテ蠶繭ノ利ヲ知ラシメ又族類數十人ヲ北海道ニ移住セシメテ數百町歩ヲ墾拓ス	同二十五年十一月十五日	中川郡	依田佐二平
同	馬ノ蕃殖ヲ計リ蠶業ヲ勸誘シ魚種ヲ移養シ家畜ヲ改良スル等實業ニ精勵ス	同二十六年二月六日	田方郡	故仁田大八郎
同	茶樹ヲ栽培シ其製法ヲ改良シ販路ヲ擴張スル等力ヲ茶業ニ竭シ遠近其勸導ニ待ツ	同二十九年十二月十九日	駿東郡	坂三郎
同	困苦精勵シテ風琴ノ製作ヲ創始シ低廉ノ價格ヲ以テ供給シ廣ク海外ニ輸出スルニ至ラシム	同三十五年三月四日	濱松市	故山葉寅橘
同	意ヲ公益ニ注キ糖業ノ改善シ器械ヲ創作シ農場ヲ經營シ農林學校ヲ設ケル等實業ニ精勵ス	同四十一年五月十九日	周智郡	鈴木藤三郎
同	幼キリ父母ニ孝事ス父母相共ニ中風ヲ患ヒ身體自由ナラサルヤ看護奉養到ラサルナク自ラ病軀ヲ撫摩シ或ハ貢ウテ海濱等ニ出テ心身ノ慰安ニ努ムル等二十年志操一日ノ如シ	同四十二年十一月二十二日	和良郡	峯松房吉
同	製茶再製業ヲ創メテ範ヲ示シ海外ニ航シテ販路ノ擴張ヲ圖リ製茶ノ善善油醃造事業改良或ハ各種會社ノ設立等業區ノ模範ヲ示シ一新ニスルニ至ル其他煉乳事業ノ改良蕃殖ヲ圖リ畜牛ノ面目	大正五年六月二十八日	吉原郡	中村圓一郎
紅綬	汽船難販ノ際乗組員數十人死ニ瀕スルヲ認メ率先衆ヲ指揮シテ之ヲ救フ	同十六年七月十二日	田方郡	故李谷清一郎
同	海上ニ漂流スルモノアルヲ認メ激浪怒濤ヲ侵シテ海中ニ入り死力ヲ竭シテ之ヲ救フ	同十七年十月九日	賀茂郡	池津彌右衛門
黃綬	防海ノ事業ヲ賛成シ金千圓獻納	明治二十二年七月二十一日	安東郡	故關口隆吉

褒章種類	効績概要	褒章下賜年月日	住所	氏名
黃綬	同 金五千圓賦納	同 三月十三日	静岡市	小林年保
同	同 金壹萬貳千圓賦納	同 六月九日	濱名郡	金原明善
紺綬	榑原郡藤間田村公會堂建築費及藤間田尋常高等小學校圖書費金壹萬五百圓寄附ス	同 六月九日	榑原郡	木下七郎
同	日本赤十字社東京支部資金トシテ金壹萬圓東京市東町尋常小學校備品トシテピアノ附屬履共一臺外五品寄附ス	同 六月九日	榑原郡	福川忠平
同	恩賜財團濟生會ヘ金五萬圓米價騰貴ノ際救濟ノ爲メ金壹萬圓寄附ス	同 六月九日	榑原郡	緒明圭造

褒賞條例ニ依リ選賞セラレタルモノ(褒章受領者)

褒賞種類	行爲概要	年賞月日	住所	氏名
褒	家業ヲ勵ミ母ニ事ヘテ孝養ヲ盡ス	同 六月十五日	田方郡	三須はつ
同	家業ヲ勵ミ父母ニ事ヘテ孝養ヲ盡ス	同 十月一日	静岡郡	長澤彦次郎
同	家業ヲ勵ミ老母ニ事ヘテ孝養ヲ盡ス	同 十一月二日	龍崎郡	鈴木増五郎
同	幼年ノ身トシテ習學ノ餘暇些少ノ賃錢ヲ貯ヘ學校建築費ニ寄付ス	同 二月十六日	藤原郡	鈴木嘉十

褒賞種類	行爲概要	年賞月日	住所	氏名
褒	學事ニ志シ深ク身富マサルニ多年ノ蓄積金ヲ學校ニ寄付ス	同 二月十日	川崎郡	西谷萬吉
同	慈善ヲ好ミ節儉ヲ守リテ窮民ヲ恤ミ年々若干金ヲ學事ニ費シテ之ヲ奨ム	同 三月九日	三島郡	鈴木政吉
同	家貧シク加フルニ寡婦ノ身ヲ以テ病父ニ孝養ヲ怠ラス看護ニ力ヲ盡ス	同 七月二十八日	金谷郡	齋藤ちか
同	多年志操ヲ變セス篤行ノ聞高シ	同 九月二十五日	志太郡	淺沼謙次郎
同	父母ニ孝養ヲ致ス	同 十二月十七日	賀茂郡	石田福太郎
同	父母ニ孝養ヲ致ス	同 同 日	同 同 郡	福本直太
同	舅夫ニ事ヘテ孝貞且先妻ノ子ヲ懇切ニ養育ス	同 七月二十三日	朝比奈郡	水野八十吉妻 後藤いの
同	舅姑ニ孝養ヲ盡シ夫ノ病床ニアル數年看護怠ラス	同 一月二十七日	飯原郡	兼高ら
同	舅姑及夫ニ事ヘテ孝順且病夫ノ看護ニ力ヲ致ス	同 三月六日	磐泉郡	鈴木つね
同	寡婦ノ身一家三口ヲ養ヒ父母ニ孝事ス	同 六月九日	賀茂郡	山口いと
同	父母ニ孝養ヲ盡ス	同 八月十四日	志太郡	増田仁助
同	舅姑ニ事ヘテ孝、夫ニ貞操ヲ盡ス	同 同 日	同 同 郡	古井くわ
同	克ク主ノ命ヲ守リ恪勤ス	同 十一月二十二日	榑原郡	鈴木義八
同	病夫ノ看護ニ力ヲ盡シ家事ヲ理メ子女ヲ教育ス	同 三月十二日	大東郡	青木亮齋妻 次山やす

第十三章 表彰

四二九

褒章種類	効績概要	褒章下賜年月日	住所	氏名
褒狀	病夫ニ貞ニ看護ニ力ヲ盡シ家事ヲ理ム	明治二十三年二月七日	周智村	岩井市藏妻 杉山さく
同	家業ヲ勵ミ父母ニ孝事シ弟妹ヲ愛育ス	同二十六年二月二十一日	氣賀町	名倉房次郎
同	傳染病發生ノ際晝夜患者ニ接シ豫防消毒ニ努メ病ニ蔓延ヲ防遏シタル段奇特トス	同二十八年二月二十三日	磐田郡	古田芳太郎
同	同	同	今井村	鈴木彦平
同	傳染病發生ノ際防疫事務ニ從事シ能ク當該吏員ヲ助ケ注意周到病毒蔓延ノ防遏ニ盡瘁ス	同三十四年十二月二十三日	小笠原郡	書記 松下市太郎
金壹圓	貧窮ノ中舅ト夫トノ病床ニアルヲ看護シ傍ラ農業ニ努ム	同十七年	志太郡	中野文助妻 倉澤ゆら
金八圓	舅及夫ニ事ヘテ孝貞夫ノ眼病ニ罹リヤ借賃ヲ以テ藥餌ニ供スル等看護ニ力ヲ竭ス	同十一月二十五日	松崎郡	森し
金七圓	貧乏ノ下家業ヲ勵ミ舅姑ニ孝養シ子女ヲ撫育ス	同	鹿原郡	千葉くま
金貳圓	幼少ヨリ單身能ク家業ヲ勵ミ養父ニ孝養ヲ盡ス	同四月二十日	小笠原郡	尾澤才次郎
金貳圓	病養父ノ看護意ヲ盡シ養母及養祖母ニ孝事ス	明治十八年	大須郡	柴田喜平
金六圓	貧困ノ下病夫ヲ看護シ姑ニ孝事シ子ヲ教育シ納稅ヲ重ス	同七月十三日	伊東郡	小田くに
金貳圓	父母ニ孝事シ弟妹ヲ愛育ス	同六月十九日	同郡	長澤六兵衛
金壹圓	親ニ孝事シ家業ニ勉勵ス	同十一月二十三日	川崎郡	知久吉藏

褒章種類	効績概要	褒章下賜年月日	住所	氏名
金六圓	老衰ノ父母、癡疾ノ兄姉アリ貧困ノ中幼時ヨリ看護ニ力ヲ盡ス	同六月八日	駿東郡	市川萬作
金貳圓	母ニ事ヘテ孝家事ヲ理メ妻子ヲ教誡ス	同六月四日	磐田郡	宮本作藏
拾壹圓五錢	病母ニ孝養意ヲ盡シ看護ニ力ヲ盡ス	同十一月二十日	同郡	鈴木さだ
金貳圓	病夫ノ看護ニ力ヲ盡シ家事ヲ理メ子女ヲ教育ス	同二月二十五日	賀茂郡	山本さつ
金貳圓	舅姑ニ孝事シ家業ヲ勵ミ病夫ニ事フル貞操ナリ	同三月十九日	磐田郡	渡邊りせ
金壹圓	夫ニ事ヘテ貞、其病ニ罹ルヲ看護ニ力ヲ盡ス	同十二月十五日	小笠原郡	河原崎もん
拾參圓五錢	多年父母ニ孝養ヲ竭シ家事ヲ勉ム	同四月十九日	中郡	池谷與吉
拾貳圓五錢	父母ニ孝事シ父病ヲ得ルヲ看護到ラサルナシ	同四月十九日	濱名郡	岡村彌平
拾貳圓五錢	父母ニ孝事シ家事ヲ理メ弟妹ヲ愛撫ス	同九月廿四日	金谷郡	近藤ミネ
金貳圓	夫ト姑ニ孝貞ニ夫ノ病臥スルヲ貧困ノ中ニアリテ保養ヲ盡ス	同五月廿六日	小笠原郡	鈴木すぎ
金貳圓	幼時ヨリ養母ニ孝事シ家業ヲ勵ミ養母ノ病ムヲ看護ニ力ヲ盡ス	同六月十五日	志太郡	鈴木すぎ
金五圓	松岡家ニ備ハレ備主四代ニ仕ヘ夙夜匪懈五十五年一日ノ如シ	同二月二十八日	大須郡	永田さき
金壹圓	平素貞操夫病臥スルヲ看護ニ力ヲ盡シ家業ニ勉ム	同九月十七日	有度郡	望月與七
金貳圓	平生貞淑天長病ノ中ニアリテ家業ニ勉メ看護ニ忘ラス	同十二月三日	安倍郡	菊本みよ
金貳圓	同	同	千代田村	杉山なつ

褒章種類	効績概要	褒章下賜年月日	住所	氏名
命壹圓	夫ニ事ヘテ貞其ノ病メルヤ看護意ラヌ家業ニ勵精ス	明治二十九年	志太郡 瀬戸谷村	上山とく
五拾錢	平素貞淳其ノ夫疾病ニ罹ルヤ日夜看護ニ力ヲ竭シ且家業ヲ勵ム	同二十九年	同	澤本せき
金壹圓	萩野家ニ備ハレ三十年一日ノ如ク主命ニ服シテ勤勉ス	同三十年	同	早川常右衛門
金參圓	父母ニ孝事シ父母共ニ病ミ家貧ニ陥ルモ屈セス勞苦シテ湯藥甘旨ヲ進ム	同三十四年	同	小野つね
金貳圓	貧困ノ中ニアリテ養親ニ孝事シ奉養甚タ努メ夙夜家業ニ勤勉ス	同三十五年	同	奥山こま
拾貳圓	幼ニシテ父母ト祖母トニ孝順母及祖母ノ病ムヤ弟妹等ト心ヲ合セテ看護介抱シ及能ク家業ニ勉ム	同三十九年	同	守屋金作
拾圓	幼ニシテ獨力能ク病母ノ看護ニ努メ又祖父母ニ事ヘ弟妹ヲ保護愛撫セル等奇特トス	同四十年	同	富士見憲郎
金壹圓	孝順舅姑ニ奉シ貞淑病夫ニ侍シ家業ニ精勵シ家計窮乏ノ間ニ織手能ク一家ヲ支ヘ子女ヲ鞠育シ終始一貫諷ルコトナシ	同四十二年	同	飯塚かく
金拾圓	病夫ヲ輔ケ兼養ニ病姑ニ致ス家計窮乏ヲ告グルモ屈セス羸弱ナルニ兒ヲ撫育シ志操堅確二十年一日ノ如シ	同四十六年	同	山崎ゆき
金拾圓	孝心夙ニ深ク幼ヨリ勞作ニ從ヒ母ヲ失フ父ヲ助ケ幼妹ヲ撫シ儉素身ヲ持シ前後二十年諷ルコトナク精勵業ニ從フ	同四十八年	同	増田遠吉
木杯壹組	志ヲ實業ニ注キ茶業紙業其他物産ノ増殖ヲ計リ又ハ道路改良ニ力ヲ盡ス	同二十六年	同	池谷佐平
同	志ヲ稼穡ニ用キ農事ノ改良種子ノ交換桑園ノ開拓及肥料ノ發明ヲ爲ス	同二十七年	同	濱村半九郎
同	元彦島村ノ回復ヲ計リ荒蕪ヲ拓キ牛耕ヲ創メ道路畦畔ヲ改良ス	同二十八年	同	名倉太郎馬

褒章種類	効績概要	褒章下賜年月日	住所	氏名
同	元上新原村ノ弊風ヲ正シ競耕試験田ヲ開キ畦畔改良等ニ力ヲ盡ス	同	同	本田平八
同	私財ヲ投シテ堤防ヲ築キ河岸ヲ開墾シテ水害ヲ除キ荒蕪ヲ拓キテ良田トナス	同	同	矢高濤一
同	牧場ヲ設ケ牛種ノ改良ヲ計リ多年公共事業ニ力ヲ盡ス	同	同	佐藤源吾
同	専ラ力ヲ茶業ニ盡シ兼テ柑橘ヲ繁殖シ紙業ノ振興ニ盡カス	同	同	澤野精一
同	茶業ヲ栽培シテ新業ノ開進ヲ謀リ製絲織物傳習ヲナシ學校ヲ設ケ道路ヲ開ク	同	同	横田保
同	水産事業ノ發達ヲ計リ鯉節ノ改良遠洋漁業ノ傳習其他水産物ノ製造ニ力ヲ盡ス	同	同	山口平右衛門
同	漁業ノ發達ヲ計リ釣魚餌取捕魚等ニ力ヲ盡ス	同	同	左谷清一郎
同	元石田村ノ回復ニ力ヲ盡シ耕地ノ改良種子ノ交換肥料ノ實驗排水ノ方法ヲ講ス	同	同	石垣治兵衛
同	山野ヲ拓キテ茶業等ヲ裁シ森林ヲ作り道路ヲ改良シ勸勉貯蓄ヲ奨ム	同	同	片平信明
同	原野ヲ拓キテ茶園ヲ設ケ溜池ヲ作り砂糖製造ノ改良ヲ計ル	同	同	矢部與作
同	漁具ヲ改良シ遠洋漁業ヲ奨メ水産物製造ノ傳習ヲナス	同	同	齋藤持右衛門
同	力ヲ勸業ニ致シ又報徳ノ道ヲ講シ勸懲貯蓄ヲ奨ム	同	同	伊藤七郎平
同	志ヲ實業ニ注キ茶業及蠶業ノ發達ヲ計リ公共ノ事業ニ力ヲ盡ス	同	同	福川泉吾
同	石花菜製造ノ改良殖林及教育等ノ事業ニ力ヲ盡ス	同	同	田村又吉

褒章種類	効績概要	褒章月日	住所	氏名
木杯壹組	蠶絲業ノ發達ヲ計リ栽桑飼育製絲ノ方法ニ改良ヲ加フ農事ノ改良ヲ計リ茶樹柑橘ヲ栽培シテ其發展ヲ計リ報徳社ヲ起シテ勤儉ヲ奨ム	同十二月二十五年	大富士郡	高野喜右衛門
同	河川ヲ改良シテ永害ヲ除キ林場共用種ノ保護ニ力ヲ盡ス	同同	同同	鈴木泰助
同	貯蓄ノ方法ヲ設ケテ其收益ヲ小學ノ教育費途ニ充ツ	同同	同同	本間賢三
同	夙夜町村ノ事務ニ身ヲ委ネ兩村ノ爭議ヲ解キ土木教育其他公同事務ニ勤勉ス	同同	同同	高林尹蹠
同	教育衛生等ノ事ニ從事シテ心力ヲ盡ス	同同	同同	田代嘉平次
同	夫不治ノ難症ニ罹リ家愈貧キモ看護勞働ニ努メ多クノ子女ヲ教育ス	同同	同同	佐野謹三
同	自治ノ發達ヲ計リ教育土木及基本財産ノ造成ニ力ヲ盡ス	同同	同同	武澤しゆう
同	夫ヲ失フヤ姑ニ孝養シ子女ヲ養育シ織手能ク家計ヲ支ヘ婦道ヲ全ウス	同同	同同	小出定富
同	資性清廉ヲ義ヲ重シ報徳ヲ奉ス橋梁ノ架設溜池ノ修繕學校財産ノ造成等意ヲ公共ノ事ニ用キ流ルコトナシ	同同	同同	内山梅代
木杯一個	寡居三十又八年貞節克ク産ヲ治メ納税賦値ニ意ヲ用キ子女ノ訓育風教ノ向上ニ努メ徳望郷閭ニ隆シ	同同	同同	富田林三郎
同	夫ニ仕ヘテ貞節父ニ孝養ヲ竭シ至ラサルナク家業ニ勵ミ子女ヲ撫シテ多年一日ノ如シ	同同	同同	間宮むさ
同	府夫ニ仕ヘテ貞淑家計窮乏ノ間織手能ク家計ヲ持シ一家鹹睦ス	同同	同同	高橋まづ
同	夫家産ヲ蕩盡病歿スルヤ織手能ク家計ヲ支ヘ老姑ニ奉仕シ子弟ヲ教養シ寡居十五年其ノ貞節一郷ニ範ヲリ	同同	同同	萩原さく

褒章種類	効績概要	褒章月日	住所	氏名
木杯一個	夫家産ヲ蕩盡病歿スルヤ織手能ク家計ヲ支ヘ老姑ニ奉仕シ子弟ヲ教養シ寡居十五年其ノ貞節一郷ニ範ヲリ	同同	同同	吉村たね
同	寡居三十又八年貞節克ク産ヲ治メ納税賦値ニ意ヲ用キ子女ノ訓育風教ノ向上ニ努メ徳望郷閭ニ隆シ	同同	同同	鈴木くみ
木杯壹組	夫失明姑重病ニ罹ルヤ其ノ意ヲ迎ヘテ悴ラス看護至ラサルナク其ノ間充ク一家ヲ經理ス	同同	同同	山田わさ
同	家計窮乏ノ間ニ處シテ夫ヲ助ケ病姑ノ看護ニ努メ能ク家業ニ精勵ス	同同	同同	田中こと
同	一家四人前後十八年間病者絶ユルコトナキ間ニ處シ一家ヲ經理シ遺兒ヲ鞠育ス	同同	同同	岡部たけ
同	年十一歳甫メテ靜岡市菓子商谷田庄五郎ニ仕ヘ爾來同家四代ニ歷仕シ誠實勤勉五十六年志操堅固洵ニ賞スヘシ	同同	同同	三日月安吉
同	病ニ孝養至ラサルナク父失踪シテ家計困難ヲ極ムルモ意トセス夫ヲ迎ヘテ貞淑志操堅確ナリ	同同	同同	天野ふさ
木杯一組	道路ヲ修メ交通ニ便シ、産業、水利教育ニ力ヲ致シ自ラ巨資ヲ投シテ病院ヲ設ケ隣道ノ掘鑿ニ努ムル等公共ノ事業ニ功多シ	同同	同同	宮崎總五
銀杯一組	前後十年諸國ニ勸化シ苦心經營三島大社ノ社殿造架ヲ完成シ資金不足スルヤ家産ヲ擧ケテ之ニ充ツ	同同	同同	矢田部盛次
金杯一組	自費架設シ安倍川橋及修膳基金壹千圓ヲ賑有財産トシテ寄附ス	同同	同同	宮崎總五
特銀盃一個別	父ノ遺業ヲ繼キ樂器製作ノ事業ヲ擴張シベニヤ、ハモノカ等ノ製造販賣ヲ創メ又諸會社ニ重役トシテ其ノ職務ニ盡瘁ス	同同	同同	山葉良雄

宮内省ヨリ選奨セララルモノ

表彰種類	効績概要	表彰年月日	住所	氏名
銀盃一組	多年皇居御造會費又ハ皇居御掃除料トシテ年々米二俵時價ヲ以テ献納シタルハ殊勝トス	大正六年六月十九日	濱名郡天王村	鷹森專二

内務大臣ヨリ選奨セラレタルモノ

表彰種類	効績概要	表彰年月日	住所	氏名
金二百圓	平素克クカラ共同ノ事ニ效シ地方改良ニ盡瘁ス	明治四十三年二月廿五日	庵原村	片平九郎左衛門
金五百圓	協同耕陸率キテ克ク公共ノ事ニ竭シ整理經營共ニ見ルヘキモノアリ	同 四月十一日		磐田郡敷地村
同	同	大正八年二月十一日		濱名郡吉野村
金二百圓	平素克クカラ衛生ノ事ニ效シ地方改良ニ盡瘁ス	明治四十四年十一月三日	小笠原郡池新田村	丸尾興堂
金百圓	平素克クカラ衛生ノ事ニ效シ地方改良ニ盡スコト少ナカラス	大正五年八月廿一日	静岡市西深草町	井上豊作
功勞記章	犯罪人逮捕ニ關シ功勞拔群ナリ	大正八年六月八日	静岡縣巡査	松本房吉
表彰	多年醫事衛生ノ事ニ效シ其功績鮮カラス	同 九月十五日	静岡市	丸尾晋

農商務大臣ヨリ選奨セラレタルモノ

表彰種類	効績概要	表彰年月日	住所	氏名
銀杯一組	開墾茶樹、栽培製茶ニカラ盡ス	明治四十七年四月十四日	引佐郡氣賀町	氣賀林
金百圓	畜牛改善ニ専心カラ盡ス	大正八年十月十五日	田方郡南村	仁田大八郎
金二百圓	組合事業ノ經營宜シキヲ得	同 二月十一日	志太郡焼津町	焼津漁業組合

文部省ヨリ選奨セラレタルモノ

効績概要	表彰年月日	職名	氏名
多年小学校ノ教育ニ從事シ勳精其ノ職ニ盡シ教導感化ノ功學校ノ内外ニ及ヒ功績顯著ナリ	明治三十九年十一月三日	富士郡加島尋常高等小學校訓導兼校長	深井讓
同	同 四月十一日	賀茂郡稻取尋常高等小學校訓導兼校長	太田米吉
多年公職ニ從事シ直接ニ間接ニ教育ノ事ニ盡瘁シ殊ニ校會ノ副長數具ノ備付教育基金ノ積立等設備ヲ完成シ就學ヲ督勵シテ教育ノ普及ヲ圖レリ	同 三月三十一日	富士郡加島村長	笠井市太郎
明治三十七八年戰役中克ク一郡ノ教育者ヲ奮起セシメ又地方人民ノ愛護心ヲ喚起シ時局ノ活材料ヲ教授上ニ利用シ又後援事業ニ盡力セリ	同 三月四日	賀茂郡竹麻尋常高等小學校訓導兼校長	關正義
戰時紀念林ヲ造營シ學校基本財産蓄積ノ方法ヲ立テ又學童ノ貯金ヲ獎勵セリ尙青年ノ教導ニ盡力セリ	同	同郡稻梓尋常高等小學校訓導兼校長	關本熊太郎
同	同	田方郡中郷尋常高等小學校訓導兼校長	佐久間俊麿

効績概要

兒童訓練ノ方法ヲ講シ學童ノ貯金勞働ノ獎勵軍隊ノ豫備教育軍人ノ慰問ヲ爲ス
 戰時紀念帖ヲ作りテ出征軍人ニ贈呈シ或ハ奉公ハ養成ノ一助トシテ兒童ノ貯金中ヨリ恤兵部ニ多少ノ寄付金ヲ爲サシム
 戰時紀念帖ヲ作りテ出征軍人ニ贈呈シ或ハ奉公ハ養成ノ一助トシテ兒童ノ貯金中ヨリ恤兵部ニ多少ノ寄付金ヲ爲サシム
 學校基本財産ノ蓄積並ニ基本學林ノ造替ヲ爲シ兒童ノ貯金出席ノ獎勵青年夜學會ノ改良等ヲ爲ス
 同
 學校園ヲ創設シ又實業補習學校ヲ起シテ青年教育ヲナシ又軍人ノ慰問軍人ノ子弟保護ニ盡ス
 學校園ヲ創設シ又補習ノ設置ヲナシ又時局ヲ利用シテ兒童ニ勤儉ノ美德ヲ訓養セリ
 幻燈器械ヲ購入シテ戰時講話ノ活躍ヲ圖リ其他教具ノ設備兒童ノ訓練出席ノ獎勵社會教育等ヲナセリ
 學林ノ造替出征軍人帖軍人ノ慰問ヲ爲ス等其功顯著ナリ
 學校基本財産ノ造替學林ノ創設學童ノ貯金ヲナシメ又青年教育ニ力メタリ
 特ニ體育ヲ獎勵シテ運動場ノ設備ヲ爲シ或ハ青年矯風ヲ力メ又夜學會ヲ創立セリ
 運動場ノ擴張學校園ノ設置日露戰役紀念帖ノ編纂ヲ爲ス等其勞多シトス

表彰年月日	職名	氏名
同	同郡田中等常高小學校訓導兼校長	青木 松
同	富士郡田子浦尋常高等小學校訓導兼校長	鈴木七四郎
同	富士郡大宮第一尋常高等小學校訓導兼校長	後藤菊太郎
同	庵原郡富士川尋常高等小學校訓導兼校長	川口 熊吉
同	同郡松野尋常高等小學校訓導兼校長	神戸 節三
同	安倍郡有渡尋常高等小學校訓導兼校長	天野 永藏
同	同郡東尋常高等小學校訓導兼校長	奥山 鍊太郎
同	同郡東尋常高等小學校訓導兼校長	渡邊 福太郎
同	同郡川崎尋常高等小學校訓導兼校長	伊藤 伊太郎
同	同郡大井尋常高等小學校訓導兼校長	岩本 金作
同	同郡森町高等小學校訓導兼校長	柚木 金太郎
同	磐田郡中泉尋常高等小學校訓導兼校長	鈴木 佐太郎

同
 學校紀念學林及學校園ノ創設ニ力メ又紀念貯金紀念文庫ヲ開設シ又戰役紀念帖ヲ編纂スル功勞多シ
 紀念事業トシテ實業實習地ヲ設ケ以テ勤勞ノ習慣ヲ養成シ又學校ノ產蓄積ノ方法ヲ確立セリ
 多年視學ニ在職シ功績顯著
 同
 同
 多年小學校ノ教育ニ從事シ勵精克ク其ノ職ニ盡ス
 多年視學ニ在職功勞不尠
 多年村長ノ職ニアリテ小學教育ノ普及發達ニ盡ス
 多年小學校ノ教育ニ從事シ勵精克ク其ノ職ニ盡ス
 同
 多年學務委員ニ從事シ小學教育ノ向上ヲ圖リ成績顯著
 多年實業教育ニ從事シ功勞不尠

表彰年月日	職名	氏名
同	同郡笠西尋常高等小學校訓導兼校長	飛田 茂平
同	濱名郡舞反尋常高等小學校訓導兼校長	堀江 縫三郎
同	同郡天王寺外三箇村尋常高等小學校訓導兼校長	松本 奎次
明治四十二年十月二十二日	駿東郡觀學	松平 勝種
同	濱名郡觀學	縣 杯武
同	賀茂郡觀學	林 文平
同	榛原郡觀學	櫻井 庄次郎
明治四十一年二月十一日	賀茂郡觀學兼校長	太田 米吉
同	田方郡觀學	清水 吉彦
二月四十一日	榛原郡勝間田村長	大井 良平
同	濱名郡興進尋常高等小學校訓導兼校長	松本 奎次
同	同郡濱松女子尋常高等小學校訓導兼校長	石山 逸八
同	同	穗積 六亮
二月四十五日	田方郡田中村學務委員	細田 多次郎
同	縣立中泉農學校長	

効績概要

職名	氏名	表彰年月日	概要
鹿野郡私立杉山農業補習學校校長	谷 豐 吉	同	多年實業補習教育ニ從事シ功績顯著
田方郡農林學校校長	仁田大八郎	大正三年	多年實業教育ニ從事シ功績顯著
引佐郡氣賀尋常高等小學校訓導兼校長	柳瀬三代藏	同	多年小學校ノ教育ニ從事シ勵精克ク其ノ職ニ盡シ教導感化ノ功見ルヘキモノアリ
賀茂郡三浦尋常高等小學校訓導兼校長	大野長次郎	同	多年教育ニ從事シ其功勞不尠
同郡三坂尋常高等小學校訓導	萩原清七	同	
賀茂郡下流尋常小學校訓導兼校長	谷 市太郎	同	
賀茂郡須原尋常小學校訓導兼校長	稻葉梅吉	同	
同郡田中尋常小學校訓導兼校長	黒田岱助	同	
同郡柿崎尋常高等小學校訓導兼校長	金指福太郎	同	
安倍郡西豐田尋常高等小學校訓導兼校長	宇佐美於菟	同	
同郡清水尋常高等小學校訓導	森 光 謙	同	
志太郡藤枝尋常高等小學校訓導	服部幹雄	同	
榛原郡初倉尋常高等小學校訓導兼校長	渡邊福太郎	同	

職名	氏名	表彰年月日	概要
小笠郡内田尋常高等小學校訓導兼校長	帶金帶三	同	
同郡池新田第一尋常小學校訓導	後藤富彌	同	
濱名郡三方原村尋常小學校訓導兼校長	西村吉之助	同	
同郡濱松尋常高等小學校訓導	小沼順信	同	
同郡同校訓導	三浦鈿次郎	同	
同郡同校訓導兼校長	高山仰止	同	
富士郡田子浦尋常高等小學校訓導兼校長	鈴木七四郎	同	
志太郡六合尋常高等小學校訓導兼校長	廣住齋治	同	
志太郡焼津尋常高等小學校訓導	服部宜雄	同	
志太郡東津尋常高等小學校訓導兼校長	多々良重平	同	
同郡德山第一尋常高等小學校訓導	山中昭成	同	
同郡德山第二尋常高等小學校訓導兼校長	山口世陽	同	
田方郡進山尋常高等小學校訓導兼校長	山 中 昭 成	同	
鹿原郡富士川町學務委員	若槻直作	大正六年	多年小學教育ニ從事シ成績顯著
駿東郡沼津尋常高等小學校訓導兼校長	永田金作	大正七年	多年學務委員ニ從事シ小學教育ノ普及發達ヲ圖リ功績顯著
同		大正十四年	多年小學教育ニ從事シ成績顯著

静岡縣勢要覽

效績概要	表彰年月日	職名	氏名
小學教育ニ盡シ功勞不尠	大正八年二月十一日	富士郡大宮尋常高等小學校訓導兼校長	西脇文雄

馬政局ヨリ選奨セラレタルモノ

表彰種別	效績概要	要	表彰年月日	住所	氏名
銀盃一組	產馬事業ニ關シ功勞不尠		大正五年十月六日	磐田郡川田村	故片桐島太郎相繼人 片桐源吾
同	同		同 五月十八日	上富野村	故牧野佳四郎相繼人 牧野武樹

知事及縣ヨリ選賞セラレタルモノ

表彰年月	表彰官衙	被表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
明治三十七年三月	知事	小學校	二	設備編制克ク成績佳良	賞金
同	同	同	一〇	多年同一校ニ勤績成績佳良	同
同	縣	同	三	同	同
同	同	同	三	同	同
同	知事	同	一三	同	同
同	同	同	四	設備編制宜ク成績佳良	同
同	同	同	同	同	同

表彰年月	表彰官衙	被表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
三十九年三月	知縣	同	三	多年教職ニ從事シ教授管理佳良	同
同	同	同	九	同	同
四十年一月	知事	村収入役	二	多年村長ノ職ニアリテ拮据勤精其ノ職ニ盡ス	褒狀
同	同	同	同	同	同
四十年二月	同	村助役	一	設備編制宜シキヲ得	賞金
同	同	同	一	同	同
年三月	同	小學校	一	小學校基本財産蓄積ノ成績佳良	同
同	同	同	一	補習教育ノ成績佳良	同
同	同	同	一〇	家庭訪問保護者會等ヲ開キ成績佳良	同
同	同	同	八	職員生徒宜ク勵精成績佳良	同
同	同	同	八	兒童就學出席學校ノ設備基本財産ノ増殖ニ盡ス	同
同	同	同	一	學校衛生ニ關シ成績佳良	同
同	同	同	四〇	多年教職ニ從事成績佳良	同
同	同	同	一	兒童ノ就學出席小學校ノ設備經營改善ニ盡ス	同
同	同	同	九	設備編制宜シキヲ得	同
同	同	同	二	貧困兒童ノ就學施設ノ成績佳良	同

第十三章 表彰

表彰年月	彰	術	彼表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
同 年 六 月	同	同	町 助 役	二	貧困兒童就學ノ成績佳良	賞 金
同 年 三 月	同	同	及 使 用 職 員	九	忠實ニシテ成績優良	同
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	一	多年小學校教育ニ從事シ成績佳良	同
同 年 三 月	同	同	町 村 長	四	小學校教育ノ普及發達ヲ圖ル	同
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	一	設備教授訓練管理者職員克ク其ノ職ニ盡ス	同
同 年 三 月	同	同	町 村 長	九	基本財産ノ蓄積及貧困兒童ノ就學ニ盡ス	同
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	一	多年教育ニ從事シ成績佳良	同
同 年 三 月	同	同	町 村 長	一	設備宜シク就學出席宜シキヲ得	同
同 年 三 月	同	同	補 習 學 校	一	職員生徒克ク精勵	同
同 年 三 月	同	同	及 使 用 職 員	一	忠實ニシテ成績佳良	賞 金 及 褒 狀
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	一	共同一致教授訓育就學出席佳良	賞 金 及 褒 狀
同 年 三 月	同	同	補 習 學 校	一	基本財産蓄積ニ力ヲ盡ス	同
同 年 三 月	同	同	町 村 長	九	職員生徒克ク精勵	同
同 年 三 月	同	同	及 使 用 職 員	二	就學出席ノ成績佳良	同
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	一	忠實ニシテ成績優良	同
同 年 三 月	同	同	補 習 學 校	一	忠實ニシテ成績優良	同
同 年 三 月	同	同	及 使 用 職 員	一	役場事務克ク整理シ民風佳良ナリ	褒 狀
同 年 三 月	同	同	小 學 校 教 員	五	拮据精勵能ク其ノ職ニ盡シ勤勉業ニ越ユ	同

表彰年月	彰	術	彼表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
同 年 七 月	同	同	村 助 役	三	同	同
同 年 七 月	同	同	町 村 長	一	同	同
同 年 七 月	同	同	小 學 校 教 員	四	小學校基本財産蓄積及貧困兒童就學成績佳良	賞 金
同 年 七 月	同	同	及 使 用 職 員	一	六 管理者職員克ク就學出席ニカム	同
同 年 七 月	同	同	補 習 學 校	八	職員生徒克ク精勵教授訓練佳良	賞 金 及 褒 狀
同 年 七 月	同	同	及 使 用 職 員	一	忠實ニシテ成績優良	賞 金 及 褒 狀
同 年 七 月	同	同	小 學 校 教 員	一	多年教育ニ從事シ成績佳良	賞 金 及 褒 狀
同 年 七 月	同	同	補 習 學 校	一	基本財産蓄積及貧困兒童就學ノ成績佳良	同
同 年 七 月	同	同	及 使 用 職 員	一	管理者職員克ク精勵就學出席ノ成績佳良	同
同 年 七 月	同	同	小 學 校 教 員	八	職員生徒克ク精勵	同
同 年 七 月	同	同	補 習 學 校	一	忠實ニシテ成績佳良	同
同 年 七 月	同	同	及 使 用 職 員	一	職務勉勵修養意ヲ下部統督宜シキヲ得	同
同 年 七 月	同	同	小 學 校 教 員	三	小學校基本財産ノ蓄積佳良	同
同 年 七 月	同	同	町 村 長	一	管理者職員克ク就學出席獎勵ス	同
同 年 七 月	同	同	補 習 學 校	一	職員生徒克ク精勵	同
同 年 七 月	同	同	及 使 用 職 員	三	忠實ニシテ成績優良	賞 金 及 褒 狀
同 年 七 月	同	同	小 學 校 教 員	四	拮据精勵能ク其ノ職ニ盡シ勤勉業ニ越ユ	賞 金 及 褒 狀
同 年 七 月	同	同	町 村 助 役	四	同	同

表彰年月	表彰官衙	被表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
同	縣	小學校教員	一	一 聯務勸修委員部下統督正シキヲ得	賞金
同	同	青年會	七	七 會員共同一致會規ノ勵行ニ努ム	同
同	同	少年團	一	一 團員奮勵其ノ目的ノ達成ニ努ム	同
同	同	補習學校	八	八 職員生徒克ク精勵	同
同	同	町小學校	一七	一七 小學校基本財産ノ蓄積及貧困兒童就學出席佳良	同
同	同	使用職工	九	九 管理者職員克ク就學出席ニ獎勵	同
同	同	及小學校教員	四	四 一 忠實ニシテ成績優良	同
大正七年二月	知	事	二	二 多年教育ニ從事シ功勞不尠	同
同	縣	補習學校	三	三 職員生徒克ク精勵	同
同	同	町小學校	一八	一八 小學校基本財産蓄積貧困兒童ノ就學ニカク盡ス	同
同	同	小學校	七	七 管理者職員克ク就學出席獎勵ニ努ム	同
同	同	村書記	一	一 衛生功勞者	木杯賞金
同	同	醫志者	二	二 同	同
同	同	衛生組合	一	一 衛生ノ事ニ盡シ其組合トシテ成績佳良	賞金
同	同	小學校	八	八 管理者職員克ク就學出席獎勵ニ努ム	同
同	同	補習學校	一三	一三 職員生徒克ク精勵	同

表彰年月	表彰官衙	被表彰者	員數	表彰事項	表彰種別
同	同	青年會	八	八 會員共同一致會規ノ勵行ニ努ム	同
同	同	小學校教員	一	一 社會教育ニ盡シ功勞不尠	同
同	同	村校長	二	二 學校衛生向上ニ盡ス	同
同	同	村助役	一	一 衛生功勞者	木杯及賞
同	同	村	一	一 同	同
大正九年三月	縣	補習學校	一六	一六 職員生徒克ク精勵	同
大正九年四月	知	事實家	一	一 産業功勞	賞金
大正九年七月	知	市書記	二	二 拮据精勵克ク其ノ職ニ盡シ勤勉兼ニ超ユ	銀杯一組
同	同	村	一	一 同	賞金
同	同	醫志者	一	一 役場事務克ク整理シ民風佳良	同
同	同	特志者	一	一 衛生功勞者	木杯及賞
同	同	少年團	二	二 同	同
大正十年三月	知	事	一	一 指導宜シキ得協力奮勵見ルヘキモノアリ	賞金
同	同	丘陽文壇社	一	一 丘陽文壇ヲ發行シ小學教育向上ニ盡ス	同
同	同	補習學校	一三	一三 職員生徒克ク精勵	同
同	同	事實家	一	一 其ノ發明ニ係ル棉繩機ハ産業上有效	金目

第十四章 官公衙

沼	東濱	東濱	靜岡	道名	道名	道名	國	國	區東	靜岡
信	濱	濱	岡	管古	管古	管古	立	立	京大	縣
局	局	局	局	理屋	理屋	理屋	園	茶	署林	岡
津	松	松	岡	局鐵	局鐵	局鐵	藝	業	靜岡	縣
電	電	電	電	松	保	運	試	試	公有	野官
話	話	話	話	線	輪	輸	驗	驗	林野	官所
郵	技	技	技	工	事	事	場	場	署林	造林
術	術	術	術	務	務	務	署	署	林署	林署
便	官	官	官	場	所	所	廳	廳	廳	廳
駐	駐	駐	駐	局	場	所	廳	廳	廳	廳
在	在	在	在	局	場	所	廳	廳	廳	廳
局	所	所	所	局	場	所	廳	廳	廳	廳
駿	濱	濱	靜岡	靜岡	靜岡	靜岡	庵原	榛原	靜岡	靜岡
東	松	松	岡	岡	岡	岡	原	原	岡	岡
郡	市	市	市	市	市	市	郡	郡	市	市
沼	傳	傳	江	江	松	松	興	金	追	追
津	馬	馬	川	川	松	松	津	谷	手	手
町	町	町	町	町	市	市	町	町	町	町
町	町	町	町	町	市	市	町	町	町	町
町	町	町	町	町	市	市	町	町	町	町
町	町	町	町	町	市	市	町	町	町	町

第十四章 官公衙

四五

普通三等郵便局

區別	靜岡	濱松	賀茂	田方	駿東	富士	庵原	安倍	志太	榛原	小笠	周知	磐田	濱名	引佐	計
三等郵便局	10	2	19	36	33	33	33	22	33	33	33	9	18	19	9	308

郡市役所

名	稱	所	在	地	市	町	村	數	市	町	村	役	場	數
賀茂	郡	所	賀茂郡	下田町				23						23
田方	郡	所	田方郡	三島町				29						29
駿東	郡	所	駿東郡	沼津町				27						27
富士	郡	所	富士郡	吉原町				22						22
庵原	郡	所	庵原郡	江尻町				15						15
志太	郡	所	志太郡	追手町				24						24
榛原	郡	所	榛原郡	川崎町				16						16
小笠	郡	所	小笠郡	掛川町				46						46
周知	郡	所	周知郡	森川町				44						44

磐田	濱名	引佐	静岡	濱松
田	郡	郡	郡	市
役	役	役	役	役
所	所	所	所	所
磐田郡	濱名郡	引佐郡	静岡市	濱松市
見付町	高島町	賀茂町	利手町	松手町
43	40	41	11	11
42	40	41	11	11

帝室林野管理局出張所

支局	東京	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局
東京	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局	支局
河津	津	天城	天津	沼津	駿東	田方	賀茂	賀茂	田方	駿東	田方	駿東	田方	駿東	田方	駿東	田方	駿東
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所
千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭
掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所
掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所
掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所
掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川	掛川
出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所	出張所

支局	支	局	管轄區	所在地	名稱
濱松	氣田出張所	濱松出張所	管轄區	周智郡氣多村	濱松出張所
<small>管轄區</small> 濱松市。濱名郡。引佐郡。阿多古山村。下阿多古村。熊山。根村。大字。水川。字。札山。 秀村。佐久間村。浦川村。周智郡。氣多村。山。根村。大字。水川。字。札山。					

稅務署稅關及稅關監視署

管轄區	名稱	所在地	管轄區
靜岡市	靜岡稅務署	靜岡市西草深町	管轄區
濱松市	濱松稅務署	濱松市	管轄區
駿東郡	駿東稅務署	駿東郡	管轄區
周智郡	周智稅務署	周智郡	管轄區
志太郡	志太稅務署	志太郡	管轄區
小笠郡	小笠稅務署	小笠郡	管轄區
賀茂郡	賀茂稅務署	賀茂郡	管轄區
靜岡縣(田方郡賀茂郡ヲ除ク)	清水稅關支署	清水町	管轄區

同	名稱	所在地
下田稅關監視署	賀茂郡	下田町
見付稅關監視署	賀茂郡	見付町

旅團、聯隊、司令部、衛戍病院及憲兵分隊

師	五	十	第	區分團	名稱	所在地	管轄區
步兵第廿九旅團司令部	步兵第三十四聯隊	步兵第六十七聯隊	野戰重砲兵第一旅團司令部	野戰重砲兵第二聯隊	野戰重砲兵第三聯隊	靜岡聯隊區司令部	靜岡縣
濱松聯隊區司令部	靜岡聯隊區司令部	濱松市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	管轄區
靜岡憲兵分隊	濱松憲兵分隊	濱松市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	管轄區
濱松憲兵分隊	濱松憲兵分隊	濱松市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	管轄區
三島憲兵分隊	三島憲兵分隊	三島市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	靜岡市	管轄區

團	區分團	名	稱	所在地	管轄區域
三島	衛戍病院	衛戍病院	衛戍病院	三島郡三島町	
濱松	衛戍病院	衛戍病院	衛戍病院	濱松市兩追分町	
静岡	衛戍病院	衛戍病院	衛戍病院	静岡市追手町	

專賣局

名	稱	所在地	管轄區域
見付地方專賣局	磐田郡見付町	磐田郡見付町	愛知縣。豐橋市。北設樂郡。南設樂郡。寶飯郡。(鹽津村。形原村) 渥美郡。八名郡。(西浦村ヲ除ク) 靜岡縣(賀茂郡。田方郡。駿東郡。富士郡ヲ除ク)
見付地方專賣局濱松出張所	濱松市	濱松市	
見付地方專賣局清水出張所	安倍郡清水町	安倍郡清水町	
見付地方專賣局都波出張所	榛原郡川崎町	榛原郡川崎町	
見付地方專賣局富士出張所	富士郡大宮町	富士郡大宮町	

監獄

名	稱	所在地	監獄ノ種類
靜岡監獄	靜岡市追手町	靜岡市追手町	徵收監。禁錮監。拘留場。勞役場
濱松監獄	濱松市	濱松市	同
沼津監獄	駿東郡沼津町	駿東郡沼津町	同

裁判所

名	稱	所在地	管轄區域
靜岡地方裁判所	靜岡市追手町	靜岡市追手町	靜岡市。安倍郡。志太郡。庵原郡。榛原郡。中川根村外一箇村。
濱松地方裁判所	濱松市	濱松市	濱松市。濱名郡。引佐郡。磐田郡見付町外三十七箇村。周智郡城西村外一箇村。
沼津地方裁判所	駿東郡沼津町	駿東郡沼津町	駿東郡。田方郡。
掛川地方裁判所	小笠郡掛川町	小笠郡掛川町	小笠郡。榛原郡川崎町外十二箇村。磐田郡幸浦村外四箇村。周智郡森町外十一箇村。
下田地方裁判所	賀茂郡下田町	賀茂郡下田町	賀茂郡。
吉原區裁判所	富士郡吉原町	富士郡吉原町	富士郡。

裁判所出張所

所判裁區名	名稱	所在地	管理區域
靜岡區	德山出張所	安倍郡玉川村	安倍郡玉川村外三箇村 庵原郡清水町外四箇村
靜岡區	靜濱出張所	安倍郡江尻村	安倍郡江尻村外五箇村
靜岡區	島田出張所	志太郡島田町	志太郡島田町外四箇村
靜岡區	藤枝出張所	志太郡藤枝町	志太郡藤枝町外十二箇村
靜岡區	蒲原出張所	庵原郡蒲原町	庵原郡蒲原町外四箇村
靜岡區	興津出張所	庵原郡興津町	庵原郡興津町外二箇村
靜岡區	江津出張所	庵原郡興津町	庵原郡興津町外二箇村
靜岡區	玉川出張所	安倍郡玉川村	安倍郡玉川村外三箇村
濱松區	奧山出張所	周智郡奧山村	周智郡奧山村外一箇村
濱松區	山香出張所	磐田郡山香村	磐田郡山香村外二箇村
濱松區	龍川出張所	磐田郡龍川村	磐田郡龍川村外二箇村
濱松區	二俣出張所	磐田郡二俣町	磐田郡二俣町外六箇村
濱松區	見付出張所	磐田郡見付町	磐田郡見付町外二十箇村
濱松區	袋井出張所	磐田郡袋井町	磐田郡袋井町外二箇村
濱松區	雄踏出張所	濱名郡雄踏村	濱名郡雄踏村外六箇村
濱松區	新居出張所	濱名郡新居町	濱名郡新居町外五箇村

所判裁區名	名稱	所在地	管理區域
沼津區	小泉出張所	駿東郡小泉村	駿東郡小泉村外四箇村
沼津區	御殿場出張所	駿東郡御殿場町	駿東郡御殿場町外九箇村
沼津區	伊東出張所	田方郡伊東町	田方郡伊東町外三箇村
沼津區	三島出張所	田方郡三島町	田方郡三島町外七箇村
沼津區	田中出張所	田方郡田中村	田方郡田中村外九箇村
沼津區	熱海出張所	田方郡熱海町	田方郡熱海町外二箇村
吉原區	上野出張所	富士郡上野村	富士郡上野村外三箇村
吉原區	大宮出張所	富士郡大宮町	富士郡大宮町外四箇村
掛川區	犬居出張所	周智郡犬居村	周智郡犬居村外二箇村
掛川區	森出張所	周智郡森町	周智郡森町外八箇村
掛川區	堀之内出張所	小笠郡西方村	小笠郡西方村外三箇村
掛川區	池新田出張所	小笠郡池新田村	小笠郡池新田村外五箇村
掛川區	橫須賀出張所	小笠郡橫須賀村	小笠郡橫須賀町外五箇村

區裁判所名	名	稱	所在地	管	理	區	域
下裁	南中	出張所	賀茂郡南中村	賀茂郡	南中村外五箇村		
田判	下河津	出張所	賀茂郡下河津村	賀茂郡	下河津村外三箇村		
區所	松崎	出張所	賀茂郡松崎町	賀茂郡	松崎町外六箇村		
裁判所	川崎	出張所	榛原郡川崎町	榛原郡	川崎町外三箇村		
	相良	出張所	榛原郡相良町	榛原郡	相良町外五箇村		
	金谷	出張所	榛原郡金谷町	榛原郡	金谷町外三箇村		
	平田	出張所	小笠郡平田村	小笠郡	平田村外九箇村		

備考 本表中縣設置ノ分ハ省略ス

第十五章 新聞雜誌

新聞紙法第十二條に依り、保證金を納め、本縣内に於て發行する新聞雜誌の名稱、發行所、發行人及持主左の如し。(天正十年七月二十九日現在)

新聞紙名	發行回数	發行所	發行人	持主
静岡民友新聞	日刊	静岡市七間町二ノ二三	黒澤 胖	藤田 勇
静岡新聞	日刊	静岡市吳服町三ノ一	松井 政六	松浦 五兵衛
濱松新聞	日刊	濱松市田無番地	齋藤 珖一	佐藤 章次
静岡朝報	日刊	静岡市七間町二ノ四二	松永 常吉	同
静岡報知新聞	月三回	静岡市紺屋町五九	萩田長太郎	齊藤 久
白蓮華	月一回	富士郡上野村上条七一	河部 法運	同
静岡國民新聞	日刊	静岡市兩替町一ノ三	山杉 潔	鈴木 秀雄
静岡朝日新聞	日刊	静岡市吳服町四ノ五	霜山 經助	村山 龍平
富士のほなれ	月一回	駿東郡小山町富士瓦斯紡績株式會社小工場内	小林 茂	濱口 吉右衛門
駿遠日報	日刊	濱松市後道一〇四	狩野庄三郎	大島 宇吉
西遠新報	日刊	濱松市田五四六	寺田 利平	西尾 平吉

新聞紙名	発行回数	發行所	發行人	持主
静岡日報	日刊	濱松市三組一八八	松浦錠太郎	江崎金彦
時事新報特報	月三回	静岡市新谷町六	廣瀬修造	光吉荒次郎
日本民聲新聞	日刊	濱松市傳馬五	山田直次	吉田鶴三郎
濱松朝日新聞	月三回	濱松市元城二二	坪井晋次郎	同
食糧評論	月一回	静岡市東町二二	村本喜代作	同
天龍川材木月報	月一回	磐田郡二俣町鹿島四五	溝口嘉十郎	太田可
新世	月一回	静岡市中八幡町四	落合勝徳	同
いなづま	月二回	静岡市西草深町一二	松井七郎	同
太陽新聞	月三回	志太郡島田町一ノ二四	山谷宗重	同
東海新聞	月一回	濱松市元城一〇四	和田鶴吉	同
自治友報	月二回	濱松市三組一七	富田秀藏	同
コドモ新聞	毎日曜日	静岡市吳服町三ノ一	松井政六	同
静岡労働新聞	月二回	安倍郡千代田村杏谷一〇四四	前田幸三郎	同
静岡縣農會報	月一回	静岡市追手町二四七	後藤藤平	池田猪三
東海中正新聞	月三回	庵原郡興津町中宿九一	佐藤文雄	同
靈嶽	月一回	静岡市本通三ノ一一	曾根松太郎	同
めぐみし光	月三回	志太郡島田町三六ノ一	森男一	同

新聞紙法第十二條の保證金を納めずして、發行する新聞雜誌の名稱發行所發行人及持主左の如し。(大正十年七月二十九日現在)

東海日々新聞	日刊	駿東郡沼津町幸町一三五	菊地敏治	菊地菊次郎
清華	月一回	賀茂郡稻取町六五七ノ三	齋藤直	同
日東新報	月三回	濱松市三組一六二	荻原米三郎	同
曙	月一回	富士郡吉原町	淺野常次郎	同
静岡めいし新聞	月二回	安倍郡賤機村松富上組	海野庄太郎	同
東海タイムス	月二回	駿東郡沼津町上土	八田忠秋	同
帝國民報	月三回	濱松市常磐四九	芥川武道	同

新聞紙名	発行回数	發行所	發行人	持主
磐田郡實業月報	月一回	磐田郡見付町二五〇ノ二	不野政五郎	平野政五郎
傳道	月一回	濱松市連尺三三	山田善次郎	山田善次郎
正道	月一回	磐田郡笠西村高尾	永井藤平	永井藤平
静岡商況新報	日刊	静岡市研屋町七二	佐野健治	神谷源太郎
静岡縣教育	月一回	静岡縣教育會	桑原數太郎	岡田周造
静岡縣會計	月一回	静岡縣廳會計課	程島定彦	惣田太郎

新聞紙名	発行回数	發行所	發行人	持主
東海興信所内報	月一回	安倍郡清水町清水四七六	西島 蘭作	西島 蘭作
静岡實業評論	月一回	静岡市屋形町三五	柴田 匠	柴田 匠
駿豆評論	月二回	田方郡三島町茅町一ノ乘	白澤 信雄	白澤 信雄
岳南報知新聞	月二回	田方郡葦山村葦山山木八九四	岩本 善雄	岩本 善雄
文化植民	月一回	静岡市安西一三八	小向啓次郎	小向啓次郎
安良里	三ヶ月一回	賀茂郡安良里村	高木象太郎	高木象太郎

東京市に本社を有し、静岡市に支局を設置せる、新聞社の名稱所在地及局長氏名左の如し。(大正十年七月二十九日現在)

新聞の名稱	所	地	局長氏名
國民新聞	兩替町一丁目三	小 杉	小 杉 潔
東京朝日新聞	吳服町四丁目五	霜 山	霜 山 經 助
報知新聞	紺屋町四八	萩 田	萩 田 長 太 郎
東京日日新聞	鍛冶町一六	岸 田	岸 田 醇 一
時事新報	新谷町六	廣 瀬	廣 瀬 修 造

中 央 新 聞	紺屋町二九	鈴 木 彌 一 郎
萬 朝 報	鷹匠町一丁目八二	深 尾 詔 郎
や ま と 新 聞	平屋町二	伊 東 定 雄
讀 賣 新 聞	下石町一丁目一七	早 川 瀏

静岡縣勢要覽終

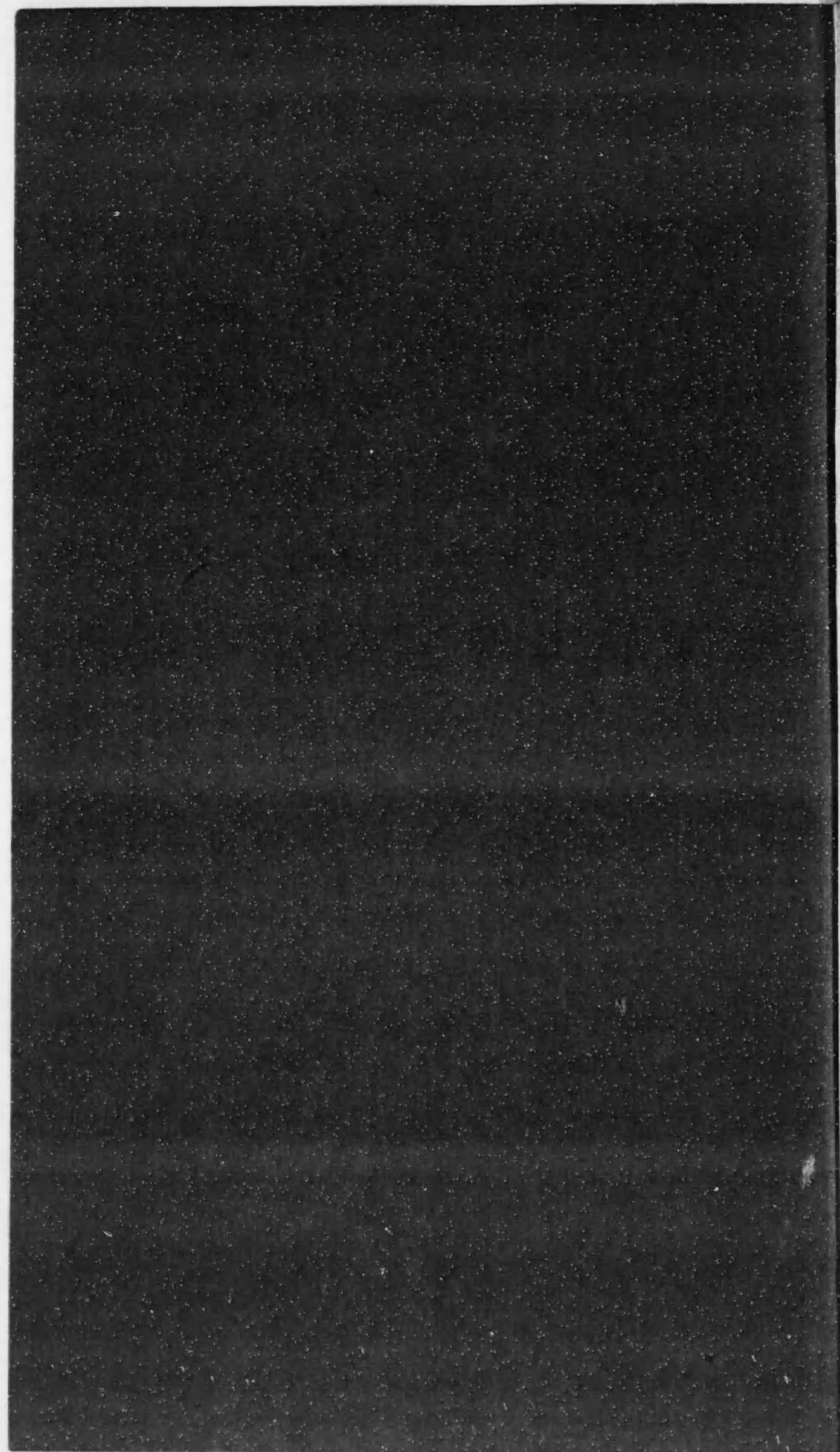
縣勢資料第一編

大正十年十一月五日印刷
大正十年十一月十日發行

靜岡縣

東京市日本橋區上槇町八番地(警眼社)

印刷者 湯澤睦雄



508
1

終